

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

第一条による改正（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号））

改 正 案	現 行
<p>（道府県及び市町村に関する規定の都及び特別区への準用）</p> <p>第一条 この政令中道府県に関する規定は都に、市町村に関する規定（法人等の市町村民税並びに固定資産税、特別土地保有税及び事業所税に関する規定を除く。）は特別区に準用する。この場合において、「道府県」、「道府県民税」、「道府県たばこ税」又は「道府県知事」とあるのは、それぞれ「都」、「都民税」、「都たばこ税」又は「都知事」と、「市町村」、「市町村民税」、「市町村たばこ税」又は「市町村長」とあるのは、それぞれ「特別区」、「特別区民税」、「特別区たばこ税」又は「特別区長」と読み替えるものとする。</p> <p>（市町村の廃置分合があつた場合における法人等の市町村民税の均等割の承継）</p> <p>第一条の三 市町村の廃置分合があつたため一の法人（法第二百九十四条第八項において法人とみなされるものを含む。）</p>	<p>（道府県及び市町村に関する規定の都及び特別区への準用）</p> <p>第一条 この政令中道府県に関する規定は都に、市町村に関する規定（法人等の市町村民税並びに固定資産税、特別土地保有税及び事業所税に関する規定を除く。）は特別区に準用する。この場合において、「道府県」、「道府県民税」、「道府県たばこ税」又は「道府県知事」とあるのは、それぞれ「都」、「都民税」、「都たばこ税」又は「都知事」と、「市町村」、「市町村民税」、「市町村たばこ税」又は「市町村長」とあるのは、それぞれ「特別区」、「特別区民税」、「特別区たばこ税」又は「特別区長」と読み替えるものとする。</p> <p>（市町村の廃置分合があつた場合における法人等の市町村民税の均等割の承継）</p> <p>第一条の三 市町村の廃置分合があつたため一の法人（法第二百九十四条第八項において法人とみなされるものを含む。）又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるもの（同項において法人とみなされるものを除く。）（以下本条、第五十七条、第五十七条の</p>

の事務所、事業所又は寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下「寮等」という。）が二以上の承継市町村の区域に所在することとなるときは、消滅市町村の当該法人の均等割に係る徴収金に係る権利については、それぞれその事務所、事業所又は寮等が所在することとなる承継市町村（以下本条中「所在承継市町村」という。）が、当該廃置分合があつた日の前日における消滅市町村の税率を適用して計算した当該法人の市町村民税の均等割の額を所在承継市町村の数で除して得た額を承継するものとする。

2 市町村の廃置分合があつたため二以上の消滅市町村の区域に所在していた一の法人等の事務所、事業所又は寮等が一の承継市町村の区域に所在することとなるときは、消滅市町村の当該法人等の均等割に係る徴収金に係る権利については、承継市町村は、当該法人等が当該廃置分合があつた日の前日に消滅市町村の区域内に所在していたその事務所、事業所又は寮等を当該廃置分合があつた日の前日に有しなくなつたものとみなし、かつ、当該廃置分合があつた日の前日における消滅市町村のそれぞれの税率を適用して計算した当該法人等の市町村民税の均等割額の合計額を承継するものとする。

（過誤納金等の充当適状）

第六条の十四 法第十七条の二第四項（法第三百六十四条第六項及び第七百六条の二第二項において例による場合を含む。）に規定する政令で定める充当をすることに適することとなつた時は、納付し、又は納入すべき地

二及び第五十七条の四中「法人等」と総称する。）の事務所、事業所又は寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下「寮等」という。）が二以上の承継市町村の区域に所在することとなるときは、消滅市町村の当該法人等の均等割に係る徴収金に係る権利については、それぞれその事務所、事業所又は寮等が所在することとなる承継市町村（以下本条中「所在承継市町村」という。）が、当該廃置分合があつた日の前日における消滅市町村の税率を適用して計算した当該法人等の市町村民税の均等割の額を所在承継市町村の数で除して得た額を承継するものとする。

2 市町村の廃置分合があつたため二以上の消滅市町村の区域に所在していた一の法人等の事務所、事業所又は寮等が一の承継市町村の区域に所在することとなるときは、消滅市町村の当該法人等の均等割に係る徴収金に係る権利については、承継市町村は、当該法人等が当該廃置分合があつた日の前日に消滅市町村の区域内に所在していたその事務所、事業所又は寮等を当該廃置分合があつた日の前日に有しなくなつたものとみなし、かつ、当該廃置分合があつた日の前日における消滅市町村のそれぞれの税率を適用して計算した当該法人等の市町村民税の均等割額の合計額を承継するものとする。

（過誤納金等の充当適状）

第六条の十四 法第十七条の二第四項（法第三百六十四条第六項及び第七百六条の二第二項において例による場合を含む。）に規定する政令で定める充当をすることに適することとなつた時は、納付し、又は納入すべき地

方団体の徴収金の法定納期限（次の各号に掲げる地方団体の徴収金については、当該各号に定める時とし、第一号から第四号までに掲げる地方税に係る延滞金については、その徴収の基因となつた地方税に係る当該各号に定める時とする。）と過誤納金が生じた時（還付加算金については、その計算の基礎となつた過誤納金が生じた時）とのいずれか遅い時とする。

一〇三 略

四 法第十五条第一項第一号の規定による徴収の猶予（盗難にかつたことによるものを除く。）又は法第五十五条の二第一項、第五十五条の四第一項、第七十二条の三十八の二第一項若しくは第六項、第七十二条の三十九の二第一項、第七十二条の三十九の四第一項、第七十三条の二十五第一項、第三百二十一条の十一の二第一項、第三百二十一条の十一の三第一項、第六百一条第三項若しくは第四項（これらの規定を法第六百二条第二項又は第六百三条の二の二第二項において準用する場合を含む。）、第六百三条第三項、第六百三条の二第五項、第六百二十九条第五項若しくは第七百条の二十一第一項の規定による徴収の猶予に係る地方税 その徴収の猶予の期限

五〇七 略

2 前項の規定は、法第七十三条の二第八項（法第七十三条の二十七第二項又は第七十三条の二十七の三第五項において準用する場合を含む。）、第七十四条の十四第三項、第四百七十七条第三項、第六百一条第八項（法第六百二条第二項、第六百三条第四項、第六百三条の二第六項、第六百三条の二の二第二項又は第六百二十九条第八項において準用する場合

方団体の徴収金の法定納期限（次の各号に掲げる地方団体の徴収金については、当該各号に定める時とし、第一号から第四号までに掲げる地方税に係る延滞金については、その徴収の基因となつた地方税に係る当該各号に定める時とする。）と過誤納金が生じた時（還付加算金については、その計算の基礎となつた過誤納金が生じた時）とのいずれか遅い時とする。

一〇三 略

四 法第十五条第一項第一号の規定による徴収の猶予（盗難にかつたことによるものを除く。）又は法第七十二条の三十八の二第一項若しくは第六項、第七十三条の二十五第一項、第六百一条第三項若しくは第四項（これらの規定を法第六百二条第二項又は第六百三条の二の二第二項において準用する場合を含む。）、第六百三条第三項、第六百三条の二第五項、第六百二十九条第五項若しくは第七百条の二十一第一項の規定による徴収の猶予に係る地方税 その徴収の猶予の期限

五〇七 略

2 前項の規定は、法第七十三条の二第九項（法第七十三条の二十七第二項又は第七十三条の二十七の三第五項において準用する場合を含む。）、第七十四条の十四第三項、第四百七十七条第三項、第六百一条第八項（法第六百二条第二項、第六百三条第四項、第六百三条の二第六項、第六百三条の二の二第二項又は第六百二十九条第八項において準用する場合

合を含む。）、第六百九十九条の第十四第七項（法第六百九十九条の第十五第二項において準用する場合を含む。）又は第七百条の二十一の二第二項の規定による充当について準用する。

（期限の特例）

第六条の十八 法第二十条の五第二項に規定する政令で定める期限は、次の各号に掲げる期限とする。

- 一 略
- 二 法第七十二条の三十第一項に規定する期限その他残余財産の分配又は引渡しの日の前日をもつて定めた期限
- 三 四 略
- 2 略

（納税証明事項）

第六条の二十一 法第二十条の十に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 四 略
- 五 地方団体の徴収金につき滞納処分を受けたことがないこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

2 次の各号に掲げる地方団体の徴収金に関する事項は、前項各号（第五号を除く。）に掲げる事項に該当しないものとする。

一及び二 略

合を含む。）、第六百九十九条の第十四第七項（法第六百九十九条の第十五第二項において準用する場合を含む。）又は第七百条の二十一の二第二項の規定による充当について準用する。

（期限の特例）

第六条の十八 法第二十条の五第二項に規定する政令で定める期限は、次の各号に掲げる期限とする。

- 一 略
- 二 法第七十二条の三十第一項に規定する期限その他残余財産の分配又は引渡しの日の前日をもつて定めた期限
- 三 四 略
- 2 略

（納税証明事項）

第六条の二十一 法第二十条の十に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 四 略
- 五 地方団体の徴収金につき滞納処分を受けたことがないことその他総務省令で定める事項

2 次の各号に掲げる地方団体の徴収金に関する事項は、前項各号に掲げる事項に該当しないものとする。

一及び二 略

3 法第二十条の十の規定により請求する日の三年前の日の属する会計年度前の会計年度において地方団体の徴収金につき滞納処分を受けたことがないことは、第一項第五号に掲げる事項に該当しないものとする。

(外国法人の事業が行われる場所)

第七条の三の五 法第二十四条第三項に規定する外国法人の事業が行われる場所政令で定めるものは、同項の外国法人が法の施行地内に有する次の各号のいずれかに該当する場所とする。

一 三 略

四 建設、すえ付け、組立てその他の作業でその期間が一年を超えるもの又はその作業の指揮監督の役務の提供でその期間が一年を超えるものの場所

五 次に掲げる者(その者が、イからハまでに規定する外国法人の事業に係る業務を、当該外国法人に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合における当該者を除く。)の事務所又は事業所

イ 当該外国法人のために、その事業に関し契約(当該外国法人のための資産の購入に係る契約を除く。ハにおいて同じ。)を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使する者(当該外国法人と同一又は類似の事業を営み、かつ、その事業の性質上欠くことができないうる者に基つき当該外国法人のために当該契約の締結に係る業務を行う者を除く。)

ロ 略

ハ 専ら 又は主として一の外国法人(当該外国法人と特殊の関係

(外国法人の事業が行なわれる場所)

第七条の三の五 法第二十四条第三項に規定する外国法人の事業が行なわれる場所政令で定めるものは、同項の外国法人が法の施行地内に有する次の各号の一に 該当する場所とする。

一 三 略

四 建設、すえ付け、組立てその他の作業でその期間が一年をこえるもの又はその作業の指揮監督の役務の提供でその期間が一年をこえるものの場所

五 次に掲げる者

の事務所又は事業所

イ 当該外国法人のために、その事業に関し契約(当該外国法人のための資産の購入に係る契約を除く。ハにおいて同じ。)を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使する者(当該外国法人と同一又は類似の事業を営み、かつ、その事業の性質上欠くことができないうる者に基つき当該外国法人のために当該契約の締結に係る業務を行なう者を除く。)

ロ 略

ハ もつばら又は主として一の外国法人(当該外国法人と特殊の関係

がある者を含む。)のために、常習的に、その事業に関し契約を締結するための注文の取得、協議その他の行為のうちの重要な部分を行なうことを事業とする者

2 次の各号に掲げる場所は、前項第一号から第三号までの規定にかかわらず、同項の場所としないものとする。

一及び二 略

三 当該外国法人が広告、宣伝、情報の提供、市場調査、基礎的研究その他当該事業の遂行にとつて補助的な機能を有する事業上の活動を行なうためにのみ使用する一定の場所

3 日本国が締結した租税に関する二重課税防止のための条約における恒久的施設とされた場所の範囲が前二項の規定による場所の範囲と異なるときは、当該条約の適用を受ける外国法人に係る法第二十四条第三項に規定する外国法人の事業が行われる場所で政令で定めるものは、前二項の規定にかかわらず、当該条約において恒久的施設とされた場所とする。

(収益事業の範囲)

第七条の四 法第二十四条第四項から第六項まで、第二十五条第一項ただし書及び第二項ただし書、第五十二条第一項の表の第一号並びに第五十三

三条第三十三項の収益事業は、法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第五条に規定する事業で、継続して事業場を設けて行われるものとする。ただし、当該事業のうち社会福祉法人、更生保護法人、学校法人又は私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第六十四条第四項

がある者を含む。)のために、常習的に、その事業に関し契約を締結するための注文の取得、協議その他の行為のうちの重要な部分を行なうことを事業とする者

2 次の各号に掲げる場所は、前項第一号から第三号までの規定にかかわらず、同項の場所としないものとする。

一及び二 略

三 当該外国法人が広告、宣伝、情報の提供、市場調査、基礎的研究その他当該事業の遂行にとつて補助的な機能を有する事業上の活動を行なうためにのみ使用する一定の場所

3 日本国が締結した租税に関する二重課税防止のための条約における恒久的施設とされた場所の範囲が前二項の規定による場所の範囲と異なるときは、当該条約の適用を受ける外国法人に係る法第二十四条第三項に規定する外国法人の事業が行なわれる場所で政令で定めるものは、前二項の規定にかかわらず、当該条約において恒久的施設とされた場所とする。

(収益事業の範囲)

第七条の四 法第二十四条第四項から第六項まで並びに第二十五条第一項ただし書及び第二項ただし書

の収益事業は、法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第五条に規定する事業で、継続して事業場を設けて営まれるものとする。ただし、当該事業のうち社会福祉法人、更生保護法人、学校法人又は私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第六十四条第四項

の法人が行う事業でその所得の金額の百分の九十以上の金額を当該法人が行う社会福祉事業、更生保護事業、私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の経営（法人税法施行令第五条に規定する事業を除く。）に充てているもの（その所得の金額がなく当該経営に充てていないものを含む。）を含まないものとする。

（法第二十五条第一項第二号の農業協同組合連合会）

第七条の四の五 法第二十五条第一項第二号に規定する農業協同組合連合会
政令で定めるものは、法人税法別表第二に規定する農業協同組合連合会に該当する農業協同組合連合会とする。

の法人が行う事業でその所得の金額の百分の九十以上の金額を当該法人が行う社会福祉事業、更生保護事業、私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の経営（法人税法施行令第五条に規定する事業を除く。）に充てているもの（その所得の金額がなく当該経営に充てていないものを含む。）を含まないものとする。

（法第二十五条第一項第二号の農業協同組合連合会）

第七条の四の五 法第二十五条第一項第二号に規定する農業協同組合連合会
政令で定めるものは、法人税法別表第二第一号に規定する農業協同組合連合会に該当する農業協同組合連合会とする。

第七条の十五の八 削除

（寄附金控除額の控除の対象となる共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金の範囲）

第七条の十五の九 法第三十四条第一項第五号の四口に規定する政令で定める寄附金は、次に掲げる寄附金とする。

- 一 社会福祉法第百十三条第二項に規定する共同募金会（以下本号及び次号において「共同募金会」という。）に対して同法第百十二条の規定により厚生労働大臣が定める期間内に支出された寄附金で、当該共同募金会がその募集に当たり総務大臣の承認を受けたもの
- 二 社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項に規定する更生保護事業

に要する経費に充てるために共同募金会に対して支出された寄附金（前号に該当するものを除く。）で総務大臣が定めるもの

三 日本赤十字社に対して支出された寄附金で、日本赤十字社が当該寄附金の募集に当たり総務大臣の承認を受けたもの

（寄附金控除額の控除の対象となる寄附金の額の特例）

第七条の十五の十 租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受ける財産の贈与又は遺贈について法第三十四条第一項第五号の四の規定の適用がある場合における同号の規定の適用については、同号中「寄附金の額」とあるのは、「寄附金の額（租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受ける寄附金の額のうち同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する額を除く。）」とする。

（特別障害者の範囲）

第七条の十五の十一 略

（地震保険料控除額の控除の対象となる共済に係る契約の範囲）

第七条の十五の十二 略

（特別障害者の範囲）

第七条の十五の八 略

（地震保険料控除額の控除の対象となる共済に係る契約の範囲）

第七条の十五の九 略

(寄附金税額控除額の控除の対象となる共同募金会又は日本赤十字社に
対する寄附金の範囲)

第七条の十七 法第三十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める寄
附金は、次に掲げる寄附金とする。

- 一 社会福祉法第百十三条第二項に規定する共同募金会（以下この号及
び次号において「共同募金会」という。）に対して同法第百十二条の
規定により厚生労働大臣が定める期間内に支出された寄附金で、当該
共同募金会がその募集に当たり総務大臣の承認を受けたもの
- 二 社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業又は更生保護事業
法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項に規定する更生保護事業
に要する経費に充てるために共同募金会に対して支出された寄附金（
前号に該当するものを除く。）で総務大臣が定めるもの
- 三 日本赤十字社に対して支出された寄附金で、日本赤十字社が当該寄
附金の募集に当たり総務大臣の承認を受けたもの

(寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金の特例)

第七条の十八 租税特別措置法第四十条第一項の規定を受ける財産
の贈与又は遺贈について法第三十七条の二の規定の適用がある場合にお
ける同条の規定の適用については、同条中「掲げる寄附金」とあるのは
、「掲げる寄附金（租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受け
るもののうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三
十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項
に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得

第七条の十七及び第七条の十八 削除

の特別控除額若しくは同法第三十三條第三項に規定する讓渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五條第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。」とする。

(外国の所得税等の額の控除)

第七條の十九 法第三十七條の三に規定する外国の所得税等(以下この条において「外国の所得税等」という。)の範圍については所得税法施行令第二百二十一條の規定を準用し、外国の所得税等の額については所得税法第九十五條第一項に規定する外国所得税の額の計算の例による。

2 当該年において課された外国の所得税等の額が当該年の所得税法第九十五條第一項に規定する控除限度額(以下この条及び第四十八條の九の二において「国税の控除限度額」という。)及び次項の規定により計算した額(以下この条及び第四十八條の九の二において「道府県民税の控除限度額」という。)の合計額に満たない場合において、当該年の前年以前三年内の各年(これらの年のうちにその課された外国の所得税等の額を所得割の課税標準である所得の計算上必要な経費に算入した年があるときは、当該必要な経費に算入した年以前の年を除く。以下この条において「前年以前三年内の各年」という。)において課された外国の所得税等の額のうち所得税法第九十五條、法第三十七條の三及び法第三百十四條の八の規定により控除することができた額を超える部分の額があるときは、当該超える部分の額を、その最も古い年のものから順次当該年に係る国税の控除限度額及び道府県民税の控除限度額の合計額から当該年において課された外国の所得税等の額を控除した残額に充てるもの

(外国の所得税等の額の控除)

第七條の十九 法第三十七條の二に規定する外国の所得税等(以下この条において「外国の所得税等」という。)の範圍については所得税法施行令第二百二十一條の規定を準用し、外国の所得税等の額については所得税法第九十五條第一項に規定する外国所得税の額の計算の例による。

2 当該年において課された外国の所得税等の額が当該年の所得税法第九十五條第一項に規定する控除限度額(以下この条及び第四十八條の九の二において「国税の控除限度額」という。)及び次項の規定により計算した額(以下この条及び第四十八條の九の二において「道府県民税の控除限度額」という。)の合計額に満たない場合において、当該年の前年以前三年内の各年(これらの年のうちにその課された外国の所得税等の額を所得割の課税標準である所得の計算上必要な経費に算入した年があるときは、当該必要な経費に算入した年以前の年を除く。以下この条において「前年以前三年内の各年」という。)において課された外国の所得税等の額のうち所得税法第九十五條、法第三十七條の二及び法第三百十四條の七の規定により控除することができた額を超える部分の額があるときは、当該超える部分の額を、その最も古い年のものから順次当該年に係る国税の控除限度額及び道府県民税の控除限度額の合計額から当該年において課された外国の所得税等の額を控除した残額に充てるもの

とした場合に当該充てられることとなる当該超える部分の額は、法第三十七條の三の規定の適用については、当該年において課された外国の所得税等の額とみなす。

3 法第三十七條の三の規定により外国の所得税等の額を控除する場合における限度額は、国税の控除限度額に百分の十二を乗じて計算する。

4 当該年において課された外国の所得税等の額が当該年の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び第四十八條の九の二第四項の規定により計算した額（以下この条及び第四十八條の九の二において「市町村民税の控除限度額」という。）の合計額を超える場合において、前年以前三年内の各年において課された外国の所得税等の額で法第三十七條の三の規定により控除することができたものうちに当該前年以前三年内の各年の道府県民税の控除限度額に満たないものがあるときは、当該年に係る法第三十七條の三の規定により外国の所得税等の額を控除する場合における限度額は、前項の規定にかかわらず、当該年の道府県民税の控除限度額に、前年以前三年内の各年の所得税法施行令第二百二十四條第四項に規定する国税の控除余裕額（同令第二百二十五條第三項の規定によりないものとみなされた額を除く。以下この条及び第四十八條の九の二において「国税の控除余裕額」という。）、外国の所得税等のうち法第三十七條の三の規定により控除することができた額が道府県民税の控除限度額に満たない場合における当該道府県民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額（以下この条及び第四十八條の九の二において「道府県民税の控除余裕額」という。）又は外国の所得税等のうち法第三百十四條の八の規定により控除することができた額

とした場合に当該充てられることとなる当該超える部分の額は、法第三十七條の二の規定の適用については、当該年において課された外国の所得税等の額とみなす。

3 法第三十七條の二の規定により外国の所得税等の額を控除する場合における限度額は、国税の控除限度額に百分の十二を乗じて計算する。

4 当該年において課された外国の所得税等の額が当該年の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び第四十八條の九の二第四項の規定により計算した額（以下この条及び第四十八條の九の二において「市町村民税の控除限度額」という。）の合計額を超える場合において、前年以前三年内の各年において課された外国の所得税等の額で法第三十七條の二の規定により控除することができたものうちに当該前年以前三年内の各年の道府県民税の控除限度額に満たないものがあるときは、当該年に係る法第三十七條の二の規定により外国の所得税等の額を控除する場合における限度額は、前項の規定にかかわらず、当該年の道府県民税の控除限度額に、前年以前三年内の各年の所得税法施行令第二百二十四條第四項に規定する国税の控除余裕額（同令第二百二十五條第三項の規定によりないものとみなされた額を除く。以下この条及び第四十八條の九の二において「国税の控除余裕額」という。）、外国の所得税等のうち法第三十七條の二の規定により控除することができた額が道府県民税の控除限度額に満たない場合における当該道府県民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額（以下この条及び第四十八條の九の二において「道府県民税の控除余裕額」という。）又は外国の所得税等のうち法第三百十四條の七の規定により控除することができた額

が市町村民税の控除限度額に満たない場合における当該市町村民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額（以下この条及び第四十八条の九の二において「市町村民税の控除余裕額」という。

）を前年以前三年内の各年のうち最も古い年のものから順次に、かつ、同一の年のものについては、国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額の順に、当該年において課された外国の所得税等の額のうち当該年の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える部分の額に充てるものとした場合に当該超える部分の額に充てられることとなる道府県民税の控除余裕額の合計額に相当する額を加算して計算する。この場合において、前年以前三年内の各年においてこの項の規定により当該前年以前三年内の各年の当該超える部分の額に充てられることとなる国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額は、この項の規定の適用については、ないものとみなす。

5 法第三十七条の三の規定による外国の所得税等の額の控除は、所得税法第九十五条の規定により同条の外国の所得税の額を控除する年度の翌年度分の所得割の額についてするものとする。

6 所得割の納税義務者の前年度以前三年度内の各年度における所得割額の計算上法第三十七条の三の規定により控除することとされた外国の所得税等の額のうち、当該所得割額を超えることとなるため控除することができなかつた額で前年度以前の年度の所得割について控除されなかつた部分の額は、当該納税義務者の所得割の額から控除するものとする。

7 法第三十七条の三の規定による外国の所得税等の額の控除に関する規

が市町村民税の控除限度額に満たない場合における当該市町村民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額（以下この条及び第四十八条の九の二において「市町村民税の控除余裕額」という。

）を前年以前三年内の各年のうち最も古い年のものから順次に、かつ、同一の年のものについては、国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額の順に、当該年において課された外国の所得税等の額のうち当該年の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える部分の額に充てるものとした場合に当該超える部分の額に充てられることとなる道府県民税の控除余裕額の合計額に相当する額を加算して計算する。この場合において、前年以前三年内の各年においてこの項の規定により当該前年以前三年内の各年の当該超える部分の額に充てられることとなる国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額は、この項の規定の適用については、ないものとみなす。

5 法第三十七条の二の規定による外国の所得税等の額の控除は、所得税法第九十五条の規定により同条の外国の所得税の額を控除する年度の翌年度分の所得割の額についてするものとする。

6 所得割の納税義務者の前年度以前三年度内の各年度における所得割額の計算上法第三十七条の二の規定により控除することとされた外国の所得税等の額のうち、当該所得割額を超えることとなるため控除することができなかつた額で前年度以前の年度の所得割について控除されなかつた部分の額は、当該納税義務者の所得割の額から控除するものとする。

7 法第三十七条の二の規定による外国の所得税等の額の控除に関する規

定は、法第四十五条の二第一項の規定による道府県民税に関する申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）に外国の所得税等の額の控除に関する明細書を添付して提出した場合（第二項、第四項又は前項の規定については、当該申告書を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた年以後の各年について連続して当該金額に関する事項の記載がある当該明細書を提出している場合）において、当該申告に係る当該控除に関して記載された金額を限度として適用する。ただし、市町村長において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（法第五十三条第一項前段の法人税割額）

第八条の六 法第五十三条第一項前段に規定する前事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額（以下この条において「予定申告に係る法人税割額」という。）は、同項に規定する予定申告法人（以下この条において「予定申告法人」という。）の当該道府県民税の申告書に係る事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）開始の日から六月を経過した日の前日までに前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額（これらの法人税割額の課税標準となる法人税割額のうち租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は

定は、法第四十五条の二第一項の規定による道府県民税に関する申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）に外国の所得税等の額の控除に関する明細書を添付して提出した場合（第二項、第四項又は前項の規定については、当該申告書を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた年以後の各年について連続して当該金額に関する事項の記載がある当該明細書を提出している場合）において、当該申告に係る当該控除に関して記載された金額を限度として適用する。ただし、市町村長において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（法第五十三条第一項前段の法人税割額）

第八条の六 法第五十三条第一項前段に規定する前事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額（以下この条において「予定申告に係る法人税割額」という。）は、同項に規定する予定申告法人（以下この条において「予定申告法人」という。）の当該道府県民税の申告書に係る事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）開始の日から六月を経過した日の前日までに前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額（これらの法人税割額の課税標準となる法人税割額のうち租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は

第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額にこれらの法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額)に六を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 適格合併(法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この節において同じ。) (法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。)に係る予定申告法人の前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合においては、予定申告に係る法人税割額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人(合併により被合併法人(合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この節において同じ。)から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同じ。)の前事業年度中に適格合併がなされた場合 前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税割額(当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額として当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度又は各連結事業年度(その月数が六月に満たないものを除く。)のうち最も新しい事業年度又は連結事

第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額にこれらの法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額)に六を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 適格合併(法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この節において同じ。) (法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。)に係る予定申告法人の前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合においては、予定申告に係る法人税割額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人(合併により被合併法人(合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この節において同じ。)から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同じ。)の前事業年度中に適格合併がなされた場合 前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税割額(当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額として当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度又は各連結事業年度(その月数が六月に満たないものを除く。)のうち最も新しい事業年度又は連結事

業年度に係る法人税割額（その課税標準となる法人税額のうちに租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項若しくは第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合又は個別帰属法人税額のうち個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該加算された金額又は個別帰属特別控除取戻税額等に当該法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額）をいう。以下この条において同じ。）に乘じて当該確定法人税割額の計算の基礎となつた法人税額の課税標準の算定期間又は個別帰属法人税額に係る連結法人税額（法第五十三条第四項に規定する連結法人税額をいう。）の課税標準の算定期間（当該被合併法人の連結事業年度に該当する期間に限る。）（次号及び次項において「確定法人税割額の算定期間」という。）の月数で除して得た金額

二 略

3 5 略

6 前各項の規定は、法第五十三条第一項前段に規定する当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額の計算について準用する。この場合において、第一項中「法人税額」とあるのは「個別帰属法人税額」と、「租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若

業年度に係る法人税割額（その課税標準となる法人税額のうちに租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項若しくは第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合又は個別帰属法人税額のうち個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該加算された金額又は個別帰属特別控除取戻税額等に当該法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額）をいう。以下この条において同じ。）に乘じて当該確定法人税割額の計算の基礎となつた法人税額の課税標準の算定期間又は個別帰属法人税額に係る連結法人税額（法第五十三条第四項に規定する連結法人税額をいう。）の課税標準の算定期間（当該被合併法人の連結事業年度に該当する期間に限る。）（次号及び次項において「確定法人税割額の算定期間」という。）の月数で除して得た金額

二 略

3 5 略

6 前各項の規定は、法第五十三条第一項前段に規定する当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額の計算について準用する。この場合において、第一項中「法人税額」とあるのは「個別帰属法人税額」と、「租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若

しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額」とあるのは「個別帰属特別控除取戻税額等」と、「当該加算された金額」とあるのは「当該個別帰属特別控除取戻税額等」と読み替えるものとする。

（法第五十三条第二項ただし書の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

第八条の九 法第五十三条第二項ただし書に規定する前連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（次項及び第三項において「予定申告に係る基準額」という。）は、同条第二項に規定する連結法人（次項、第三項及び次条第一項において「連結法人」という。）の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額（法人税法第七十一条第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。）

）で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。次項第一号及び第八条の十二において同じ。）に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の九第十項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十二第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十

しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額」とあるのは「個別帰属特別控除取戻税額等」と、「当該加算された金額」とあるのは「当該個別帰属特別控除取戻税額等」と読み替えるものとする。

（法第五十三条第二項ただし書の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

第八条の九 法第五十三条第二項ただし書に規定する前連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（次項及び第三項において「予定申告に係る基準額」という。）は、同条第二項に規定する連結法人（次項、第三項及び次条第一項において「連結法人」という。）の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額（法人税法第七十一条第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。）

）で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。次項第一号及び第八条の十二において同じ。）に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の九第十項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十二第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十

九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額に六を乗じて得た金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 適格合併（法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。）に係る連結法人の前連結事業年度中又は当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合においては、予定申告に係る基準額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人の前連結事業年度中に適格合併がなされた場合 前連結事業年度の月数に対する前連結事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等（当該合併法人の当該連結事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次条第一項及び第八条の十二において同じ。）に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度に係るもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは

九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額に六を乗じて得た金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 適格合併（法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。）に係る連結法人の前連結事業年度中又は当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合においては、予定申告に係る基準額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人の前連結事業年度中に適格合併がなされた場合 前連結事業年度の月数に対する前連結事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等（当該合併法人の当該連結事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次条第一項及び第八条の十二において同じ。）に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度に係るもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは

第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額）又は当該一年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもので、その計算の基礎となつた各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい連結事業年度に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第一項、第六十八条の十二第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）をいう。以下この条において同じ。）に乗じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して得た金額

二 略

3及び4 略

（法第五十三条第二項ただし書の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

第八条の十 法第五十三条第二項ただし書に規定する当該連結事業年度開

第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額）又は当該一年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもので、その計算の基礎となつた各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい連結事業年度に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の九第十項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第一項、第六十八条の十二第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）をいう。以下この条において同じ。）に乗じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して得た金額

二 略

3及び4 略

（法第五十三条第二項ただし書の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

第八条の十 法第五十三条第二項ただし書に規定する当該連結事業年度開

始の日の前日の属する事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「予定申告に係る基準額」という。）は、連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額）に六を乗じて得た金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 略

（法人の道府県民税の控除対象個別帰属調整額に係る繰越控除額の算定の特例）

第八条の十三 法人税額に係る法第五十三条第六項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 略

始の日の前日の属する事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「予定申告に係る基準額」という。）は、連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額）に六を乗じて得た金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 略

（法人の道府県民税の控除対象個別帰属調整額に係る繰越控除額の算定の特例）

第八条の十三 法人税額に係る法第五十三条第六項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 略

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属税額に係る繰越控除額の算定の特例)

第八条の十七 法人税額に係る法第五十三条第十一項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の第三項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 略

(法人の道府県民税の控除対象還付法人税額に係る繰越控除額の算定の特例)

第八条の二十 法人税額に係る法第五十三条第十五項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の第三項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 略

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属還付税額に係る繰越控除額の算定の特例)

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属税額に係る繰越控除額の算定の特例)

第八条の十七 法人税額に係る法第五十三条第十一項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の第三項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 略

(法人の道府県民税の控除対象還付法人税額に係る繰越控除額の算定の特例)

第八条の二十 法人税額に係る法第五十三条第十五項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の第三項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 略

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属還付税額に係る繰越控除額の算定の特例)

第八条の二十三 法人税額に係る法第五十三条第十九項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2
略

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請手続等)

第九条の九の八 法第五十五条の二第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は道府県知事が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一 相互協議（法第五十五条の二第一項に規定する相互協議をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）を継続した場合であつても法第五十五条の二第一項に規定する合意（以下この項において「合意」という。）に至らないと国税庁長官が認める場合（同条第四項各号に掲げる場合を除く。）において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国（同条第一項に規定する条約相手国をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二 相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議

第八条の二十三 法人税額に係る法第五十三条第十九項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2
略

に係る条約相手国の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。

三 租税特別措置法第六十六条の四の二第一項に規定する法人税の額に關し国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額を変更するものでないとき。

2 法第五十五条の二第二項の規定により担保を徴する場合には、期限を指定して、その提供を命ずるものとする。この場合においては、第六条の十並びに第六条の十一第一項及び第二項の規定を準用する。

3 法第五十五条の二第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを道府県知事に提出しなければならない。

一 当該猶予を受けようとする法人の名称及び主たる事務所又は事業所の所在地

二 法第五十五条の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額並びにその事業年度及び納期限又は同項に規定する更正若しくは決定により納付すべき法人税割額並びにその事業年度及び納期限

三 前号の法人税割額のうち当該猶予を受けようとする金額

四 当該猶予を受けようとする金額が五十万円を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証

人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所) その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請手続等)

第九条の九の九 法第五十五条の四第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は道府県知事が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

- 一 相互協議を継続した場合であつても法第五十五条の四第一項に規定する合意(以下この項において「合意」という。)に至らないと国税庁長官が認める場合(同条第四項各号に掲げる場合を除く。)において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき
- 二 相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。

- 三 租税特別措置法第六十八条の八十八の二第一項に規定する法人税の額に関し国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額を変更する

ものでないとき。

2| 法第五十五条の四第二項の規定により担保を徴する場合には、期限を指定して、その提供を命ずるものとする。この場合においては、第六条の十並びに第六条の十一第一項及び第二項の規定を準用する。

3| 法第五十五条の四第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする対象連結法人（同項に規定する対象連結法人をいう。以下この項において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書に、連結親法人（同条第一項に規定する連結親法人をいう。）が同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを道府県知事に提出しなければならない。

一| 当該猶予を受けようとする対象連結法人の名称及び主たる事務所又は事業所の所在地

二| 法第五十五条の四第一項に規定する申告納付すべき法人税割額並びにその事業年度及び納期限又は同項に規定する更正若しくは決定により納付すべき法人税割額並びにその事業年度及び納期限

三| 前号の法人税割額のうち当該猶予を受けようとする金額

四| 当該猶予を受けようとする金額が五十万円を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

(株式等譲渡所得割の特別徴収の手続等)

第九条の二十 略

2| 法第七十一条の五十一第一項の特別徴収義務者が同条第三項の規定による株式等譲渡所得割の還付をする場合には、その還付すべき金額に相当する金額は、次に掲げる金額から控除するものとする。

一| 当該特別徴収義務者が法第七十一条の五十一第二項の規定によりその年において選択口座に係る特定口座内保管上場株式等(法第二十四条第一項第七号に規定する特定口座内保管上場株式等をいう。次項において同じ。)の譲渡(同号に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)の対価又は選択口座において処理された上場株式等(同号に規定する上場株式等をいう。次項において同じ。)の信用取引等(同号に規定する信用取引等をいう。次項において同じ。)の差金決済(同号に規定する差金決済をいう。次項において同じ。)に係る差益に相当する金額から徴収し、法第七十一条の五十一第二項に規定するその徴収の日の属する年の翌年の一月十日までに納入すべき金額

二| 当該特別徴収義務者が法第七十一条の三十一第二項の規定によりその年において法附則第三十五条の二の五第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等から徴収し、同条第二項の規定により読み替えて適用される法第七十一条の三十一第二項に規定する徴収の日の属する年の翌年の一月十日までに納入すべき金額

3 前項の規定を適用する場合において、第一項の金融商品取引業者等が前項の規定により控除することができない金額があるときは、同項の特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価若しくは上場株式等の信用取引等

(株式等譲渡所得割の特別徴収の手続等)

第九条の二十 略

2| 法第七十一条の五十一第三項の規定による株式等譲渡所得割の還付をする場合には、その還付すべき金額に相当する金額は、同項の特別徴収義務者が同条第二項の規定によりその年において選択口座に係る特定口座内保管上場株式等(法第二十四条第一項第七号に規定する特定口座内保管上場株式等をいう。次項において同じ。)の譲渡(同号に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)の対価又は選択口座において処理された上場株式等(同号に規定する上場株式等をいう。次項において同じ。)の信用取引等(同号に規定する信用取引等をいう。次項において同じ。)の差金決済(同号に規定する差金決済をいう。次項において同じ。)に係る差益に相当する金額から徴収し、法第七十一条の五十一第二項に規定するその徴収の日の属する年の翌年の一月十日において納入すべき金額から控除するものとする。

3 前項の規定を適用する場合において、第一項の金融商品取引業者等が前項の規定により控除することができない金額があるときは、同項の特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は上場株式等の信用取引等

に係る差金決済に係る差益に相当する金額に係る株式等譲渡所得割又は同項の源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割が納入された道府県の知事は、当該控除することができない金額に相当する金額を当該金融商品取引業者等に還付する。

4 略

(収益事業の範囲)

第十五条 法第七十二条の二第四項、第七十二条の五第一項及び第二項、第七十二条の十三第二十六項並びに第七十二条の二十六第一項の収益事業は、法人税法施行令第五条に規定する事業で、継続して事業場を設けて行われるものとする。

(法第七十二条の五第一項第五号の農業協同組合連合会)

第二十条 法第七十二条の五第一項第五号に規定する農業協同組合連合会で政令で定めるものは、法人税法別表第二に規定する農業協同組合連合会に該当する農業協同組合連合会とする。

(単年度損益に係る寄附金の損金算入限度額等)

第二十条の二の十三 法第七十二条の十八の規定によつて連結申告法人以外の法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、同条の規定によりその例によるものとされる法人税法第三十七条第一項及び第四項並びに法人税法施行令第七十三条及び第七十七条の二の規定による寄

に係る差金決済に係る差益に相当する金額に係る株式等譲渡所得割

が納入された道府県の知事は、当該控除することができない金額に相当する金額を当該金融商品取引業者等に還付する。

4 略

(法第七十二条の二第四項並びに第七十二条の五第一項及び第二項の収益事業)

第十五条 法第七十二条の二第四項並びに第七十二条の五第一項及び第二項の収益事業は、法人税法施行令第五条に規定する事業で、継続して事業場を設けて営まれるものとする。

(法第七十二条の五第一項第五号の農業協同組合連合会)

第二十条 法第七十二条の五第一項第五号に規定する農業協同組合連合会で政令で定めるものは、法人税法別表第二第一号に規定する農業協同組合連合会に該当する農業協同組合連合会とする。

(単年度損益に係る寄附金の損金算入限度額等)

第二十条の二の十三 法第七十二条の十八の規定によつて連結申告法人以外の法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、同条の規定によりその例によるものとされる法人税法第三十七条第一項及び法人税法施行令第七十三条の規定による寄

附金の損金への算入限度額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

2 法第七十二条の十八の規定によつて連結申告法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、同条の規定によりその例によるものとされる法人税法第八十一条の六第一項及び第四項並びに法人税法施行令第五十五条の十三及び第五十五条の十三の二の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度に係る法人税の課税標準である連結所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

(特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額の算定の方法)

第二十条の二の十七 法第七十二条の十九後段に規定する同条の特定内国法人（以下この節において「特定内国法人」という。）の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額とみなす金額は、当該特定内国法人の付加価値額の総額（第二十条の二の十四の規定を適用しないで計算した金額とする。）に当該特定内国法人の法の施行地外に有する前条の場所（以下この項、次条第一項、第二十条の二の二十一第二項、第二十一条の九第一項及び第二十三条第一項において「外国の事務所又は事業所」という。）の従業者（事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この条、次条第一項、第二十条の二の二十一第二項、第二十条の二の二十三、第二十一条の九、第二十三条第一項及び第三十

附金の損金算入限度額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上これらの規定により寄附金の損金算入限度額とされた額とする。

2 法第七十二条の十八の規定によつて連結申告法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、同条の規定によりその例によるものとされる法人税法第八十一条の六第一項及び第五十五条の十三の規定による寄附金の連結損金算入限度額は、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度に係る法人税の課税標準である連結所得の計算上これらの規定により寄附金の連結損金算入限度額とされた額とする。

(特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額の算定の方法)

第二十条の二の十七 法第七十二条の十九後段に規定する同条の特定内国法人（以下本節において「特定内国法人」という。）の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額とみなす金額は、当該特定内国法人の付加価値額の総額（第二十条の二の十四の規定を適用しないで計算した金額とする。）に当該特定内国法人の法の施行地外に有する前条の場所（以下本項、次条第一項、第二十条の二の二十一第二項、第二十一条の八第一項及び第二十三条第一項において「外国の事務所又は事業所」という。）の従業者（事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下本条、次条第一項、第二十条の二の二十一第二項、第二十条の二の二十三、第二十一条の八、第二十三条第一項及び第三十

五条の三の十において同じ。)の数を乗じて得た額を当該特定内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算する。

2及び3 略

(繰越欠損金の損金算入の特例等)

第二十条の三 略

2及び3 略

4 法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、法人税法第五十七条第二項中「欠損金額(当該被合併法人等が当該欠損金額(この項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含み、第五項又は第九項)とあるのは「未処理欠損金額等(当該被合併法人等が欠損金額等(欠損金額(地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第二十条の三第四項の規定により読み替えられたこの項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被合併法人等欠損金額」という。))及び個別欠損金額(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この項及び第五項において同じ。)) (同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられたこの項の規定により当該被合併法人等の個別欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被合併法人等個別欠損金額」という。))をい、同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた第五項」と、

五条の三の十において同じ。)の数を乗じて得た額を当該特定内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算する。

2及び3 略

(繰越欠損金の損金算入の特例等)

第二十条の三 略

2及び3 略

4 法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、法人税法第五十七条第二項中「欠損金額(当該被合併法人等が当該欠損金額(この項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含み、第五項又は第九項)とあるのは「未処理欠損金額等(当該被合併法人等が欠損金額等(欠損金額(地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第二十条の三第四項の規定により読み替えられたこの項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被合併法人等欠損金額」という。))及び個別欠損金額(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この項及び第五項において同じ。)) (同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられたこの項の規定により当該被合併法人等の個別欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被合併法人等個別欠損金額」という。))をい、同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた第五項」と、

「欠損金額に限るものとし、前項」とあるのは「欠損金額等（同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた前項）」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額（第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。次項及び第五項において同じ。）」と、「除く。」をいう。以下この項において「未処理欠損金額」というとあるのは「除く。」をいう。以下この項において同じ」と、「生じた未処理欠損金額」とあるのは「生じた未処理欠損金額等（被合併法人等欠損金額に限る。）」と、「当該未処理欠損金額」とあるのは「当該未処理欠損金額等」と、「生じた欠損金額」とあるのは「生じた欠損金額等（被合併法人等個別欠損金額に限る。）」と、「当該未処理欠損金額」とあるのは「生じた前七年内事業年度開始の日の属する当該合併法人等の各事業年度（当該合併法人等の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の当該前七年内事業年度において生じた未処理欠損金額等（被合併法人等個別欠損金額に限る。）」にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）において生じた個別欠損金額」と、同条第三項中「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、「第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同条第四項中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同条第五項中「欠損金額（第二項又は次項の

「欠損金額に限るものとし、前項」とあるのは「欠損金額等（同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた前項）」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額（第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。次項及び第五項において同じ。）」と、「除く。」をいう。以下この項において「未処理欠損金額」というとあるのは「除く。」をいう。以下この項において同じ」と、「生じた未処理欠損金額」とあるのは「生じた未処理欠損金額等（被合併法人等欠損金額に限る。）」と、「当該未処理欠損金額」とあるのは「当該未処理欠損金額等」と、「生じた欠損金額」とあるのは「生じた前七年内事業年度開始の日の属する当該合併法人等の各事業年度（当該合併法人等の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の当該前七年内事業年度において生じた未処理欠損金額等（被合併法人等個別欠損金額に限る。）」にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）において生じた個別欠損金額」と、同条第三項中「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、「第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同条第四項中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同条第五項中「欠損金額（第二項又は次項の

規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含み、この項又は第九項」とあるのは「欠損金額等（欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた第二項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含む。）又は個別欠損金額（同条第四項の規定により読み替えられた第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）をいい、同条第四項の規定により読み替えられたこの項」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「欠損金額（第一項」とあるのは「欠損金額等（地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、法人税法施行令百十二条第二項中「欠損金額（同条第二項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む、同条第五項又は第九項」とあるのは「欠損金額等（欠損金額（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。）又は個別欠損金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この条及び次条において同じ。）（同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等の個別欠損金額とみなされたものを含む。）をいい、同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第五項」と、「（当該欠損金額」とあるのは「（当該欠損金額

規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含み、この項又は第九項」とあるのは「欠損金額等（欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた第二項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含む。）又は個別欠損金額（同条第四項の規定により読み替えられた第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）をいい、同条第四項の規定により読み替えられたこの項」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「欠損金額（第一項」とあるのは「欠損金額等（地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、法人税法施行令百十二条第二項中「欠損金額（同条第二項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む、同条第五項又は第九項」とあるのは「欠損金額等（欠損金額（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。）又は個別欠損金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この条及び次条において同じ。）（同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等の個別欠損金額とみなされたものを含む。）をいい、同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第五項」と、「（当該欠損金額」とあるのは「（当該欠損金額

等」と、「内国法人の欠損金額」とあるのは「内国法人の欠損金額又は個別欠損金額」と、「とし、当該欠損金額が同条第六項に規定する分割型分割を行った場合又は同項に規定する承認の取消し等の場合において同項の規定により当該被合併法人等となる内国法人の欠損金額とみなされたものであるときは当該分割型分割の日の前日の属する事業年度又は同項に規定する最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度（以下この項において「分割前事業年度等」という。）とする」とあるのは「とする」と、「直前適格合併等事業年度若しくは分割前事業年度等」とあるのは「直前適格合併等事業年度」と、同条第三項中「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、同条第八項第一号中「欠損金額（法第五十七条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同条第二項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたもの及び同条第五項又は第九項」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等の欠損金額又は個別欠損金額とみなされたもの及び同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第五項」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額」と、「法第五十七条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額（法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額を

等」と、「内国法人の欠損金額」とあるのは「内国法人の欠損金額又は個別欠損金額」と、「とし、当該欠損金額が同条第六項に規定する分割型分割を行った場合又は同項に規定する承認の取消し等の場合において同項の規定により当該被合併法人等となる内国法人の欠損金額とみなされたものであるときは当該分割型分割の日の前日の属する事業年度又は同項に規定する最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度（以下この項において「分割前事業年度等」という。）とする」とあるのは「とする」と、「直前適格合併等事業年度若しくは分割前事業年度等」とあるのは「直前適格合併等事業年度」と、同条第三項中「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、同条第八項第一号中「欠損金額（法第五十七条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同条第二項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたもの及び同条第五項又は第九項」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等の欠損金額又は個別欠損金額とみなされたもの及び同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第五項」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額」と、「法第五十七条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額（法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額を

いう。次条第一項において同じ。」と、「法第五十七条第五項又は第九項」とあるのは「同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第五項」と、同条第十一項中「同条第二項又は第六項の規定により当該被合併法人等」とあるのは「当該適格合併等の前に同条第二項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたもの、同条第六項の規定により当該内国法人」とあるのは「同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等」とあるのは「当該適格合併等の前に同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該内国法人」と、同令百十三条第一項中「同条第三項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「同条第三項各号に掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「欠損金額（同条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、当該特定資本関係事業年度開始の時までに同条第二項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む、同条第一項」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等の欠損金額又は個別欠損金額とみなされたものを含む、同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、「法第五十七条第五項又は第九項」とあるのは「同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第五項」と、「掲げる欠損金額

いう。次条第一項において同じ。」と、「法第五十七条第五項又は第九項」とあるのは「同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第五項」と、同条第十項中「同条第二項又は第六項の規定により当該被合併法人等」とあるのは「当該適格合併等の前に同条第二項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたもの、同条第六項の規定により当該内国法人」とあるのは「同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等」とあるのは「当該適格合併等の前に同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該内国法人」と、同令百十三条第一項中「同条第三項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「同条第三項各号に掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「欠損金額（同条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、当該特定資本関係事業年度開始の時までに同条第二項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む、同条第一項」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等の欠損金額又は個別欠損金額とみなされたものを含む、同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、「法第五十七条第五項又は第九項」とあるのは「同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第五項」と、「掲げる欠損金額

「とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同項第二号中「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同号口中「法第五十七条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、「同条第五項又は第九項」とあるのは「同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第五項」と、同項第三号中「規定する欠損金額」とあるのは「規定する欠損金額又は個別欠損金額」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同条第二項及び第四項中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同令第一百六条の二第三項中「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」として、これらの規定の例によるものとする。

5 法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、同項の規定にかかわらず、法人税法施行令第一百十二条第十四項及び第十五項の規定の例によらないものとする。

(所得に係る寄附金の損金算入限度額等)

第二十一条の三 法第七十二条の二十三第一項の規定によつて連結申告法人以外の法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、同項の規定によりその例によるものとされる法人税法第三十七条第一項及び第四項並びに法人税法施行令第七十三条、第七十三条の二、第七十四条及び第七十七条の二の規定による寄附金の損金への算

「とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同項第二号中「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同号口中「法第五十七条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、「同条第五項又は第九項」とあるのは「同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第五項」と、同項第三号中「規定する欠損金額」とあるのは「規定する欠損金額又は個別欠損金額」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同条第二項及び第四項中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同令第一百六条の二第三項中「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」として、これらの規定の例によるものとする。

5 法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、同項の規定にかかわらず、法人税法施行令第一百十二条第十三項及び第十四項の規定の例によらないものとする。

(所得に係る寄附金の損金算入限度額等)

第二十一条の三 法第七十二条の二十三第一項の規定によつて連結申告法人以外の法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、同項の規定によりその例によるものとされる法人税法第三十七条第一項並びに法人税法施行令第七十三条及び第七十四条の規定による 寄附金の損金算入限

入限度額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

2 法第七十二条の二十三第一項の規定によつて連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、同項の規定によりその例によるものとされる法人税法第八十一条の六第一項及び第四項並びに法人税法施行令第五十五条の十三及び第五十五条の十三の二の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度に係る法人税の課税標準である連結所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

(法第七十二条の二十三第二項第二号の政令で定める給付等)

第二十一条の八 法第七十二条の二十三第二項第二号に規定する政令で定める給付又は医療、介護、助産若しくはサービスは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下この条において「支援法」という。）第十四条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）に基づく医療支援給付のための医療、介護支援給付のための介護（支援法第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第十五条の二第一項第一号に掲げる居宅介護のうち同条第二項に規定する訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護、同条第一項第五号に

度額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上これらの規定により寄附金の損金算入限度額とされた額とする。

2 法第七十二条の二十三第一項の規定によつて連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、同項の規定によりその例によるものとされる法人税法第八十一条の六第一項及び

法人税法施行令第五十五条の十三

の規定による寄附金の連結損金算入限度額は、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度に係る法人税の課税標準である連結所得の計算上これらの規定により寄附金の連結損金算入限度額とされた額とする。

掲げる介護予防のうち同条第五項に規定する介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護又は同条第一項第四号に掲げる施設介護のうち同条第四項に規定する介護保健施設サービス若しくは介護療養施設サービスに限る。）又は出産支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第二十条に規定する出産支援給付をいう。）のための助産とする。

（特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する所得の算定の方法）

第二十一条の九 略

（法第七十二条の二十六第七項の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

第二十四条の六 法第七十二条の二十六第七項に規定する当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（次項及び第三項において「予定申告に係る基準額」という。）は、当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額（法人税法第七十一条第一項第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。）で当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。次項において

（特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する所得の算定の方法）

第二十一条の八 略

（法第七十二条の二十六第七項の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

第二十四条の六 法第七十二条の二十六第七項に規定する当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（次項及び第三項において「予定申告に係る基準額」という。）は、当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額（法人税法第七十一条第一項第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。）で当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。次項において

同じ。)に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの(当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の九第十項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十二第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)を当該連結事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする。

2 適格合併(法人税法第十二号の八に規定する適格合併をいい、法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。)に係る連結法人(同条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。次項において同じ。)の事業年度の期間が六月を超え、前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合においては、予定申告に係る基準額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人(合併により被合併法人(合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この項及び次項において同じ。)から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この項において同じ。)の前事業年度中に適格合併がなされた場合 前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等(当該合

同じ。)に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの(当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の九第十項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十二第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)を当該連結事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする。

2 適格合併(法人税法第十二号の八に規定する適格合併をいい、法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。)に係る連結法人(同条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。次項において同じ。)の事業年度の期間が六月を超え、前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合においては、予定申告に係る基準額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人(合併により被合併法人(合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この項及び次項において同じ。)から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この項において同じ。)の前事業年度中に適格合併がなされた場合 前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等(当該合

併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次条第一項において同じ。）に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度に係るもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）又は当該一年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもので、その計算の基礎となつた各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい連結事業年度に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の九第十項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十二第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八

併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次条第一項において同じ。）に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度に係るもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）又は当該一年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもので、その計算の基礎となつた各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい連結事業年度に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の九第十項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十二第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八

項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)をいう。次号及び次項において同じ。)に乘じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して計算した金額

二 略

3 及び 4 略

(法第七十二条の二十六第七項の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額)

第二十四条の七 法第七十二条の二十六第七項に規定する当該事業年度の前事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額(次項において「予定申告に係る基準額」という。)は、当該事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定したもの(当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額)を当該前事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする。

2 略

項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)をいう。次号及び次項において同じ。)に乘じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して計算した金額

二 略

3 及び 4 略

(法第七十二条の二十六第七項の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額)

第二十四条の七 法第七十二条の二十六第七項に規定する当該事業年度の前事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額(次項において「予定申告に係る基準額」という。)は、当該事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定したもの(当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額)を当該前事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする。

2 略

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収
猶予の申請手続等)

第三十二条の四 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて法第七十二条の三十三第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて道府県知事が法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額(次号において「申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割額」という。)から、当該更正決定のうち法第七十二条の三十九の二第一項に規定する法人税額に係る部分がなかつたものとして計算した場合に申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割額又は付加価値割額(次号において「猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額」という。)を控除した金額
- 二 申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割額を基礎として徴収することとされる過少申告加算金、不申告加算金及び加重算金の額から、猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額を基礎として徴収することとされる過少申告加算金、不申告加算金及び加重

算金の額を控除した金額

2| 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は道府県知事が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一| 相互協議（法第七十二条の三十九の二第一項に規定する相互協議をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）を継続した場合であつても法第七十二条の三十九の二第一項に規定する合意（以下この項において「合意」という。）に至らないと国税庁長官が認める場合（同条第四項各号に掲げる場合を除く。）において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国（同条第一項に規定する条約相手国をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二| 相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。

三| 租税特別措置法第六十六条の四の二第一項に規定する法人税の額に關し国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額を変更するものでないとき。

3| 法第七十二条の三十九の二第二項の規定により担保を徴する場合には

、期限を指定して、その提供を命ずるものとする。この場合においては、第六条の十並びに第六条の十一第一項及び第二項の規定を準用する。

4| 法第七十二条の三十九の二第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを道府県知事に提出しなければならない。

一| 当該猶予を受けようとする法人の名称及び主たる事務所又は事業所の所在地

二| 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びにそれらの事業年度及び納期限又は同項に規定する更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びにそれらの事業年度及び納期限

三| 前号の所得割額又は付加価値割額のうち当該猶予を受けようとする金額

四| 当該猶予を受けようとする金額が五十万円を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請手続等）

第三十二条の五 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申立てに係る租税特別措置法第六十八条の八十八第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額（法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申請をした対象連結法人（同項に規定する対象連結法人をいう。第四項において同じ。）に係るものに限る。以下この号において同じ。）に基づいて法第七十二条の三十三第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて道府県知事が法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額（次号において「申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割額」という。）から、当該更正決定のうち法第七十二条の三十九の四第一項に規定する法人税額に係る部分が無かつたものとして計算した場合に申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割額又は付加価値割額（次号において「猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額」という。）を控除した金額

二 申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割額を基礎として徴収することとされる過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の額から、猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額を基礎

として徴収することとされる過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の額を控除した金額

2| 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は道府県知事が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一| 相互協議を継続した場合であつても法第七十二条の三十九の四第一項に規定する合意（以下この項において「合意」という。）に至らな
いと国税庁長官が認める場合（同条第四項各号に掲げる場合を除く。
）において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国の権限ある
当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を
得たとき。

二| 相互協議を継続した場合であつても合意に至らな
いと当該相互協議に係る条約相手国の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官
が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁
長官が同意をしたとき。

三| 租税特別措置法第六十八条の八十八の二第一項に規定する法人税の
額に関し国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意が
行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額を変更する
ものでないとき。

3| 法第七十二条の三十九の四第二項の規定により担保を徴する場合には
、期限を指定して、その提供を命ずるものとする。この場合においては
、第六条の十並びに第六条の十一第一項及び第二項の規定を準用する。

4 法第七十二条の三十九の四第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする対象連結法人は、次に掲げる事項を記載した申請書に、連結親法人（同項に規定する連結親法人をいう。）が同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを道府県知事に提出しなければならない。

一 当該猶予を受けようとする対象連結法人の名称及び主たる事務所又は事業所の所在地

二 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びにそれらの事業年度及び納期限又は同項に規定する更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びにそれらの事業年度及び納期限

三 前号の所得割額又は付加価値割額のうち当該猶予を受けようとする金額

四 当該猶予を受けようとする金額が五十万円を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

（法第七十三条の二第二項の家屋を新築して譲渡することを業とする者）

第三十六条の二の二 略

（法第七十三条の二第二項の家屋を新築して譲渡することを業とする者）等

第三十六条の二の二 略

(法第七十三条の二第十一項の契約の効力が発生した日)

第三十六条の二の三 法第七十三条の二第十一項に規定する契約の効力が発生した日として政令で定める日は、同項の契約に基づき同項の保留地予定地である土地について使用し、又は収益することができることとなつた日とする。

(法第七十三条の四第一項第一号の不動産)

第三十六条の三 略

2 4 略

5 法第七十三条の四第一項第一号に規定する

土地改良区又は土地改良区連合が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産とする。

一 五 略

6 及び 7 略

(法第七十三条の四第一項第四号の不動産)

第三十六条の七 法第七十三条の四第一項第四号に規定する政令で定める不動産は、生活保護法

第三十八条第

2 法第七十三条の二第二項に規定する住宅を新築して譲渡する者で政令で定めるものは、事業を行う者(以下この項及び第三十九条の三において「事業者」という。)がその使用する従業員に譲渡する住宅を新築する場合における当該事業者とする。

(法第七十三条の二第十二項の契約の効力が発生した日)

第三十六条の二の三 法第七十三条の二第十二項に規定する契約の効力が発生した日として政令で定める日は、同項の契約に基づき同項の保留地予定地である土地について使用し、又は収益することができることとなつた日とする。

(法第七十三条の四第一項第一号の不動産)

第三十六条の三 略

2 4 略

5 法第七十三条の四第一項第一号に規定する独立行政法人緑資源機構、

土地改良区又は土地改良区連合が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産とする。

一 五 略

6 及び 7 略

(法第七十三条の四第一項第四号の不動産)

第三十六条の七 法第七十三条の四第一項第四号に規定する政令で定める不動産は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十八条第

二項に規定する救護施設、同条第三項に規定する更生施設、同条第四項に規定する医療保護施設、同条第五項に規定する授産施設及び同条第六項に規定する宿所提供施設の用に供する不動産とする。

(法第七十三条の四第一項第四号の二の政令で定める者等)

第三十六条の八 法第七十三条の四第一項第四号の二に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 公益社団法人又は公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会及び医療法人

二及び三 略

2 略

(法第七十三条の四第一項第四号の三の政令で定める者等)

第三十六条の九 法第七十三条の四第一項第四号の三に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 老人福祉法附則第六条の二の規定により社会福祉法人とみなされる農業協同組合連合会

二 公益社団法人又は公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会（前号に掲げるものを除く。）、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、企業年金基金、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、商工組合（組合員に出資をさせないもの

二項に規定する救護施設、同条第三項に規定する更生施設、同条第四項に規定する医療保護施設、同条第五項に規定する授産施設及び同条第六項に規定する宿所提供施設の用に供する不動産とする。

(法第七十三条の四第一項第四号の二の政令で定める者等)

第三十六条の八 法第七十三条の四第一項第四号の二に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 民法第三十四条の法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会及び医療法人

二及び三 略

2 略

(法第七十三条の四第一項第四号の三の政令で定める者等)

第三十六条の九 法第七十三条の四第一項第四号の三に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 民法第三十四条の法人、農業協同組合、農業協同組合連合会（前号に掲げるものを除く。）、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、企業年金基金、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、商工組合（組合員に出資をさせないもの

に限る。）、商工組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団及び医療法人

三 前二号に掲げる者以外の者で老人福祉法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センターの設置について同法第十五条第二項の規定により届け出たもの

2 法第七十三条の四第一項第四号の三に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる不動産とする。

一 社会福祉法人が経営する老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム
の用に供する不動産

二 社会福祉法人及び前項第一号に掲げる者が経営する老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームの用に供する不動産

三 社会福祉法人並びに前項第一号及び第二号に掲げる者が経営する老人福祉法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンター、同法第二十条の三に規定する老人短期入所施設、同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム及び同法第二十条の七に規定する老人福祉センターの用に供する不動産

四 略

（法第七十三条の四第一項第四号の七の政令で定める者等）

第三十六条の十 法第七十三条の四第一項第四号の七に規定する政令で定

に限る。）、商工組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団及び医療法人

二 前号に掲げる者以外の者で老人福祉法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センターの設置について同法第十五条第二項の規定により届け出たもの

2 法第七十三条の四第一項第四号の三に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる不動産とする。

一 社会福祉法人が経営する老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム及び同法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームの用に供する不動産

二 社会福祉法人及び前項第一号
に掲げる者が経営する老

人福祉法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンター、同法第二十条の三に規定する老人短期入所施設、同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム及び同法第二十条の七に規定する老人福祉センターの用に供する不動産

三 略

（法第七十三条の四第一項第四号の七の政令で定める者等）

第三十六条の十 法第七十三条の四第一項第四号の七に規定する政令で定

める者は、次に掲げる者とする。

- 一 公益社団法人又は公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

二 略

2 略

(法第七十三条の四第一項第三十八号の不動産)

第三十七条の九の十一 法第七十三条の四第一項第三十八号に規定する独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号)第十一条第一号から第三号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 事務所の用に供する不動産
- 二 宿舍の用に供する不動産

(法第七十三条の六第一項の換地の取得)

第三十七条の十二 法第七十三条の六第一項に規定する政令で定める換地の取得は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)による土地改良事業の施行に伴う換地の取得(独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第三項又は第十一条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第三百十号)第十六条第二項又は旧農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号)

める者は、次に掲げる者とする。

- 一 民法第三十四条の法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

二 略

2 略

(法第七十三条の六第一項の換地の取得)

第三十七条の十二 法第七十三条の六第一項に規定する政令で定める換地の取得は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)による土地改良事業の施行に伴う換地の取得(独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第三百十号)

第十六条第二項又は同法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる森林開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法

第二

十三条第二項において準用する土地改良法第五十四条の二第一項又は第五項の規定による換地の取得を含む。)のうち、次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 土地改良法第五十三条の三第一項(同法第八十四条、第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四並びに独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項及び独立行政法人森林総合研究所法附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定により換地計画において定められた換地の取得(農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の用に供する換地の取得を除く。)

- 二 土地改良法第五十三条の三の二第一項(同法第八十四条、第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四並びに独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項及び独立行政法人森林総合研究所法附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定により換地計画において定められた換地の取得

律第七十号)附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号。以下「旧農用地整備公団法」という。)第二十三条第二項において準用する土地改良法第五十四条の二第一項又は第五項の規定による換地の取得を含む。)のうち、次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 土地改良法第五十三条の三第一項(同法第八十四条、第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四、独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項並びに同法附則第八条第二項

の規定によりなおその効力を

- 有することとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定により換地計画において定められた換地の取得(農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の用に供する換地の取得を除く。)

- 二 土地改良法第五十三条の三の二第一項(同法第八十四条、第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四、独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項並びに同法附則第八条第二項

の規定によりなおその効

- 力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定により換地計画において定められた換地の取得

(法第七十三条の十四第一項の住宅の建築)

第三十七条の十六 法第七十三条の十四第一項に規定する住宅の建築で政令で定めるものは、次の各号に掲げる住宅の建築の区分に応じ、当該各号に定める住宅の建築とする。

- 一 共同住宅等（法第七十三条の十四第一項に規定する共同住宅等をいう。次号、第三十九条の二の四第一項及び第三十九条の三 において同じ。）以外の住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。以下この条及び第三十九条の三 において同じ。） 当該建築に係る住宅（当該建築が住宅と一構となるべき住宅の新築である場合にあつては一構をなすこれらの住宅とし、当該建築が住宅の増築又は改築である場合にあつては当該増築又は改築がされた後の住宅とする。以下次条までにおいて同じ。）の床面積（区分所有される住宅にあつては、居住の用に供する専有部分の床面積とし、当該専有部分の属する建物に共用部分があるときは、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により当該共用部分の床面積をあん分して得た面積を当該専有部分の床面積に算入するものとする。第三十七条の十八及び第三十九条の二の四第一項第一号において同じ。）が五十平方メートル（当該専有部分が貸家の用に供されるものである場合にあつては、四十平方メートル）以上二百四十平方メートル以下の住宅の建築

二 略

(法第七十三条の十四第六項の施設)

(法第七十三条の十四第一項の住宅の建築)

第三十七条の十六 法第七十三条の十四第一項に規定する住宅の建築で政令で定めるものは、次の各号に掲げる住宅の建築の区分に応じ、当該各号に定める住宅の建築とする。

- 一 共同住宅等（法第七十三条の十四第一項に規定する共同住宅等をいう。次号、第三十九条の二の四第一項及び第三十九条の三の二において同じ。）以外の住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。以下この条及び第三十九条の三の二において同じ。） 当該建築に係る住宅（当該建築が住宅と一構となるべき住宅の新築である場合にあつては一構をなすこれらの住宅とし、当該建築が住宅の増築又は改築である場合にあつては当該増築又は改築がされた後の住宅とする。以下次条までにおいて同じ。）の床面積（区分所有される住宅にあつては、居住の用に供する専有部分の床面積とし、当該専有部分の属する建物に共用部分があるときは、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により当該共用部分の床面積をあん分して得た面積を当該専有部分の床面積に算入するものとする。第三十七条の十八及び第三十九条の二の四第一項第一号において同じ。）が五十平方メートル（当該専有部分が貸家の用に供されるものである場合にあつては、四十平方メートル）以上二百四十平方メートル以下の住宅の建築

二 略

(法第七十三条の十四第六項の施設)

第三十八条 法第七十三条の第十四第六項に規定する農林漁業経営の近代化

又は合理化のための共同利用に供する施設で政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる施設とする。

一 法第七十三条の第十四第六項の資金（次号及び第三号に定める資金を除く。）の貸付けを受けて取得する場合 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、たばこ耕作組合、たばこ耕作組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合又は事業協同組合（事業協同組合にあつては、木材に関する事業を行うものに限る。）

が保管、生産又は加工の用に供する家屋

二及び三 略

第三十八条 法第七十三条の第十四第六項に規定する農林漁業経営の近代化

又は合理化のための共同利用に供する施設で政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる施設とする。

一 法第七十三条の第十四第六項の資金（次号及び第三号に定める資金を除く。）の貸付けを受けて取得する場合 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、たばこ耕作組合、たばこ耕作組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合若しくは事業協同組合（事業協同組合にあつては、木材に関する事業を行うものに限る。）又は民法第三十四条の社団法人で農業の振興を目的とするもの（社員の全部が地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会であるものに限る。）が保管、生産又は加工の用に供する家屋

二及び三 略

（法第七十三条の二十四第一項第四号の住宅を購入して譲渡する者）

第三十九条の三 法第七十三条の二十四第一項第四号に規定する住宅を購

入して譲渡する者で政令で定めるものは、その使用する従業員に住宅を譲渡する事業者又は特定の事業者の使用する従業員に住宅を譲渡する地方住宅供給公社若しくは日本勤労者住宅協会が独立行政法人都市再生機構から購入した住宅をそれぞれその使用する従業員又は特定の事業者の使用する従業員に譲渡する場合における当該事業者又は当該地方住宅供給公社若しくは日本勤労者住宅協会とする。

（法第七十三条の二十四第一項の規定の適用に関し必要な事項）

（法第七十三条の二十四第一項の規定の適用に関し必要な事項）

第三十九条の三 共同住宅等以外の住宅の新築がされたことにより法

第七十三条の二十四第一項第一号の規定の適用がある場合において、当該住宅の新築をした者が当該住宅の新築後一年以内にその住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅に増築したときは、これらの前後の住宅の建築をもつて一戸の住宅の新築とみなし、その新築が同号に規定する期間内にあつたものとみなして同号の規定を適用する。

2 共同住宅等以外の住宅の建築をして法第七十三条の二十四第一項第二号又は第三号の規定の適用を受ける者が、当該住宅の建築後一年以内にその住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅に増築した場合においては、これらの前後の住宅の建築をもつて一戸の住宅の新築又は取得とみなし、その新築又は取得が同項第二号又は第三号に規定する期間内にあつたものとみなして同項第二号又は第三号の規定を適用する。

(法第七十三条の二十四第四項の政令で定める場合)

第三十九条の三の二 略

(法第七十三条の二十七の七第一項の政令で定める換地)

第三十九条の七の二 法第七十三条の二十七の七第一項に規定する政令で定める換地は、次に掲げるものとする。

- 一 土地改良法第五十三条の三第一項

第三十九条の三の二 共同住宅等以外の住宅の新築がされたことにより法

第七十三条の二十四第一項第一号の規定の適用がある場合において、当該住宅の新築をした者が当該住宅の新築後一年以内にその住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅に増築したときは、これらの前後の住宅の建築をもつて一戸の住宅の新築とみなし、その新築が同号に規定する期間内にあつたものとみなして同号の規定を適用する。

2 共同住宅等以外の住宅の建築をして法第七十三条の二十四第一項第二号から第四号までの規定の適用を受ける者が、当該住宅の建築後一年以内にその住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅に増築した場合においては、これらの前後の住宅の建築をもつて一戸の住宅の新築又は取得とみなし、その新築又は取得が同項第二号から第四号までに規定する期間内にあつたものとみなして同項第二号から第四号までの規定を適用する。

(法第七十三条の二十四第四項の政令で定める場合)

第三十九条の三の三 略

(法第七十三条の二十七の七第一項の政令で定める換地)

第三十九条の七の二 法第七十三条の二十七の七第一項に規定する政令で定める換地は、次に掲げるものとする。

- 一 土地改良法第五十三条の三第一項(独立行政法人緑資源機構法第十
- 六条第二項又は同法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有
- することとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用

の規定により換地計画において定められた換地であつて、同項第二号

に掲げる施設（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第十四条第一項の規定により同号に掲げる施設とみなされる施設を含む。）の用に供するもの（土地改良法第五十三条の二の二第一項

の規定により地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない従前の土地がある場合におけるその特に減じた地積又はその換地を定めない従前の土地の地積を合計した面積を超えない部分に限る。）

二 土地改良法第五十三条の三の二第一項

の規定により換地計画において定められた換地であつて、同項第二号に掲げる土地として定められたもの

（仮換地等の指定があつた場合における不動産取得税の課税の特例等）

第三十九条の八 法第七十三条の二第十項 に規定する土地区画整理法に

よる土地区画整理事業又は土地改良法による土地改良事業の施行に係る土地について法令の定めるところによつて同項に規定する仮換地等の指

する場合を含む。以下本号において同じ。）の規定により換地計画に

おいて定められた換地であつて、土地改良法第五十三条の三第一項第二号に掲げる施設（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第十四条第一項の規定により同号に掲げる施設とみなされる施設を含む。）の用に供するもの（土地改良法第五十三条の二の二第一項（独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項又は同法附則第八条第二項の規定

によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない従前の土地がある場合におけるその特に減じた地積又はその換地を定めない従前の土地の地積を合計した面積を超えない部分に限る。）

二 土地改良法第五十三条の三の二第一項（独立行政法人緑資源機構法

第十六条第二項又は同法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する場合を含む。以下本号において同じ。）の規定により換地計画において定められた換地であつて、土地改良法第五十三条の三の二第一項第二号に掲げる土地として定められたもの

（仮換地等の指定があつた場合における不動産取得税の課税の特例等）

第三十九条の八 法第七十三条の二第十一項に規定する土地区画整理法に

よる土地区画整理事業又は土地改良法による土地改良事業の施行に係る土地について法令の定めるところによつて同項に規定する仮換地等の指

定があつた場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができるとなつた日前における当該仮換地等に対応する従前の土地の取得について法第七十三条の十五の二、第七十三条の二十四又は第七十三条の二十八の規定を適用するときは、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略	法第七十三条の十五の二第二項	当該土地に隣接する土地	当該土地に対応する第七十三条の第二十一項に規定する仮換地等（第七十三条の二十四及び第七十三条の二十八第一項において「仮換地等」という。）に隣接する土地
	略	略	略

（収益事業の範囲）

第四十七条 第七条の四の規定は、法第二百九十四条第六項から第八項まで、第二百九十六条第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第三百十二条第一項の表の第一号の収益事業の範囲について準用する。

第四十八条の七 第七条の十三の四の規定は法第三百十四条の二第一項第一号の規定を適用する場合における同号に規定する資産について受けた損失の金額の計算について、第七条の十五の規定は法第三百十四条の二第一項第五号に規定する政令で定める保険料又は掛金について、第七条の十五の四の規定は法第三百十四条の二第一項第五号ニに規定する事由

定があつた場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができるとなつた日前における当該仮換地等に対応する従前の土地の取得について法第七十三条の十五の二、第七十三条の二十四又は第七十三条の二十八の規定を適用するときは、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略	法第七十三条の十五の二第二項	当該土地に隣接する土地	当該土地に対応する第七十三条の第二十一項に規定する仮換地等（第七十三条の二十四及び第七十三条の二十八第一項において「仮換地等」という。）に隣接する土地
	略	略	略

（収益事業の範囲）

第四十七条 第七条の四の規定は、法第二百九十四条第六項から第八項まで並びに第二百九十六条第一項ただし書及び第二項ただし書の収益事業の範囲について準用する。

第四十八条の七 第七条の十三の四の規定は法第三百十四条の二第一項第一号の規定を適用する場合における同号に規定する資産について受けた損失の金額の計算について、第七条の十五の規定は法第三百十四条の二第一項第五号に規定する政令で定める保険料又は掛金について、第七条の十五の四の規定は法第三百十四条の二第一項第五号ニに規定する事由

の範囲について、第七条の十五の七の規定は法第三百十四条の二第一項第五号の三に規定する政令で定める保険料又は掛金について

準用す

る。この場合において、第七条の十五及び第七条の十五の四中「法第三十四條第一項第五号ニ」とあるのは「法第三百十四條の二第一項第五号ニ」と、第七条の十五の七中「法第三十四條第一項第五号の三」とあるのは「法第三百十四條の二第一項第五号の三」と読み替えるものとする。

2 法第三百十四條の二第一項第一号に規定する政令で定める資産は第七条の十三の二各号に掲げる資産とし、法第三百十四條の二第一項第二号に規定する政令で定める対価は第七条の十四に規定する対価とし、法第三百十四條の二第一項第四号イに規定する政令で定める共済契約は第七条の十四の二に規定する共済契約とし、法第三百十四條の二第一項第四号ハに規定する政令で定める共済制度は第七条の十四の三に規定する共済制度とし、法第三百十四條の二第一項第五号イに規定する政令で定める生命保険契約は第七条の十五の二第一項に規定する生命保険契約とし、法第三百十四條の二第一項第五号ハに規定する政令で定める生命共済に係る契約は第七条の十五の二第二項に規定する生命共済に係る契約とし、法第三百十四條の二第一項第五号ニに規定する政令で定める保険契約は第七条の十五の二第三項に規定する保険契約とし、法第三百十四條の二第一項第五号ハに規定する政令で定める生命共済に係る契約に類す

の範囲について、第七条の十五の七の規定は法第三百十四條の二第一項第五号の三に規定する政令で定める保険料又は掛金について、第七条の十五の十の規定は租税特別措置法第四十條第一項の規定の適用を受ける財産の贈与又は遺贈について法第三百十四條の二第一項第五号の四の規定の適用がある場合における同号に規定する寄附金の額について準用する。この場合において、第七条の十五及び第七条の十五の四中「法第三十四條第一項第五号ニ」とあるのは「法第三百十四條の二第一項第五号ニ」と、第七条の十五の七中「法第三十四條第一項第五号の三」とあるのは「法第三百十四條の二第一項第五号の三」と読み替えるものとする。

2 法第三百十四條の二第一項第一号に規定する政令で定める資産は第七条の十三の二各号に掲げる資産とし、法第三百十四條の二第一項第二号に規定する政令で定める対価は第七条の十四に規定する対価とし、法第三百十四條の二第一項第四号イに規定する政令で定める共済契約は第七条の十四の二に規定する共済契約とし、法第三百十四條の二第一項第四号ハに規定する政令で定める共済制度は第七条の十四の三に規定する共済制度とし、法第三百十四條の二第一項第五号イに規定する政令で定める生命保険契約は第七条の十五の二第一項に規定する生命保険契約とし、法第三百十四條の二第一項第五号ハに規定する政令で定める生命共済に係る契約は第七条の十五の二第二項に規定する生命共済に係る契約とし、法第三百十四條の二第一項第五号ニに規定する政令で定める保険契約は第七条の十五の二第三項に規定する保険契約とし、法第三百十四條の二第一項第五号ハに規定する政令で定める生命共済に係る契約に類す

る共済に係る契約は第七條の十五の三に規定する契約とし、法第三百十四の二第一項第五号ホに規定する退職年金に類する契約で政令で定めるものは第七條の十五の五に規定する契約とし、法第三百十四條の二第一項第五号の二に規定する年金を給付する定めのある契約で政令で定めるものは第七條の十五の六第一項に規定する契約とし、法第三百十四條の二第一項第五号の二ハに規定する政令で定める要件は第七條の十五の六第二項に規定する要件とし

、法第三百十四條の二第一項第六号に規定する政令で定める障害者は第七條の十五の八に規定する者とする。

3 法第三百十四條の二第八項第二号に規定する政令で定める共済に係る契約は、第七條の十五の九に規定する契約とする。

4 略

第四十八條の八 削除

(寄附金税額控除額の控除の対象となる共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金の範囲等)

第四十八條の九 法第三百十四條の七第一項第二号に規定する政令で定める寄附金は、第七條の十七各号に掲げる寄附金とする。

2 第七條の十八の規定は、租税特別措置法第四十條第一項の規定の適用を受ける財産の贈与又は遺贈について法第三百十四條の七の規定の適用がある場合における同條の規定の適用について準用する。

る共済に係る契約は第七條の十五の三に規定する契約とし、法第三百十四の二第一項第五号ホに規定する退職年金に類する契約で政令で定めるものは第七條の十五の五に規定する契約とし、法第三百十四條の二第一項第五号の二に規定する年金を給付する定めのある契約で政令で定めるものは第七條の十五の六第一項に規定する契約とし、法第三百十四條の二第一項第五号の二ハに規定する政令で定める要件は第七條の十五の六第二項に規定する要件とし、法第三百十四條の二第一項第五号の四ロに規定する政令で定める寄附金は第七條の十五の九に規定する寄附金とし、法第三百十四條の二第一項第六号に規定する政令で定める障害者は第七條の十五の十一に規定する者とする。

3 法第三百十四條の二第八項第二号に規定する政令で定める共済に係る契約は、第七條の十五の十二に規定する契約とする。

4 略

第四十八條の八及び第四十八條の九 削除

(外国の所得税等の額の控除)

第四十八条の九の二 法第三百十四条の八に規定する外国の所得税等（以下この条において「外国の所得税等」という。）の範囲については所得税法施行令第二百二十一条の規定を準用し、外国の所得税等の額については所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税の額の計算の例による。

2 当該年において課された外国の所得税等の額が当該年の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額に満たない場合において、当該年の前年以前三年内の各年（これらの年のうちにその課された外国の所得税等の額を所得割の課税標準である所得の計算上必要な経費に算入した年があるときは、当該必要な経費に算入した年以前の年を除く。以下この条において「前年以前三年内の各年」という。）において課された外国の所得税等の額のうち所得税法第九十五条、法第三十七条の三及び法第三百十四条の八の規定により控除することができた額を超える部分の額があるときは、当該超える部分の額を、その最も古い年のものから順次当該年に係る国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額から当該年において課された外国の所得税等の額を控除した残額に充てるものとした場合に当該充てられるものとなる当該超える部分の額は、法第三百十四条の八の規定の適用については、当該年において課された外国の所得税等の額とみなす。

3 法第三百十四条の八に規定する法第三十七条の三の控除の限度額で政

(外国の所得税等の額の控除)

第四十八条の九の二 法第三百十四条の七に規定する外国の所得税等（以下この条において「外国の所得税等」という。）の範囲については所得税法施行令第二百二十一条の規定を準用し、外国の所得税等の額については所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税の額の計算の例による。

2 当該年において課された外国の所得税等の額が当該年の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額に満たない場合において、当該年の前年以前三年内の各年（これらの年のうちにその課された外国の所得税等の額を所得割の課税標準である所得の計算上必要な経費に算入した年があるときは、当該必要な経費に算入した年以前の年を除く。以下この条において「前年以前三年内の各年」という。）において課された外国の所得税等の額のうち所得税法第九十五条、法第三十七条の二及び法第三百十四条の七の規定により控除することができた額を超える部分の額があるときは、当該超える部分の額を、その最も古い年のものから順次当該年に係る国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額から当該年において課された外国の所得税等の額を控除した残額に充てるものとした場合に当該充てられるものとなる当該超える部分の額は、法第三百十四条の七の規定の適用については、当該年において課された外国の所得税等の額とみなす。

3 法第三百十四条の七に規定する法第三十七条の二の控除の限度額で政

令で定めるものは、道府県民税の控除限度額とする。

4 法第三百十四条の八の規定により外国の所得税等の額を控除する場合における限度額は、国税の控除限度額に百分の十八を乗じて計算する。

5 当該年において課された外国の所得税等の額が当該年の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える場合において、前年以前三年内の各年において課された外国の所得等の額で法第三百十四条の八の規定により控除することができたものうちに当該前年以前三年内の各年の市町村民税の控除限度額に満たないものがあるときは、当該年に係る法第三百十四条の八の規定により外国の所得税等の額を控除する場合における限度額は、前項の規定にかかわらず、当該年の市町村民税の控除限度額に、前年以前三年内の各年の国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額又は市町村民税の控除余裕額を前年以前三年内の各年のうち最も古い年のものから順次に、かつ、同一の年のものについては、国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額の順に、当該年において課された外国の所得税等の額のうち当該年の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える部分の額に充てるものとした場合に当該超える部分の額に充てられることとなる市町村民税の控除余裕額の合計額に相当する額を加算して計算する。この場合において、前年以前三年内の各年においてこの項の規定により当該前年以前三年内の各年の当該超える部分の額に充てられることとなる国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額は、この項の規定の適用については、ないものとみなす。

令で定めるものは、道府県民税の控除限度額とする。

4 法第三百十四条の七の規定により外国の所得税等の額を控除する場合における限度額は、国税の控除限度額に百分の十八を乗じて計算する。

5 当該年において課された外国の所得税等の額が当該年の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える場合において、前年以前三年内の各年において課された外国の所得等の額で法第三百十四条の七の規定により控除することができたものうちに当該前年以前三年内の各年の市町村民税の控除限度額に満たないものがあるときは、当該年に係る法第三百十四条の七の規定により外国の所得税等の額を控除する場合における限度額は、前項の規定にかかわらず、当該年の市町村民税の控除限度額に、前年以前三年内の各年の国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額又は市町村民税の控除余裕額を前年以前三年内の各年のうち最も古い年のものから順次に、かつ、同一の年のものについては、国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額の順に、当該年において課された外国の所得税等の額のうち当該年の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える部分の額に充てるものとした場合に当該超える部分の額に充てられることとなる市町村民税の控除余裕額の合計額に相当する額を加算して計算する。この場合において、前年以前三年内の各年においてこの項の規定により当該前年以前三年内の各年の当該超える部分の額に充てられることとなる国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額は、この項の規定の適用については、ないものとみなす。

6 法第三百十四條の八の規定による外国の所得税等の額の控除は、所得税法第九十五條の規定により同條の外国の所得税の額を控除する年度の翌年度分の所得割の額についてするものとする。

7 所得割の納税義務者の前年度以前三年度内の各年度における所得割額の計算上法第三百十四條の八の規定により控除することとされた外国の所得税等の額のうち、当該所得割額を超えることとなるため控除することができなかつた額で前年度以前の年度の所得割について控除されなかつた部分の額は、当該納税義務者の所得割の額から控除するものとする。

8 法第三百十四條の八の規定による外国の所得税等の額の控除に関する規定は、法第三百十七條の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）に外国の所得税等の額の控除に関する明細書を添付して提出した場合（第二項、第五項又は前項の規定については、当該申告書を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた年以後の各年について連続して当該金額に関する事項の記載がある当該明細書を提出している場合）において、当該申告に係る当該控除に関して記載された金額を限度として適用する。ただし、市町村長において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除不足額の充当）

第四十八條の九の三 市町村長は、法第三百十四條の九第一項の納税義務者に同條第二項又は第三項に規定する控除することができなかつた金額

6 法第三百十四條の七の規定による外国の所得税等の額の控除は、所得税法第九十五條の規定により同條の外国の所得税の額を控除する年度の翌年度分の所得割の額についてするものとする。

7 所得割の納税義務者の前年度以前三年度内の各年度における所得割額の計算上法第三百十四條の七の規定により控除することとされた外国の所得税等の額のうち、当該所得割額を超えることとなるため控除することができなかつた額で前年度以前の年度の所得割について控除されなかつた部分の額は、当該納税義務者の所得割の額から控除するものとする。

8 法第三百十四條の七の規定による外国の所得税等の額の控除に関する規定は、法第三百十七條の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）に外国の所得税等の額の控除に関する明細書を添付して提出した場合（第二項、第五項又は前項の規定については、当該申告書を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた年以後の各年について連続して当該金額に関する事項の記載がある当該明細書を提出している場合）において、当該申告に係る当該控除に関して記載された金額を限度として適用する。ただし、市町村長において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除不足額の充当）

第四十八條の九の三 市町村長は、法第三百十四條の八第一項の納税義務者に同條第二項又は第三項に規定する控除することができなかつた金額

(以下この条から第四十八条の九の五までにおいて「控除不足額」という。)がある場合においては、当該納税義務者の法第三百十四条の九第一項の申告書に係る年度分の個人の道府県民税又は市町村民税の法第七七条の四に規定する賦課決定(法第三百二十一条の二第一項の規定による追徴に係るものを除く。)後、納税通知書を発する前に、当該控除不足額を当該個人の道府県民税又は市町村民税に充当するものとする。

2 略

3 控除不足額のうち第一項の規定による充当をすることができなかつた部分の金額がある場合において、当該納税義務者に未納に係る地方団体の徴収金があるときは、次の各号の順序により、当該充当をすることができなかつた部分の金額(第四十八条の九の五の規定により加算すべき金額を含む。)をこれに充当するものとする。

一 当該納税義務者の法第三百十四条の九第一項の申告書に係る年度分の個人の道府県民税又は市町村民税で法第三百二十一条の二第一項の規定により追徴すべきものがあるときは、当該個人の道府県民税又は市町村民税に充当する。

二 略

4及び5 略

(給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例)

第四十八条の九の八 法第三百二十一条の五の二第一項の承認の申請をする者は、その承認を受けようとする事務所等(同項に規定する事務所等をいう。以下この条及び次条において同じ。)の所在地、当該事務所等

(以下この条から第四十八条の九の五までにおいて「控除不足額」という。)がある場合においては、当該納税義務者の法第三百十四条の八第一項の申告書に係る年度分の個人の道府県民税又は市町村民税の法第七七条の四に規定する賦課決定(法第三百二十一条の二第一項の規定による追徴に係るものを除く。)後、納税通知書を発する前に、当該控除不足額を当該個人の道府県民税又は市町村民税に充当するものとする。

2 略

3 控除不足額のうち第一項の規定による充当をすることができなかつた部分の金額がある場合において、当該納税義務者に未納に係る地方団体の徴収金があるときは、次の各号の順序により、当該充当をすることができなかつた部分の金額(第四十八条の九の五の規定により加算すべき金額を含む。)をこれに充当するものとする。

一 当該納税義務者の法第三百十四条の八第一項の申告書に係る年度分の個人の道府県民税又は市町村民税で法第三百二十一条の二第一項の規定により追徴すべきものがあるときは、当該個人の道府県民税又は市町村民税に充当する。

二 略

4及び5 略

(特別徴収税額の納期の特例)

第四十八条の九の八 法第三百二十一条の五の二第一項の承認の申請をする者は、その承認を受けようとする事務所等(同項に規定する事務所等をいう。以下本条及び次条において同じ。)の所在地、当該事務所等

において給与の支払を受ける者の数その他総務省令で定める事項を記載した申請書を同項の市町村長に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請書を提出した者につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その申請を却下することができる。

一及び二 略

三 その者につき現に当該市町村に係る地方団体の徴収金の滞納があり、かつ、その滞納に係る地方団体の徴収金の徴収が著しく困難であることその他その申請を認める場合には法第三百二十一条の五第一項又は第二項ただし書の規定により徴収した給与所得に係る特別徴収税額の納入に支障が生ずるおそれがあると認められる相当の理由があること。

3 5 略

第四十八条の九の十 第四十八条の九の八第三項の規定による承認の取消し又は前条の届出書の提出があつた場合には、その取消し又は提出の日の属する法第三百二十一条の五の二第一項に規定する期間に係る法第三百二十一条の五第一項又は第二項ただし書に規定する給与所得に係る特別徴収税額のうち同日の属する月以前の各月に徴収すべきものについては、同日の属する月の翌月十日をその納期限とする。

(特別徴収の対象とすべき老齢等年金給付等)

第四十八条の九の十一 法第三百二十一条の七の二第二項に規定する国民

において給与の支払を受ける者の数その他総務省令で定める事項を記載した申請書を同項の市町村長に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請書を提出した者につき次の各号の一に 該当する事実があるときは、その申請を却下することができる。

一及び二 略

三 その者につき現に当該市町村に係る地方団体の徴収金の滞納があり、かつ、その滞納に係る地方団体の徴収金の徴収が著しく困難であることその他その申請を認める場合には法第三百二十一条の五第一項又は第二項ただし書の規定により徴収した特別徴収税額の納入に支障が生ずるおそれがあると認められる相当の理由があること。

3 5 略

第四十八条の九の十 第四十八条の九の八第三項の規定による承認の取消し又は前条の届出書の提出があつた場合には、その取消し又は提出の日の属する法第三百二十一条の五の二第一項に規定する期間に係る法第三百二十一条の五第一項又は第二項ただし書に規定する特別徴収税額のうち同日の属する月以前の各月に徴収すべきものについては、同日の属する月の翌月十日をその納期限とする。

年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）による老齡基礎年金その他の同法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基づく老齡又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 国民年金法による老齡基礎年金（同法附則第九条の三第一項による老齡年金を含む。次条第一号において同じ。）

二 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この項及び次項において「昭和六十年国民年金等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法（次条において「旧国民年金法」という。）による老齡年金及び通算老齡年金

三 昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（次条において「旧厚生年金保険法」という。）による老齡年金、通算老齡年金及び特例老齡年金

四 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五百五号。以下この号において「昭和六十年国共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法及び昭和六十年国共済法等改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）（次条において「旧国共済法等」という。）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

五 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律

第百八号。以下この号において「昭和六十年地共済法等改正法」という。第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法及び昭和六十年地共済法等改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五百三十三号）（次条において「旧地共済法等」という。）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

六 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（次条において「旧私学共済法」という。）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

2 法第三百二十一条の七の二第一項に規定する前項に定める年金たる給付に類する老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。次条において「旧船員保険法」という。）による老齢年金及び通算老齢年金

二 移行農林年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。次条において同じ。）のうち、退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

3 法第三百二十一条の七の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該年度の初日の属する年の一月一日以後引き続き当該市町村の区域内に住所を有する者でない者
- 二 当該年度分の老齢等年金給付の年額が十八万円未満である者その他の当該市町村の行う介護保険の介護保険法第百三十五条第五項に規定する特別徴収対象被保険者でない者
- 三 特別徴収の方法によつて徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者
- 四 前三号に掲げるもののほか、特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると市町村長が認める者

(特別徴収の対象となる老齢等年金給付の順位)

- 第四十八条の九の十二 同一の特別徴収対象年金所得者について、次に掲げる老齢等年金給付が二以上ある場合における法第三百二十一条の七の四第一項（法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を徴収させるべき一の老齢等年金給付は、次の各号の順序に従い、先順位の老齢等年金給付とする。
- 一 国民年金法による老齢基礎年金
 - 二 旧国民年金法による老齢年金又は通算老齢年金
 - 三 旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金
 - 四 旧船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金
 - 五 旧国共済法等による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附

則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。）

六 旧国共済法等による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（前号に掲げる年金を除く。）

七 移行農林年金のうち、退職年金、減額退職年金又は通算退職年金

八 旧私学共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金

九 旧地共済法等による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金

（市町村と年金保険者との間における通知の方法）

第四十八条の九の十三 法第三百二十一条の七の三及び第三百二十一条の

七の七第四項（法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による年金保険者から市町村への通知は、年金保険者が次の各号に掲げる者である場合においては、当該各号に定める者を經由して行うものとする。

一 特定年金保険者（社会保険庁長官及び地方公務員共済組合（全国市町村職員共済組合連合会を含む。以下この条及び次条において同じ。）

）以外の年金保険者をいう。次項において同じ。） 社会保険庁長官
二 地方公務員共済組合 地方公務員共済組合連合会

2 法第三百二十一条の七の五第一項及び第三百二十一条の七の七第二項

（これらの規定を法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による市町村から年金保険者への通知は、年金保険者が次の各号に掲げる者である場合においては、当該各号に定める者を經由して行うものとする。

一 特定年金保険者 社会保険庁長官

二 地方公務員共済組合 地方公務員共済組合連合会

3) 前二項に定めるもののほか、これらの規定に規定する通知の方法に關し必要な事項は、総務省令で定める。

(年金保険者が地方公務員共済組合である場合の納入の特例)

第四十八条の九の十四 法第三百二十一条の七の六(法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による支払回数割特別徴収税額又は支払回数割仮特別徴収税額の市町村への納入は、年金保険者が地方公務員共済組合である場合においては、地方公務員共済組合連合会を経由して行うものとする。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請手続等)

第四十八条の十五の三 法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は市町村長が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一 相互協議(法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する相互協議をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。)を継続した場合であつても法第三百二十一条の十一の二第二項に規定する合意(以下この項において「合意」という。)に至らないと国税庁長官が認める場合(同条第四項各号に掲げる場合を除く。)において、国税庁長官

が当該相互協議に係る条約相手国（同条第一項に規定する条約相手国をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二 相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。

三 租税特別措置法第六十六条の四の二第一項に規定する法人税の額に關し国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額を変更するものでないとき。

2 法第三百二十一条の十一の二第二項の規定により担保を徴する場合には、期限を指定して、その提供を命ずるものとする。この場合においては、第六条の十並びに第六条の十一第一項及び第二項の規定を準用する。

3 法第三百二十一条の十一の二第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該猶予を受けようとする法人の名称及び主たる事務所又は事業所の所在地

二 法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する申告納付すべき法人

税割額並びにその事業年度及び納期限又は同項に規定する更正若しくは決定により納付すべき法人税割額並びにその事業年度及び納期限

三 前号の法人税割額のうち当該猶予を受けようとする金額

四 当該猶予を受けようとする金額が五十万円を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請手続等）

第四十八条の十五の四 法第三百二十一条の十一の三第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は市町村長が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一 相互協議を継続した場合であつても法第三百二十一条の十一の三第一項に規定する合意（以下この項において「合意」という。）に至らないと国税庁長官が認める場合（同条第四項各号に掲げる場合を除く。）において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二 相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議

に係る条約相手国の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。

三 租税特別措置法第六十八条の八十八の二第一項に規定する法人税の額に関し国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額を変更するものでないとき。

2 法第三百二十一条の十一の三第二項の規定により担保を徴する場合には、期限を指定して、その提供を命ずるものとする。この場合においては、第六条の十並びに第六条の十一第一項及び第二項の規定を準用する。

3 法第三百二十一条の十一の三第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする対象連結法人（同項に規定する対象連結法人をいう。以下この項において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書に、連結親法人（同条第一項に規定する連結親法人をいう。）が同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該猶予を受けようとする対象連結法人の名称及び主たる事務所又は事業所の所在地

二 法第三百二十一条の十一の三第一項に規定する申告納付すべき法人税割額並びにその事業年度及び納期限又は同項に規定する更正若しくは決定により納付すべき法人税割額並びにその事業年度及び納期限

三 前号の法人税割額のうち当該猶予を受けようとする金額

四 当該猶予を受けようとする金額が五十万円を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

（法第三百四十八条第二項第二号の固定資産）

第四十九条の二の二 法第三百四十八条第二項第二号に規定する独立行政法人水資源機構が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、独立行政法人水資源機構が直接その本来の事業の用に供する次の各号に掲げる固定資産（第三号及び第四号に掲げる固定資産にあつては、水道又は工業用水道の用に供する取水施設、貯水施設若しくは浄水施設又はこれらの施設を管理するための施設で総務省令で定めるものの用に供する土地を除く。）とする。

一 略

二 ダム（ダムと一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。以下この項、第五十一条の十六の二第三号、第五十一条の十六の四第三号及び第五十二条の十の三において同じ。）の用に供する固定資産（当該ダムが発電、水道又は工業用水道の用に供される場合には、当該固定資産のうち、当該固定資産の価格に当該ダムの新築又は改築に要する費用の額につき当該ダムを発電、水道又は工業用水道の用に供する者が負担する額の当該費用の額に対する割合を乗じて得た価

（法第三百四十八条第二項第二号の固定資産）

第四十九条の二の二 法第三百四十八条第二項第二号に規定する独立行政法人水資源機構が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、独立行政法人水資源機構が直接その本来の事業の用に供する次の各号に掲げる固定資産（第三号及び第四号に掲げる固定資産にあつては、水道又は工業用水道の用に供する取水施設、貯水施設若しくは浄水施設又はこれらの施設を管理するための施設で総務省令で定めるものの用に供する土地を除く。）とする。

一 略

二 ダム（ダムと一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。以下この項、第五十一条の十六の二第三号及び第五十二条の十の三において同じ。）の用に供する固定資産（当該ダムが発電、水道又は工業用水道の用に供される場合には、当該固定資産のうち、当該固定資産の価格に当該ダムの新築又は改築に要する費用の額につき当該ダムを発電、水道又は工業用水道の用に供する者が負担する額の当該費用の額に対する割合を乗じて得た価

格に相当する部分を除く。）

三〇六 略

2| 2|
略 略

（法第三百四十八条第二項第十号の二の政令で定める者等）

第四十九条の十二 法第三百四十八条第二項第十号の二に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 公益社団法人又は公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会及び医療法人
 - 二及び三 略
- 2 略

（法第三百四十八条第二項第十号の三の政令で定める者等）

第四十九条の十三 法第三百四十八条第二項第十号の三に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

格に相当する部分を除く。）

三〇六 略

3| 3|
略 略

2| 法第三百四十八条第二項第二号に規定する独立行政法人緑資源機構が

直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、独立行政法人緑資源機構が直接その本来の事業の用に供する次に掲げる固定資産とする。

- 一 農業用排水施設及びその用に供する土地
- 二 前号の施設の操作又は監視の用に供する固定資産
- 三 防風林及び土砂防止林

（法第三百四十八条第二項第十号の二の政令で定める者等）

第四十九条の十二 法第三百四十八条第二項第十号の二に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 民法第三十四条の法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会及び医療法人
 - 二及び三 略
- 2 略

（法第三百四十八条第二項第十号の三の政令で定める者等）

第四十九条の十三 法第三百四十八条第二項第十号の三に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 老人福祉法附則第六条の二の規定により社会福祉法人とみなされる農業協同組合連合会

二 公益社団法人又は公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会（前号に掲げるものを除く。）、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、企業年金基金、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、商工組合（組合員に出資をさせないものに限る。）、商工組合連合会（組合員に出資をさせないものに限る。）、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団及び医療法人

三 前二号に掲げる者以外の者で老人福祉法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センターの設置について同法第十五条第二項の規定による届出をしたもの

2 法第三百四十八条第二項第十号の三に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

一 社会福祉法人が経営する老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームの用に供する固定資産

二 社会福祉法人及び前項第一号に掲げる者が経営する老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームの用に供する固定資産

三 社会福祉法人並びに前項第一号及び第二号に掲げる者が経営する老

一 民法第三十四条の法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合

組合連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、企業年金基金、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、商工組合（組合員に出資をさせないものに限る。）、商工組合連合会（組合員に出資をさせないものに限る。）、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団及び医療法人

二 前号に掲げる者以外の者で老人福祉法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センターの設置について同法第十五条第二項の規定による届出をしたもの

2 法第三百四十八条第二項第十号の三に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

一 社会福祉法人が経営する老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム及び同法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームの用に供する固定資産

二 社会福祉法人及び前項第一号に掲げる者が経営する老

人福祉法第二十条の二に規定する老人デイサービスセンター、同法第二十条の三に規定する老人短期入所施設、同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム及び同法第二十条の七に規定する老人福祉センターの用に供する固定資産

四略

(法第三百四十八条第二項第十号の六の政令で定める者等)

第四十九条の十五 法第三百四十八条第二項第十号の六に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 公益社団法人又は公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

二 略

2 略

(法第三百四十八条第二項第十二号の固定資産)

第五十条の五 法第三百四十八条第二項第十二号に規定する公益社団法人又は公益財団法人で学術の研究を目的とするものがその目的のため直接その研究の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一 略

(法第三百四十八条第二項第二十九号の固定資産)

第五十一条の十 法第三百四十八条第二項第二十九号に規定する独立行政

人福祉法第二十条の二に規定する老人デイサービスセンター、同法第二十条の三に規定する老人短期入所施設、同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム及び同法第二十条の七に規定する老人福祉センターの用に供する固定資産

三略

(法第三百四十八条第二項第十号の六の政令で定める者等)

第四十九条の十五 法第三百四十八条第二項第十号の六に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 民法第三十四条の法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

二 略

2 略

(法第三百四十八条第二項第十二号の固定資産)

第五十条の五 法第三百四十八条第二項第十二号に規定する民法第三十四条の法人で学術の研究を目的とするものがその目的のため直接その研究の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一 略

(法第三百四十八条第二項第二十九号の固定資産)

第五十一条の十 法第三百四十八条第二項第二十九号に規定する独立行政

法人国民生活センターが独立行政法人国民生活センター法第十条第一号から第六号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 三 略

(法第三百四十八条第二項第四十四号の固定資産)

第五十一条の十五の十 法第三百四十八条第二項第四十四号に規定する独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法第十一条第一号から第三号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 事務所の用に供する固定資産
- 二 宿舍の用に供する固定資産

(法第三百四十八条第六項の固定資産)

第五十一条の十六の二 略

法人国民生活センターが独立行政法人国民生活センター法第十条第一号から第五号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 三 略

(法第三百四十八条第六項の固定資産)

第五十一条の十六の二 略

2 法第三百四十八条第六項に規定する国立大学法人等以外の者が使用しているものその他の政令で定める固定資産は、当該固定資産を所有する法第二十五条第一項第一号に規定する国立大学法人等以外のものが使用している固定資産とする。

(法第三百四十八条第七項の非課税独立行政法人等)

(法第三百四十八条第七項の非課税独立行政法人等)

第五十一条の十六の三 略

2 法第三百四十八条第七項に規定する政令で定める土地は、公益社団法人又は公益財団法人で総務大臣が指定するものから無償で借り受けて独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）第十一条第一項第一号に規定する業務の用に供する土地とする。

（法第三百四十八条第八項の固定資産）

第五十一条の十六の四 略

（法第三百四十九条の三第二十五項の特定鉄道事業者及び構築物）

第五十二条の十一 法第三百四十九条の三第二十五項に規定する特定鉄道事業者で政令で定めるものは、その発行済株式の総数又は出資金額若しくは抛出された金額の四分の一以上の数又は金額が大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）第二十一条第一項の規定に基づき同項の関係地方公共団体により所有され、又は出資若しくは抛出をされている法人とする。

2 法第三百四十九条の三第二十五項に規定する線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物は、第五十二条の五に規定する構築物とする。

（法第三百四十九条の三第二十七項の土地）

第五十一条の十六の三 略

2 法第三百四十八条第七項に規定する政令で定める土地は、民法第三十条の法人で総務大臣が指定するものから無償で借り受けて独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）第十一条第一項第一号に規定する業務の用に供する土地とする。

（法第三百四十八条第八項の固定資産）

第五十一条の十六の四 略

2 法第三百四十八条第八項に規定する公立大学法人以外の者が使用しているものその他の政令で定める固定資産は、当該固定資産を所有する公立大学法人以外の者が使用している固定資産とする。

（法第三百四十九条の三第二十九項の特定鉄道事業者及び構築物）

第五十二条の十一 法第三百四十九条の三第二十九項に規定する特定鉄道事業者で政令で定めるものは、その発行済株式の総数又は出資金額若しくは抛出された金額の四分の一以上の数又は金額が大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）第二十一条第一項の規定に基づき同項の関係地方公共団体により所有され、又は出資若しくは抛出をされている法人とする。

2 法第三百四十九条の三第二十九項に規定する線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物は、第五十二条の五に規定する構築物とする。

（法第三百四十九条の三第三十一項の土地）

第五十二条の十二 法第三百四十九条の三第二十七項に規定する土地で政令で定めるものは、独立行政法人水資源機構が所有する第四十九条の二の二第一項第三号及び第四号に掲げる固定資産のうち、水道又は工業用水道の用に供する取水施設、貯水施設若しくは浄水施設又はこれらの施設を管理するための施設で同項の総務省令で定めるものの用に供する土地とする。

(法第三百四十九条の三第二十八項の償却資産)

第五十二条の十三 法第三百四十九条の三第二十八項に規定する政令で定める償却資産は、既に事業の用に供されていた償却資産（以下この条において「既設資産」という。）を当該事業の用に供しなくなつたことに伴い、当該既設資産に代えて当該事業の用に供される償却資産以外の償却資産とする。

(法第三百四十九条の三第二十九項の固定資産)

第五十二条の十四 法第三百四十九条の三第二十九項に規定する中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第二項に規定する指定会社が所有し、かつ、直接同法第六条第一項第一号又は第二号に規定する事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一 三 略

第五十二条の十二 法第三百四十九条の三第三十一項に規定する土地で政令で定めるものは、独立行政法人水資源機構が所有する第四十九条の二の二第一項第三号及び第四号に掲げる固定資産のうち、水道又は工業用水道の用に供する取水施設、貯水施設若しくは浄水施設又はこれらの施設を管理するための施設で同項の総務省令で定めるものの用に供する土地とする。

(法第三百四十九条の三第三十二項の償却資産)

第五十二条の十三 法第三百四十九条の三第三十二項に規定する政令で定める償却資産は、既に事業の用に供されていた償却資産（以下この条において「既設資産」という。）を当該事業の用に供しなくなつたことに伴い、当該既設資産に代えて当該事業の用に供される償却資産以外の償却資産とする。

(法第三百四十九条の三第三十三項の固定資産)

第五十二条の十四 法第三百四十九条の三第三十三項に規定する中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第二項に規定する指定会社が所有し、かつ、直接同法第六条第一項第一号又は第二号に規定する事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一 三 略

(法第三百四十九条の三第三十四項の法人及び償却資産)

(法第三百四十九条の三第三十項の償却資産)

第五十二条の十五 法第三百四十九条の三第三十項に規定する独立行政法人情報通信研究機構が所有し、かつ、直接基盤技術研究円滑化法第七条第一号に規定する業務の用に供する償却資産で政令で定めるものは、次に掲げるもの以外の償却資産とする。

一及び二 略

(法第三百四十九条の三第三十二項の固定資産)

第五十二条の十の十六 法第三百四十九条の三第三十二項に規定する自動車安全運転センターが所有し、かつ、直接自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）第二十九条第一項第一号又は第二号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げるもの以外の固定資産とする。

一及び二 略

(法第五百八十六条第二項第七号の法人等)

第五十四条の十八 法第五百八十六条第二項第七号に規定する政令で定め

第五十二条の十五 法第三百四十九条の三第三十四項に規定する政令で定める法人は、専ら公共のために同項に規定する業務を行う法人とし、同項に規定する政令で定める償却資産は、受信装置、放送装置、中継装置、通話装置、交換装置、電源装置、保安装置及びこれらに附帯する装置並びに線路及び電柱とする。

(法第三百四十九条の三第三十五項の償却資産)

第五十二条の十六 法第三百四十九条の三第三十五項に規定する独立行政法人情報通信研究機構が所有し、かつ、直接基盤技術研究円滑化法第七条第一号に規定する業務の用に供する償却資産で政令で定めるものは、次に掲げるもの以外の償却資産とする。

一及び二 略

(法第三百四十九条の三第三十七項の固定資産)

第五十二条の十七 法第三百四十九条の三第三十七項に規定する自動車安全運転センターが所有し、かつ、直接自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）第二十九条第一項第一号又は第二号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げるもの以外の固定資産とする。

一及び二 略

(法第五百八十六条第二項第七号の法人等)

第五十四条の十八 法第五百八十六条第二項第七号に規定する政令で定め

る法人は、次に掲げる法人とする。

一〜五 略

六 事業協同組合のうち、樹苗養成に関する事業を行う組合又は組合員の二分の一以上が林業を営む者である木材に関する事業を行う組合

七 国、地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会、農事組合法人、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合（以下この号において「国等」という。）の出資に係る法人で、国等の議決権数とその法人の総議決権数に占める割合（生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律（平成二十年法律第十二号）による改正前の独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）第十条第二項又は独立行政法人農畜産業振興機構法附則第六条第一項の業務に係る出資に係る法人にあつては、総務省令で定める割合）が二分の一を超えるもの又は国等の出資金（独立行政法人農畜産業振興機構の出資金にあつては、同法第十条第二号の業務に係るものに限る。）の合計額がその法人の資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一を超えるもの

2 法第五百八十六条第二項第七号に規定する政令で定める施設は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。

一〜三 略

四 前項第七号に掲げる法人 第一号に規定する施設で国、地方公共団体若しくは独立行政法人農畜産業振興機構の補助（独立行政法人農畜

る法人は、次に掲げる法人とする。

一〜五 略

六 事業協同組合のうち、樹苗養成に関する事業を行なう組合又は組合員の二分の一以上が林業を営む者である木材に関する事業を行なう組合

七 国、地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会、農事組合法人、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合（以下本号において「国等」という。）の出資に係る法人で、国等の議決権数とその法人の総議決権数に占める割合（独立

行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）第十条第二項又は同法 附則第六条第一項の業務に係る出資に係る法人にあつては、総務省令で定める割合）が二分の一を超えるもの又は国等の出資金（独立行政法人農畜産業振興機構の出資金にあつては、同法第十条第一項第二号の業務に係るものに限る。）の合計額がその法人の資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一を超えるもの

2 法第五百八十六条第二項第七号に規定する政令で定める施設は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。

一〜三 略

四 前項第七号に掲げる法人 第一号に規定する施設で国、地方公共団体若しくは独立行政法人農畜産業振興機構の補助（独立行政法人農畜

産業振興機構の補助にあつては、独立行政法人農畜産業振興機構法第十條第二号の業務に係るものに限る。）、国若しくは地方公共団体の利子補給に係る資金の貸付け若しくは農林漁業金融公庫若しくは沖繩振興開発金融公庫の資金の貸付けを受けて設置されるもの又は独立行政法人農畜産業振興機構の出資（同条第二号の業務に係る出資に限る。）に係る施設で総務省令で定めるもの

（法第五百八十六條第二項第八号の契約等）

第五十四條の十九

① 略

2| 法第五百八十六條第二項第八号に規定する政令で定める土地は、分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第二條第一項に規定する分収造林契約若しくは前項に規定する契約に基づいて行う造林の用に供する土地のうち森林法第五條第一項の規定による地域森林計画の対象とされている林地又は分収林特別措置法第二條第二項に規定する分収造林契約に基づいて行う育林の用に供する土地のうち森林法第十條の五第一項の規定による市町村森林整備計画において要間伐森林（同条第二項第

産業振興機構の補助にあつては、独立行政法人農畜産業振興機構法第十條第一項第二号の業務に係るものに限る。）、国若しくは地方公共団体の利子補給に係る資金の貸付け若しくは農林漁業金融公庫若しくは沖繩振興開発金融公庫の資金の貸付けを受けて設置されるもの又は独立行政法人農畜産業振興機構の出資（同条第一項第二号の業務に係る出資に限る。）に係る施設で総務省令で定めるもの

（法第五百八十六條第二項第八号の法人等）

第五十四條の十九

法第五百八十六條第二項第八号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第九條第二号に掲げる森林整備法人
- 二 地方公共団体がその社員であり、又はその基本財産の全部若しくは一部を拠出している民法第三十四條の法人で、造林を行うことを主たる目的とするもの（前号に掲げるものを除く。）

2| 略

3| 法第五百八十六條第二項第八号に規定する政令で定める土地は、分収林特別措置法第二條第一項に規定する分収造林契約若しくは前項に規定する契約に基づいて行う造林の用に供する土地のうち森林法第五條第一項の規定による地域森林計画の対象とされている林地又は分収林特別措置法第二條第二項に規定する分収造林契約に基づいて行う育林の用に供する土地のうち森林法第十條の五第一項の規定による市町村森林整備計画において要間伐森林（同条第二項第

五号に規定する要間伐森林をいう。)として定められている森林の土地とする。

第五十四条の二十一から第五十四条の二十三まで 削除

五号に規定する要間伐森林をいう。)として定められている森林の土地とする。

(法第五百八十六条第二項第十二号の事業)

第五十四条の二十一 法第五百八十六条第二項第十二号に規定する独立行政法人中小企業基盤整備機構法第二条第一項に規定する中小企業者の行う同法第十五条第一項第三号ロ若しくはハに規定する連携等、中小企業の集積の活性化に寄与する事業又は中小企業の集積の活性化を支援する事業で政令で定めるものは、独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一項第二号から第四号までに掲げる事業(総務省令で定めるものを除く。)又は同条第二項各号に掲げる事業(総務省令で定める要件を満たすものに限る。)とする。

2 法第五百八十六条第二項第十二号に規定する政令で定める事業は、前項に規定する事業(以下本項において「連携集積活性化事業」という。)(により同号に規定する資金の貸付けを受けて設置された施設を当該連携集積活性化事業の趣旨に沿って利用して行う事業とする。

第五十四条の二十二 削除

(法第五百八十六条第二項第十五号の施設)

第五十四条の二十三 法第五百八十六条第二項第十五号に規定する政令で定める施設は、特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第六十五号)第二条第一項に規定する農産加工品の生産の用に供する施設で

総務省令で定めるものとする。

(法第五百八十六条第二項第二十号の二の区域等)

第五十四条の二十六の二 法第五百八十六条第二項第二十号の二に規定するその他これらに準ずる区域として政令で定める区域は、名古屋市の区域とする。

2 法第五百八十六条第二項第二十号の二に規定する再開発等促進区に係る政令で定める面積は、五ヘクタールとする。

3 法第五百八十六条第二項第二十号の二に規定する地区整備計画に係る政令で定める事項は、都市計画法第十二条の五第六項第一号に規定する地区施設の配置及び規模並びに同項第二号に規定する建築物等の用途の制限（建築物に係るものに限る。）及び建築物の容積率の最低限度とする。

4 法第五百八十六条第二項第二十号の二に規定する地区計画の区域から除かれる政令で定める区域は、都市計画法第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の区域とする。

5 法第五百八十六条第二項第二十号の二に規定する沿道再開発等促進区に係る政令で定める面積は、五ヘクタールとする。

6 法第五百八十六条第二項第二十号の二に規定する沿道地区整備計画に係る政令で定める事項は、幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第六項第一号に規定する沿道地区施設の配置及び規模並びに同項第二号に規定する建築物の容積率の最低限度及

び建築物等の用途の制限（建築物に係るものに限る。）とする。

7| 法第五百八十六条第二項第二十号の二に規定する沿道地区計画の区域から除かれる政令で定める区域は、都市計画法第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高层住居専用地域及び第二種中高层住居専用地域の区域とする。

8| 法第五百八十六条第二項第二十号の二に規定する政令で定める建築物は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める建築物とする。

一| 法第五百八十六条第二項第二十号の二に規定する地区計画の区域内にある建築物 当該地区計画に關し定められた建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六十八条の二第一項に規定する条例（都市計画法第十二条の五第六項第二号に規定する建築物等の用途の制限（建築物に係るものに限る。）及び建築物の容積率の最低限度を定められたものに限る。）の制限に適合している建築物で、次に掲げる要件に該当するもの

イ| 当該建築物の敷地面積が二千平方メートル以上であること。

ロ| 当該建築物の延べ面積が二千平方メートル以上であること。

ハ| 当該建築物の敷地内において都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の用に供される土地、同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区施設若しくは同条第四項第二号に規定する施設の用に供される土地又は総務省令で定める空地が確保されていること。

二| 法第五百八十六条第二項第二十号の二に規定する沿道地区計画の区域内にある建築物 当該沿道地区計画に關し定められた建築基準法第六十八条の二第一項に規定する条例（幹線道路の沿道の整備に関する

法律第九条第六項第二号に規定する建築物の容積率の最低限度及び建築物等の用途の制限（建築物に係るものに限る。）を定めたものに限る。）の制限に適合している建築物で、次に掲げる要件に該当するものの

- イ 当該建築物の敷地面積が二千平方メートル以上であること。
- ロ 当該建築物の延べ面積が二千平方メートル以上であること。
- ハ 当該建築物の敷地内において都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の用に供される土地、幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項第二号に規定する沿道地区施設若しくは同条第四項第二号に規定する施設の用に供される土地又は総務省令で定める空地が確保されていること。

9 法律第五百八十六条第二項第二十号の二に規定する政令で定める土地は、当該土地に係る同号に規定する地区整備計画が定められている同号に規定する地区計画又は同号に規定する沿道地区整備計画が定められている同号に規定する沿道地区計画についての都市計画法第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示があつた日以後に取得された土地とする。

（法律第五百八十六条第二項第二十二号の土地）

第五十四条の二十八 法律第五百八十六条第二項第二十二号に規定する政令で定める土地は、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第十八条第一項又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九

年法律第四百十五号)第二十四条第一項に規定する施行者がこれらの規定に規定する施行計画に基づき首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二条第五項又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第二条第四項に規定する工業団地造成事業を行うために取得して当該事業の用に供する土地とする。

(法第五百八十六条第二項第二十二号の二の土地)

第五十四条の二十八の二 法第五百八十六条第二項第二十二号の二に規定する政令で定める土地は、流通業務市街地の整備に関する法律第二条第三項に規定する施行者が同法第二十五条第一項に規定する施行計画に基づき同法第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業を行うために取得して当該事業の用に供する土地とする。

(法第五百八十六条第二項第二十四号の土地)

第五十四条の二十九 法第五百八十六条第二項第二十四号に規定する政令で定める土地は、租税特別措置法第四十条第一項に規定する公益を目的とする事業を営む法人が同項の規定に該当する贈与又は遺贈により取得して当該事業の用に供する土地のうち、同条第二項の規定により同条第一項の承認の取消しがあつた場合における当該取消しに係る土地以外の土地とする。

(法第五百八十六条第二項第二十五号の土地)

第五十四条の二十八 略

(法第五百八十六条第二項第二十五号の土地)

第五十四条の三十 略

(法第五百八十六条第二項第二十五号の二の土地)

第五十四条の二十九 略

(法第五百八十六条第二項第二十六号の施設)

第五十四条の三十 略

(法第五百八十六条第二項第二十七号の土地)

第五十四条の三十一 略

(法第五百九十三条第二項の土地の取得等)

第五十四条の三十四 法第五百九十三条第二項に規定する政令で定める土地の取得は、次に掲げる土地の取得とする。

- 一 法第五百八十五条第五項において準用する法第七十三条の第二十項の規定により同項に規定する仮換地等である土地の取得又は所有とみなされる場合における当該仮換地等である土地に対応する従前の土地の取得
- 二 法第五百八十五条第五項において準用する法第七十三条の第二十一項の規定により同項に規定する政令で定める日においてされたものとみなされる同項に規定する保留地予定地である土地の取得

三 八 略

九 昭和四十四年一月一日（沖縄県の区域内に所在する土地にあつては、昭和四十七年四月一日）以後に土地の上に建物若しくは構築物の所

(法第五百八十六条第二項第二十五号の二の土地)

第五十四条の三十の二 略

(法第五百八十六条第二項第二十六号の施設)

第五十四条の三十一 略

(法第五百八十六条第二項第二十七号の土地)

第五十四条の三十一の二 略

(法第五百九十三条第二項の土地の取得等)

第五十四条の三十四 法第五百九十三条第二項に規定する政令で定める土地の取得は、次に掲げる土地の取得とする。

- 一 法第五百八十五条第五項において準用する法第七十三条の第二十項の規定により同項に規定する仮換地等である土地の取得又は所有とみなされる場合における当該仮換地等である土地に対応する従前の土地の取得
- 二 法第五百八十五条第五項において準用する法第七十三条の第二十二項の規定により同項に規定する政令で定める日においてされたものとみなされる同項に規定する保留地予定地である土地の取得

三 八 略

九 昭和四十四年一月一日（沖縄県の区域内に所在する土地にあつては、昭和四十七年四月一日）以後に土地の上に建物若しくは構築物の所

有を目的とする地上権若しくは賃借権又は総務省令で定める地役権（以下この号及び次項第十号において「借地権等」という。）を有することとなつた者が当該借地権等の存続期間内にする当該土地の取得
2 法第五百九十三条第二項に規定する政令で定めるところにより算定した金額は、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 略

二 土地でその取得が前項第一号に掲げる取得に該当するもの 当該仮換地等である土地に対応する従前の土地の取得価額（法第五百九十三条第一項に規定する取得価額をいう。以下この項、第五十四条の三十九及び第五十四条の四十において同じ。）

三 土地でその取得が前項第二号に掲げる取得に該当するもの 当該保留地予定地である土地について法第五百八十五条第五項において準用する法第七十三条の二第十一項に規定する契約に係る当該土地の使用又は収益等に係る権利を取得するために要した費用の額

四 略

（法第六百二条第一項第一号の土地の譲渡等）

第五十四条の四十五 略

2 法第六百二条第一項第一号ハに規定する宅地若しくは住宅の供給又は土地の先行取得の業務を行うことを目的とする法人として政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

一 略

有を目的とする地上権若しくは賃借権又は総務省令で定める地役権（以下本号及び次項第十号において「借地権等」という。）を有することとなつた者が当該借地権等の存続期間内にする当該土地の取得
2 法第五百九十三条第二項に規定する政令で定めるところにより算定した金額は、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 略

二 土地でその取得が前項第一号に掲げる取得に該当するもの 当該仮換地等である土地に対応する従前の土地の取得価額（法第五百九十三条第一項に規定する取得価額をいう。以下本項、第五十四条の三十九及び第五十四条の四十において同じ。）

三 土地でその取得が前項第二号に掲げる取得に該当するもの 当該保留地予定地である土地について法第五百八十五条第五項において準用する法第七十三条の二第十二項に規定する契約に係る当該土地の使用又は収益等に係る権利を取得するために要した費用の額

四 略

（法第六百二条第一項第一号の土地の譲渡等）

第五十四条の四十五 略

2 法第六百二条第一項第一号ハに規定する宅地若しくは住宅の供給又は土地の先行取得の業務を行うことを目的とする法人として政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

一 略

二 公益社団法人又は公益財団法人のうち次に掲げる要件を満たすもの

イ〜ハ 略

3 略

4 法第六百二条第一項第一号ニに規定する土地の譲渡で政令で定めるものは、次に掲げる土地の譲渡とする。

一〜三 略

四 土地の所有者等が自己の計算により新築した住宅又は請負の方法により新築した住宅（請負の方法により新築した住宅にあつては、当該住宅の敷地の用に供された土地と併せて引き渡したものに限る。）の敷地の用に供された一団の宅地（その面積が千平方メートル以上のものに限る。）の全部又は一部の当該土地の所有者等による譲渡で、次に掲げる要件に該当するもの（前三号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

イ 当該住宅の新築が、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）その他建築物の建築に関する法令に照らし、適法に行われたものであること。

ロ 略

五〜七 略

5〜8 略

（法第六百二十二条第三項の土地の取得等）

第五十四条の五十一 略

二 民法第三十四条の規定により設立された法人のうち次に掲げる要件を満たすもの

イ〜ハ 略

3 略

4 法第六百二条第一項第一号ニに規定する土地の譲渡で政令で定めるものは、次に掲げる土地の譲渡とする。

一〜三 略

四 土地の所有者等が自己の計算により新築した住宅又は請負の方法により新築した住宅（請負の方法により新築した住宅にあつては、当該住宅の敷地の用に供された土地と併せて引き渡したものに限る。）の敷地の用に供された一団の宅地（その面積が千平方メートル以上のものに限る。）の全部又は一部の当該土地の所有者等による譲渡で、次に掲げる要件に該当するもの（前三号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

イ 当該住宅の新築が、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）その他建築物の建築に関する法令に照らし、適法に行われたものであること。

ロ 略

五〜七 略

5〜8 略

（法第六百二十二条第三項の土地の取得等）

第五十四条の五十一 略

2 第五十四条の三十四第二項の規定は、法第六百二十二条第三項に規定する土地の取得価額として政令で定めるところにより算定した金額について準用する。この場合において、第五十四条の三十四第二項第二号中「法第五百九十三条第一項」とあるのは「法第六百二十二条第一項」と、「この項、第五十四条の三十九及び第五十四条の四十」とあるのは「この項」と、同項第三号中「法第五百八十五条第五項」とあるのは「法第五百八十五条第五項（法第六百二十七条において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

(法第七百条の六第四号の事業者)

第五十六條の三の三 法第七百条の六第四号に規定する政令で定める者は、委託を受けて農作業を行う者で総務省令で定めるもの、農地の造成又は改良を主たる業務とする者及び素材生産業を営む者で総務省令で定めるものとする。

(法第七百一条の三十四第二項の収益事業)

第五十六條の二十二 法第七百一条の三十四第二項の収益事業は、法人税法施行令第五条に規定する事業で継続して事業場を設けて行われるものとする。ただし、当該事業のうち、学校法人（私立学校法第六十四条第四項の規定により設立された法人を含む。）

が学生又は生徒のために行う事業を含まないものとする。

2 第五十四条の三十四第二項の規定は、法第六百二十二条第三項に規定する土地の取得価額として政令で定めるところにより算定した金額について準用する。この場合において、第五十四条の三十四第二項第二号中「法第五百九十三条第一項」とあるのは「法第六百二十二条第一項」と、「本項、第五十四条の三十九及び第五十四条の四十」とあるのは「本項」と、同項第三号中「法第五百八十五条第五項」とあるのは「法第五百八十五条第五項（法第六百二十七条において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

(法第七百条の六第四号の事業者)

第五十六條の三の三 法第七百条の六第四号に規定する政令で定める者は、委託を受けて農作業を行う者で総務省令で定めるもの、農地の造成又は改良を主たる業務とする者及び素材生産業を営む者で総務省令で定めるものとする。

(法第七百一条の三十四第二項の収益事業)

第五十六條の二十二 法第七百一条の三十四第二項の収益事業は、法人税法施行令第五条に規定する事業で継続して事業場を設けて営まれるものとする。ただし、当該事業のうち、学校法人（私立学校法第六十四条第四項の規定により設立された法人を含む。以下本条において同じ。）又

は民法第三十四条の法人で学校法人が構成員若しくは出資者であるものが学生又は生徒のために行う事業を含まないものとする。

(法第七百一条の三十四第三項第二十六号の福利厚生施設)

第五十六条の四十一 法第七百一条の三十四第三項第二十六号に規定する勤労者の福利厚生施設で政令で定めるものは、次に掲げる施設とする。

一 略

二 国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が経営する専らこれらの組合若しくはこれらの連合会を構成する組合の組合員又は私立学校教職員共済法

の規定による私立学校教職員共済制度の加入者の利用に供する福利又は厚生のための施設

三 略

(法第七百一条の四十一第一項の表の第三号の施設)

第五十六条の五十三 法第七百一条の四十一第一項の表の第三号に規定する公害の防止又は資源の有効な利用のための施設で政令で定めるものは、次に掲げる施設(専ら当該施設の用に供する事業所用家屋内に設置されるものに限る。)とする。

一| 略
二| 略
三| 略

(法第七百一条の三十四第三項第二十六号の福利厚生施設)

第五十六条の四十一 法第七百一条の三十四第三項第二十六号に規定する勤労者の福利厚生施設で政令で定めるものは、次に掲げる施設とする。

一 略

二 国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が経営する専らこれらの組合若しくはこれらの連合会を構成する組合の組合員又は私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者の利用に供する福利又は厚生のための施設

三 略

(法第七百一条の四十一第一項の表の第三号の施設)

第五十六条の五十三 法第七百一条の四十一第一項の表の第三号に規定する公害の防止又は資源の有効な利用のための施設で政令で定めるものは、次に掲げる施設(専ら当該施設の用に供する事業所用家屋内に設置されるものに限る。)とする。

一 鉾山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第八条第一号の粉じん、鉾さい、坑水、廃水又は鉾煙の処理に係る施設

二| 略
三| 略
四| 略

四略
五略
六略

(法第七百一条の四十一第一項の表の第六号の施設)

第五十六条の五十四 法第七百一条の四十一第一項の表の第六号に規定する政令で定める施設は、消費地食肉冷蔵施設で総務省令で定めるものとする。

(国民健康保険税の基礎課税額等の限度)

第五十六条の八十八の二 法第七百三条の四第十二項に規定する政令で定める金額は、四十七万円とする。

2 法第七百三条の四第二十一項に規定する政令で定める金額は、十二万円とする。

3 法第七百三条の四第三十項に規定する政令で定める金額は、九万円とする。

(国民健康保険税の減額)

第五十六条の八十九 法第七百三条の五第一項に規定する政令で定める金額は、国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(法第七百三条の四第十一項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下同じ。)

2 法第七百三条の五第一項に規定する基準は、次のとおりとする。

五略
六略
七略

(法第七百一条の四十一第一項の表の第六号の施設)

第五十六条の五十四 法第七百一条の四十一第一項の表の第六号に規定する政令で定める施設は、大規模野菜低温貯蔵庫及び消費地食肉冷蔵施設で、総務省令で定めるものとする。

(国民健康保険税の基礎課税額及び介護納付金課税額の限度)

第五十六条の八十八の二 法第七百三条の四第十七項に規定する政令で定める金額は、五十六万円とする。

2 法第七百三条の四第二十六項に規定する政令で定める金額は、九万円とする。

(国民健康保険税の減額)

第五十六条の八十九 法第七百三条の五第一項に規定する政令で定める金額は、国民健康保険の被保険者

一人について二十四万五千円とする。

2 法第七百三条の五第一項に規定する基準は、次のとおりとする。

一 略

二 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイ又はロに掲げる世帯の区分に応じそれぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。

イ 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が法第三百十四条の二第二項に規定する金額を超えない世帯 (1)から(3)までに掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める割合

(1) 前年度又は当該年度における法第七百三条の四第四項の被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合算額（世帯別平等割額を課さない市町村においては、被保険者均等割総額）の被保険者

に係る国民健康保険税の基礎課税総額に対する割合（以下「応益割合」という。）が百分の四十五以上百分の五十五未満の市町村
十分の七

(2)及び(3) 略

3 略

4 法第七百三条の五第二項に規定する政令で定める金額は、法第三百十四条の二第二項に規定する金額に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者の数に三十五万円を乗じて得た金額を加算

一 略

二 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイ又はロに掲げる世帯の区分に応じそれぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。

イ 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が法第三百十四条の二第二項に規定する金額を超えない世帯 (1)から(3)までに掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める割合

(1) 前年度又は当該年度における法第七百三条の四第四項の被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合算額（世帯別平等割額を課さない市町村においては、被保険者均等割総額）の一般被保険者（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第八条の二に規定する被保険者以外の国民健康保険の被保険者をいう。）

に係る国民健康保険税の基礎課税総額に対する割合（以下「応益割合」という。）が百分の四十五以上百分の五十五未満の市町村
十分の七

(2)及び(3) 略

3 略

4 法第七百三条の五第二項に規定する政令で定める金額は、法第三百十四条の二第二項に規定する金額に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数に三十五万円を乗じて得た金額を加算

した金額とする。

5 略

(法第七百六条第二項に規定する政令で定める年金給付等)

第五十六條の八十九の二 法第七百六条第二項に規定する国民年金法

による老齡基礎年金その他の同法、厚生

年金保險法、国家公務員共済組合法

、地方公務員等共済組合法

又は私立

学校教職員共済法に基づく老齡若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 国民年金法による老齡基礎年金(同法附則第九条の三第一項による

老齡年金を含む。次条第一号において同じ。)、障害基礎年金及び遺

族基礎年金

二 五 略

六 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律

第五五号。以下この号において「昭和六十年国共済法等改正法」とい

う。)第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法

及び昭和六十年国共済法等改正法第

二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法

(次条において「旧国共済法等」という。)による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、

障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

した金額とする。

5 略

(法第七百六条第二項に規定する政令で定める年金給付等)

第五十六條の八十九の二 法第七百六条第二項に規定する国民年金法(昭

和三十四年法律第四百十一号)による老齡基礎年金その他の同法、厚生

年金保險法、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)

、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)又は私立

学校教職員共済法に基づく老齡若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 国民年金法による老齡基礎年金

、障害基礎年金及び遺族

基礎年金並びに同法附則第九条の三第一項による老齡年金

二 五 略

六 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律

第五五号。以下この号において「昭和六十年国共済法等改正法」とい

う。)第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(次条に

おいて「旧国共済法」という。)及び昭和六十年国共済法等改正法第

二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)による退職年金

、減額退職年金、通算退職年金、

障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

七略

八 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下この号において「昭和六十年地共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法

及び昭和六十年地共済法等改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（次条において「旧地共済法等」という。）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

九及び十略

2 法第七百六条第二項に規定する前項に定める年金たる給付に類する老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 船員保険法による障害年金及び遺族年金

二略

三 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（次号において「平成十三年厚生農林統合法」という。）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。次条において同じ。）のうち、障害共済年金及び遺族共済年金

四略

七略

八 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下この号において「昭和六十年地共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（次条において「旧地共済法」という。）及び昭和六十年地共済法等改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第一百五十三号）による退職年金

、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

九及び十略

2 法第七百六条第二項に規定する前項に定める年金たる給付に類する老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による障害年金及び遺族年金

二略

三 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号。次号において「平成十三年厚生農林統合法」という。）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。次条において同じ。）のうち、障害共済年金及び遺族共済年金

四略

3 法第七百六条第二項に規定する政令で定める国民健康保険の被保険者である世帯主は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する者とする。

一 当該世帯主の老齢等年金給付の年額（当該年度分の老齢等年金給付の額の総額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。次号及び第五十六条の八十九の八第一項において同じ。）が十八万円未満である場合その他の当該世帯主が当該市町村の行う介護保険の介護保険法第三百三十五条第五項に規定する特別徴収対象被保険者でない場合

二 当該世帯主が当該市町村の行う介護保険の介護保険法第三百三十五条第五項に規定する特別徴収対象被保険者である場合であつて、当該世帯主に係るイ及びロに掲げる額の合計額が老齢等年金給付の年額

を六で除して得た額の二分の一に相当する額を超えるとき。

イ及びロ 略

三 略

四 前三号に掲げる場合のほか、当該世帯主に係る国民健康保険税の普

3 法第七百六条第二項に規定する政令で定める国民健康保険の被保険者である世帯主は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する者とする。

一 当該世帯主

が当該市町村の行う介護保険の介護保険法第三百三十五条第五項に規定する特別徴収対象被保険者でない場合

二 当該世帯主が当該市町村の行う介護保険の介護保険法第三百三十五条第五項に規定する特別徴収対象被保険者である場合であつて、当該世帯主に係るイ及びロに掲げる額の合計額が当該年度分の老齢等年金給付の額の総額として総務省令で定めるところにより算定した額（第五号及び第五十六条の八十九の八第一項において「老齢等年金給付の年額」という。）を六で除して得た額の二分の一に相当する額を超えるとき。

イ及びロ 略

三 略

四 当該老齢等年金給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供していることその他の総務省令で定める事由により、当該世帯主が当該老齢等年金給付の全部の支払を受けていない場合

五 当該世帯主の老齢等年金給付の年額が十八万円未満である場合

六 前各号に掲げる場合のほか、当該世帯主に係る国民健康保険税の普

通徴収の方法による納付の実績等を考慮した上で、特別徴収の方法によつて徴収するよりも普通徴収の方法によつて徴収することが国民健康保険税の徴収を円滑に行うことができると市町村長が認める場合

(特別徴収の対象となる一の老齢等年金給付)

第五十六条の八十九の三 同一の特別徴収対象被保険者について、次に掲げる老齢等年金給付が二以上ある場合における法第七百十八条の二第二項の規定により国民健康保険税を徴収させるべき一の老齢等年金給付は、次の各号の順序に従い、先順位の老齢等年金給付とする。

一 四 略

五 旧国共済法等による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下この条において「平成八年改正法」という。))附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。)

六 十二 略

十三 旧国共済法等による障害年金(平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。)

十四 十九 略

二十 旧国共済法等による遺族年金又は通算遺族年金(平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。)

通徴収の方法による納付の実績等を考慮した上で、特別徴収の方法によつて徴収するよりも普通徴収の方法によつて徴収することが国民健康保険税の徴収を円滑に行うことができると市町村長が認める場合

(特別徴収の対象となる一の老齢等年金給付)

第五十六条の八十九の三 同一の特別徴収対象被保険者について、次に掲げる老齢等年金給付が二以上ある場合における法第七百十八条の二第二項の規定により国民健康保険税を徴収させるべき一の老齢等年金給付は、次の各号の順序に従い、先順位の老齢等年金給付とする。

一 四 略

五 旧国共済法等による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下この条において「平成八年改正法」という。))附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。)

六 十二 略

十三 旧国共済法等による障害年金(平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。)

十四 十九 略

二十 旧国共済法等による遺族年金又は通算遺族年金(平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。)

二十一 旧国共済法等による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
(第五号に掲げる年金を除く。)

二十二 略

二十三 旧国共済法等による障害年金(第十三号に掲げる年金を除く。

)

二十四 略

二十五 旧国共済法等による遺族年金又は通算遺族年金(第二十号に掲げる年金を除く。)

二十六 略

三十六 旧国共済法等による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金

三十七 略

三十八 旧国共済法等による障害年金

三十九 略

四十 旧国共済法等による遺族年金又は通算遺族年金

(年金保険者の市町村に対する通知)

第五十六条の八十九の八 年金保険者は、法第七百十八条の三第一項(法第七百十八条の六及び第七百十八条の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による市町村から年金保険者への通知の期限の属する月の前月の十日までに、当該日の属する月の前々月の初日(以下この項において「基準日」という。)において老齢等年金給付の支払を受けている六十五歳以上七十五歳未満の者(当該老齢等年金給付の年額が十八万円未満である者及び介護保険法第三百三十四条第一項第二号に

二十一 旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
(第五号に掲げる年金を除く。)

二十二 略

二十三 旧国共済法による障害年金(第十三号に掲げる年金を除く。

)

二十四 略

二十五 旧国共済法による遺族年金又は通算遺族年金(第二十号に掲げる年金を除く。)

二十六 略

三十六 旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金

三十七 略

三十八 旧国共済法による障害年金

三十九 略

四十 旧国共済法による遺族年金又は通算遺族年金

(年金保険者の市町村に対する通知)

第五十六条の八十九の八 年金保険者は、法第七百十八条の三第一項(法第七百十八条の六及び第七百十八条の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による市町村から年金保険者への通知の期限の属する月の前月の十日までに、当該日の属する月の前々月の初日(以下この項において「基準日」という。)において老齢等年金給付の支払を受けている六十五歳以上七十五歳未満の者(第五十六条の八十九の二第三項第四号及び第五号に掲げる場合に該当するもの

掲げる者を除く。)の氏名、住所、性別及び生年月日、当該老齢等年金給付の種類及び年額並びに当該老齢等年金給付の支払を行う年金保険者の名称を、その者が基準日において住所を有する市町村(その者が国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第十六条の二第一項又は第二項の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者である場合において、年金保険者が当該他の市町村から基準日の前日までにその旨の通知を受けているときにあつては、当該他の市町村)に通知しなければならぬ。ただし、その者について基準日の属する年度においてこの項の規定により当該市町村に対して既に通知が行われている場合においては、この限りでない。

2 略

(法人)の都民税の均等割の税率

第五十七条 二以上の特別区の区域内に事務所、事業所又は寮等を有する法人(特別区の区域以外の都の区域内に事務所、事業所又は寮等を有する法人を除く。)に対して課する均等割の税率については、法第七百三十四条第三項後段に規定する法第三百十二条第一項及び第二項に係る読替規定は、それらの事務所、事業所又は寮等のうち主たる事務所若しくは事業所又は主たる寮等として都知事が指定するものの所在する特別区に限り適用があるものとする。

(法人)の市町村民税に関する規定の都への準用等

第五十七条の二 法第七百三十四条第二項第三号の規定により都がその特

を除く。)の氏名、住所、性別及び生年月日、当該老齢等年金給付の種類及び年額並びに当該老齢等年金給付の支払を行う年金保険者の名称を、その者が基準日において住所を有する市町村(その者が国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第十六条の二第一項又は第二項の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者である場合において、年金保険者が当該他の市町村から基準日の前日までにその旨の通知を受けているときにあつては、当該他の市町村)に通知しなければならぬ。ただし、その者について基準日の属する年度においてこの項の規定により当該市町村に対して既に通知が行われている場合においては、この限りでない。

2 略

(法人等)の都民税の均等割の税率

第五十七条 二以上の特別区の区域内に事務所、事業所又は寮等を有する法人等(特別区の区域以外の都の区域内に事務所、事業所又は寮等を有する法人等を除く。)に対して課する均等割の税率については、法第七百三十四条第三項後段に規定する法第三百十二条第一項及び第二項に係る読替規定は、それらの事務所、事業所又は寮等のうち主たる事務所若しくは事業所又は主たる寮等として都知事が指定するものの所在する特別区に限り適用があるものとする。

(法人等)の市町村民税に関する規定の都への準用等

第五十七条の二 法第七百三十四条第二項第三号の規定により都がその特

別区の存する区域内において法人 に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、第三章第一節（個人の市町村民税に関する規定及び第四十八条の十三第三十二項を除く。）及び第二章第一節（第九条の九から第九条の九の七までの規定に限る。）の規定を準用する。この場合において、第九条の九の二から第九条の九の七までの規定中「道府県知事」、「道府県民税額」又は「道府県民税」とあるのはそれぞれ「都知事」、「都民税額」又は「都民税」と、第四十八条の十中「市町村民税」又は「市町村」とあるのはそれぞれ「都民税」又は「都」と、第四十八条の十の二中「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十の三中「市町村民税」とあるのは「都民税」と、「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十の六中「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十一の四、第四十八条の十一の七、第四十八条の十一の十及び第四十八条の十一の十三中「法人の市町村民税の確定申告書」とあるのは「法人の都民税の確定申告書」と、第四十八条の十二第一項中「市町村民税」、「市町村長」、「市町村内」又は「市町村民税額」とあるのは、それぞれ「都民税」、「都知事」、「都内」又は「都民税額」と、第四十八条の十三第二項中「道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額」とあるのは「及び都民税の控除限度額」と、「法第五十三条第二十九項及び法第三百二十一条の八第二十九項」とあるのは「法第三百二十一条の八第二十九項」と、同条第五項中「百分の十二・三」とあるのは「百分の十七・三」と、「課する市町村」とあるのは「課する都の特別区の存する区域のみ」と、「（当該法人が二以上の市町村において事務所又は事業所を有する場合には、国税の控除限度額を当該

別区の存する区域内において法人等 に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、第三章第一節（個人の市町村民税に関する規定及び第四十八条の十三第三十二項を除く。）及び第二章第一節（第九条の九から第九条の九の七までの規定に限る。）の規定を準用する。この場合において、第九条の九の二から第九条の九の七までの規定中「道府県知事」、「道府県民税額」又は「道府県民税」とあるのはそれぞれ「都知事」、「都民税額」又は「都民税」と、第四十八条の十中「市町村民税」又は「市町村」とあるのはそれぞれ「都民税」又は「都」と、第四十八条の十の二中「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十の三中「市町村民税」とあるのは「都民税」と、「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十の六中「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十一の四、第四十八条の十一の七、第四十八条の十一の十及び第四十八条の十一の十三中「法人の市町村民税の確定申告書」とあるのは「法人の都民税の確定申告書」と、第四十八条の十二第一項中「市町村民税」、「市町村長」、「市町村内」又は「市町村民税額」とあるのは、それぞれ「都民税」、「都知事」、「都内」又は「都民税額」と、第四十八条の十三第二項中「道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額」とあるのは「及び都民税の控除限度額」と、「法第五十三条第二十九項及び法第三百二十一条の八第二十九項」とあるのは「法第三百二十一条の八第二十九項」と、同条第五項中「百分の十二・三」とあるのは「百分の十七・三」と、「課する市町村」とあるのは「課する都の特別区の存する区域のみ」と、「（当該法人が二以上の市町村において事務所又は事業所を有する場合には、国税の控除限度額を当該

法人の関係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数にあん分して計算した額に当該関係市町村が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額」とすることができる」とあるのは「とすることができるものとし、特別区の存する区域及び市町村において事務所又は事業所を有する法人で当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額又は市町村民税の控除限度額の計算について第九条の七第四項ただし書又は第四十八条の十三第五項ただし書の規定によるものにあつては、当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額と市町村民税の控除限度額との合計額とする」と、同条第六項中「道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額」とあるのは「及び都民税の控除限度額」と、「市町村民税の控除限度額」とあるのは「都民税の控除限度額」と、「道府県民税の控除余裕額又は市町村民税の控除余裕額」とあるのは「又は都民税の控除余裕額（外国の法人税等のうち法第三百二十一条の八第二十九項の規定により控除することができた額が都民税の控除限度額に満たない場合における当該都民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額をいう。以下この項において同じ。）」と、「道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額」とあるのは「及び都民税の控除余裕額」と、「市町村民税の控除余裕額」とあるのは「都民税の控除余裕額」と、同条第七項、第十一項から第十三項まで、第十五項から第十七項までの規定及び第十九項中「市町村民税の控除余裕額」とあるのは「都民税の控除余裕額」と読み替えるものとする。

法人の関係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数にあん分して計算した額に当該関係市町村が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額」とすることができる」とあるのは「とすることができるものとし、特別区の存する区域及び市町村において事務所又は事業所を有する法人で当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額又は市町村民税の控除限度額の計算について第九条の七第四項ただし書又は第四十八条の十三第五項ただし書の規定によるものにあつては、当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額と市町村民税の控除限度額との合計額とする」と、同条第六項中「道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額」とあるのは「及び都民税の控除限度額」と、「市町村民税の控除限度額」とあるのは「都民税の控除限度額」と、「道府県民税の控除余裕額又は市町村民税の控除余裕額」とあるのは「又は都民税の控除余裕額（外国の法人税等のうち法第三百二十一条の八第二十九項の規定により控除することができた額が都民税の控除限度額に満たない場合における当該都民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額をいう。以下この項において同じ。）」と、「道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額」とあるのは「及び都民税の控除余裕額」と、「市町村民税の控除余裕額」とあるのは「都民税の控除余裕額」と、同条第七項、第十一項から第十三項まで、第十五項から第十七項までの規定及び第十九項中「市町村民税の控除余裕額」とあるのは「都民税の控除余裕額」と読み替えるものとする。

（指定都市の指定があつた場合における法人）の市町村民税の均等割額

第五十七条の四 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により新たに同項に規定する指定都市の指定があつた場合における当該指定があつた日の前日を含む事業年度、連結事業年度又は法第三百二十一条の八第二十四項の期間に係る法人の市町村民税の均等割額については、法第七百三十七条第一項の規定は、適用しない。

附 則

（公益法人等に係る道府県民税及び市町村民税の住所の特例）

第三条の二三 法附則第三条の二の四第一項の規定により同項に規定する公益法人等に道府県民税の所得割を課する場合における当該公益法人等の住所は、当該公益法人等の主たる事務所又は事業所の所在地にあるものとする。

2 法附則第三条の二の四第二項の規定により同項に規定する公益法人等に市町村民税の所得割を課する場合における当該公益法人等の住所は、当該公益法人等の主たる事務所又は事業所の所在地にあるものとする。

（第七条の十八の規定の適用がある場合における法附則第五条の五の規定の適用に関する読替え）

（指定都市の指定があつた場合における法人等）の市町村民税の均等割額

第五十七条の四 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により新たに同項に規定する指定都市の指定があつた場合における当該指定があつた日の前日を含む事業年度、連結事業年度又は法第三百二十一条の八第二十四項の期間に係る法人等の市町村民税の均等割額については、法第七百三十七条第一項の規定は、適用しない。

附 則

第四条の五 第七条の十八（第四十八条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合における法附則第五条の五の規定の適用については、同条第一項中「寄附金」とあるのは、「寄附金（租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受けるものうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。次項において同じ。）」とする。

（法人の道府県民税及び市町村民税に係る特例）

第五条の四 当分の間、第八条の六第一項に規定する予定申告法人の当該事業年度の前事業年度の法人税額のうち租税特別措置法第四十二条の四第十一項の規定により加算された金額がある場合における第八条の六第一項及び第六項の規定の適用については、同条第一項及び第六項中「第四十二条の五第五項」とあるのは、「第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項」とする。

2 当分の間、第八条の六第二項第一号に規定する被合併法人の最も新しい事業年度又は連結事業年度に係る法人税割額の課税標準となる法人税額のうち租税特別措置法第四十二条の四第十一項の規定により加算された金額がある場合における第八条の六第二項第一号の規定の適用については、同号中「第四十二条の五第五項」とあるのは、「第四十二条の

（法人の道府県民税及び市町村民税に係る特例）

第五条の四 当分の間、第八条の六第一項に規定する予定申告法人の当該事業年度の前事業年度の法人税額のうち租税特別措置法第四十二条の四第十項の規定により加算された金額がある場合における第八条の六第一項及び第六項の規定の適用については、同条第一項及び第六項中「第四十二条の五第五項」とあるのは、「第四十二条の四第十項、第四十二条の五第五項」とする。

2 当分の間、第八条の六第二項第一号に規定する被合併法人の最も新しい事業年度又は連結事業年度に係る法人税割額の課税標準となる法人税額のうち租税特別措置法第四十二条の四第十項の規定により加算された金額がある場合における第八条の六第二項第一号の規定の適用については、同号中「第四十二条の五第五項」とあるのは、「第四十二条の

四第十一項、第四十二条の五第五項」とする。

3 当分の間、租税特別措置法第四十二条の四第十一項に規定する連結子法人の各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては、当該事業年度の法人税額について同項の規定により加算された金額がある場合における第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項、第八条の二十三第一項、第四十八条の十一の二第二項、第四十八条の十一の六第一項、第四十八条の十一の九第一項及び第四十八条の十一の十二第一項の規定の適用については、第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項及び第八条の二十三第一項中「第四十二条の五第五項」とあるのは「第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項」と、第四十八条の十一の二第二項中「第八条の十三第一項」とあるのは「附則第五条の四第三項の規定により読み替えて適用される第八条の十三第一項」と、第四十八条の十一の六第一項中「第八条の十七第一項」とあるのは「附則第五条の四第三項の規定により読み替えて適用される第八条の十七第一項」と、第四十八条の十一の九第一項中「第八条の二十第一項」とあるのは「附則第五条の四第三項の規定により読み替えて適用される第八条の二十第一項」と、第四十八条の十一の十二第一項中「第八条の二十三第一項」とあるのは「附則第五条の四第三項の規定により読み替えて適用される第八条の二十三第一項」とする。

四第十項、第四十二条の五第五項」とする。

3 当分の間、租税特別措置法第四十二条の四第十項に規定する連結子法人の各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては、当該事業年度の法人税額について同項の規定により加算された金額がある場合における第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項、第八条の二十三第一項、第四十八条の十一の二第二項、第四十八条の十一の六第一項、第四十八条の十一の九第一項及び第四十八条の十一の十二第一項の規定の適用については、第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項及び第八条の二十三第一項中「第四十二条の五第五項」とあるのは「第四十二条の四第十項、第四十二条の五第五項」と、第四十八条の十一の二第二項中「第八条の十三第一項」とあるのは「附則第五条の四第三項の規定により読み替えて適用される第八条の十三第一項」と、第四十八条の十一の六第一項中「第八条の十七第一項」とあるのは「附則第五条の四第三項の規定により読み替えて適用される第八条の十七第一項」と、第四十八条の十一の九第一項中「第八条の二十第一項」とあるのは「附則第五条の四第三項の規定により読み替えて適用される第八条の二十第一項」と、第四十八条の十一の十二第一項中「第八条の二十三第一項」とあるのは「附則第五条の四第三項の規定により読み替えて適用される第八条の二十三第一項」とする。

第六条の二 略

2
3
4 略

第六条の二 略

2
3
4 略

5 法附則第九条第十四項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する大口供給を行うガス供給業を行う法人がガス事業法第二条第十二項に規定する託送供給に係る料金として法附則第九条第十四項に規定する他のガス供給業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額とする。

(法附則第十条第二項の区間等)

第六条の十六 略

2及び3 略

4 法附則第十条第三項に規定する政令で定める場合は、新たに設立される株式会社又は合同会社（以下この項において「新設会社」という。）の設立時において、次に掲げる要件その他総務省令で定める要件に該当する場合とする。

一 現物出資を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（以下この項において「出資組合等」という。）が、新設会社の発行済株式の総数又は出資金額の百分の九十以上の数又は金額を所有し、又は出資していること。

二及び三 略

(法附則第十条第二項の区間等)

第六条の十六 略

2及び3 略

4 法附則第十条第三項に規定する政令で定める場合は、新たに設立される株式会社又は合同会社（以下この項において「新設会社」という。）の設立時において、次に掲げる要件その他総務省令で定める要件に該当する場合とする。

一 現物出資を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下この項において「出資組合等」という。）が、新設会社の発行済株式の総数又は出資金額の百分の九十以上の数又は金額を所有し、又は出資していること。

二及び三 略

5 法附則第十条第五項に規定する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産とする。

- 一 農業用排水施設及びその用に供する土地
- 二 前号の施設の操作又は監視の用に供する不動産
- 三 防風林

5| 法附則第十条第五項及び第六項に規定する不動産で政令で定めるものは、次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

6| 法附則第十条第七項に規定する独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第五条第一項第一号に規定する業務で政令で定めるものは、工場用地（これと併せて整備されるべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。）を造成し、並びにこれを管理し、及び譲渡する業務とする。

7| 法附則第十条第八項に規定する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産とする。

一〜四 略

8| 法附則第十条第九項に規定する東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社若しくは本州四国連絡高速道路株式会社が高速道路株式会社法第五条第一項第一号、第二号若しくは第四号に規定する事業（本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、同項第一号、第二号、第四号又は第五号口に規定する事業）の用に供する不動産で政令で定めるもの又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）第十二条第一項第一号若しくは第八号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの事業又は業務の用に供する不動産のうち、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路、同法第九十一条第二項に規定する道路予定区域の区域内の土地及び都市計

四| 土砂防止林

6| 法附則第十条第七項及び第八項に規定する不動産で政令で定めるものは、次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

7| 法附則第十条第九項に規定する独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第五条第一項第一号に規定する業務で政令で定めるものは、工場用地（これと併せて整備されるべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。）を造成し、並びにこれを管理し、及び譲渡する業務とする。

8| 法附則第十条第十項に規定する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産とする。

一〜四 略

9| 法附則第十条第十一項に規定する東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社若しくは本州四国連絡高速道路株式会社が高速道路株式会社法第五条第一項第一号、第二号若しくは第四号に規定する事業（本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、同項第一号、第二号、第四号又は第五号口に規定する事業）の用に供する不動産で政令で定めるもの又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）第十二条第一項第一号若しくは第八号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの事業又は業務の用に供する不動産のうち、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路、同法第九十一条第二項に規定する道路予定区域の区域内の土地及び都市計

画法第六十二条第一項の規定により告示された同法第六十条第二項第一号に規定する事業地内の土地とする。

9| 法附則第十条第十項に規定する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十六条第一項に規定する鉄道再生実施計画（同条第四項の規定による届出がされたものに限る。）に基づき同法第二条第十号に規定する鉄道再生事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、当該鉄道事業の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のもとする。

一 宿舎の用に供する不動産

二 職員の福利及び厚生のために供する不動産

三 他の者に貸し付ける不動産（鉄道事業法第十三条第一項に規定する第二種鉄道事業者に貸し付けるもので総務省令で定めるものを除く。）

四 私人のための専用側線の用に供する不動産

10| 法附則第十条第十一項に規定する独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第一項に規定する旧独立行政法人緑資源機構法第十一条第一項第七号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、同号口に規定する農業用排水施設及びその用に供する土地とする。

11| 法附則第十条第十二項に規定する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十五条の三第七項に規定する認定鉄道事業再構築実施計画に基づき同法第二条第九号の二に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、当該鉄道事業の用に供する不動産のうち第九項各号に掲げるもの以外のもの

画法第六十二条第一項の規定により告示された同法第六十条第二項第一号に規定する事業地内の土地とする。

とする。

(法附則第十条の二第一項の家屋を新築して譲渡することを業とする者等)

第六条の十七 法附則第十条の二第一項に規定する家屋を新築して譲渡することを業とする者で政令で定めるものは、第三十六条の二の二に規定する者とする。

2| 略

(不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける施設等の範囲)

第七条 法附則第十一条第一項に規定する農林漁業経営の近代化又は合理化のための農林漁業者の共同利用に供する施設で政令で定めるものは、水産業協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、森林組合又は森林組合連合会

が、保管、生産又は加工の用に供する家屋とする。

2 道府県知事は、法附則第十一条第二項第一号に規定する交換によつて

(法附則第十条の二第一項の家屋を新築して譲渡することを業とする者等)

第六条の十七 法附則第十条の二第一項に規定する家屋を新築して譲渡することを業とする者で政令で定めるものは、第三十六条の二の二第一項に規定する者とする。

2| 法附則第十条の二第一項に規定する住宅を新築して譲渡する者で政令で定めるものは、第三十六条の二の二第二項に規定する者とする。

3| 法第七十三条の二十四第一項第四号の規定を適用する場合における法附則第十条の二第一項に規定する住宅を購入して譲渡する者で政令で定めるものは、第三十九条の三に規定する者とする。

4| 略

(不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける施設等の範囲)

第七条 法附則第十一条第一項に規定する農林漁業経営の近代化又は合理化のための農林漁業者の共同利用に供する施設で政令で定めるものは、水産業協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、森林組合、森林組合連合会又は民法第三十四条の社団法人で農業の振興を目的とするもの(社員の全部が地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会であるものに限る。)が、保管、生産又は加工の用に供する家屋とする。

2 道府県知事は、法附則第十一条第三項第一号に規定する交換によつて

失った土地でその価格が固定資産課税台帳に登録されていないもの（以下この項において「未登録不動産」という。）については、当該未登録不動産が失われた日現在における価格を決定するものとする。

3 道府県知事は、法附則第十一条第五項に規定する従前の家屋でその価格が固定資産課税台帳に登録されていないものについては、当該家屋が存する土地についての河川法第六条第二項に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するための土地収用法の規定に基づく使用に係る権利が取得された日又は当該家屋についての移転補償金に係る契約が締結された日現在における価格を決定するものとする。

4 法附則第十一条第六項に規定する政令で定める区域は、農業振興地域の整備に関する法律第八条第一項の農業振興地域整備計画において農用地区域として定められている区域とする。

5 法附則第十一条第七項に規定する政令で定める特定目的会社は、次に掲げる要件に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされた資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社（以下この項及び次項において「特定目的会社」という。）とする。

一 三 略

6 法附則第十一条第七項に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる要件のいずれかに該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされた不動産とする。

一 略

二 法附則第十一条第七項の規定の適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となる特定目

失った土地でその価格が固定資産課税台帳に登録されていないもの（以下この項において「未登録不動産」という。）については、当該未登録不動産が失われた日現在における価格を決定するものとする。

3 道府県知事は、法附則第十一条第七項に規定する従前の家屋でその価格が固定資産課税台帳に登録されていないものについては、当該家屋が存する土地についての河川法第六条第二項に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するための土地収用法の規定に基づく使用に係る権利が取得された日又は当該家屋についての移転補償金に係る契約が締結された日現在における価格を決定するものとする。

4 法附則第十一条第八項に規定する政令で定める区域は、農業振興地域の整備に関する法律第八条第一項の農業振興地域整備計画において農用地区域として定められている区域とする。

5 法附則第十一条第九項に規定する政令で定める特定目的会社は、次に掲げる要件に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされた資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社（以下この項及び次項において「特定目的会社」という。）とする。

一 三 略

6 法附則第十一条第九項に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる要件のいずれかに該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされた不動産とする。

一 略

二 法附則第十一条第九項の規定の適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となる特定目

的会社が取得するもの

7 道府県知事は、法附則第十一条第八項に規定する従前の家屋でその価格が固定資産課税台帳に登録されていないものについては、当該家屋についての移転補償金に係る契約が締結された日現在における価格を決定するものとする。

8 法附則第十一条第十項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法附則第十一条第十項に規定する被災家屋の所有者
- 二及び三 略

9 法附則第十一条第十一項に規定する公共交通特定事業で政令で定めるものは、既設の駅又は停留場を利用する高齢者、障害者等の円滑な利用に資する設備で総務省令で定めるものを設置するための事業とする。

10 法附則第十一条第十一項に規定する公共交通特定事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十九条第二項の規定による認定（同条第三項の規定による認定を含む。）を受けた同法第二十八条第一項に規定する公共交通特定事業計画において同法第二条第四号イに規定する鉄道事業者又は同号ロに規定する軌道経営者に鉄道施設又は軌道施設の貸付けを行うこととされた法人であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一及び二 略
- 三 高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を図ることを目的として設立された公益社団法人又は公益財

的会社が取得するもの

7 道府県知事は、法附則第十一条第十項に規定する従前の家屋でその価格が固定資産課税台帳に登録されていないものについては、当該家屋についての移転補償金に係る契約が締結された日現在における価格を決定するものとする。

8 法附則第十一条第十二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法附則第十一条第十二項に規定する被災家屋の所有者
- 二及び三 略

9 法附則第十一条第十三項に規定する公共交通特定事業で政令で定めるものは、既設の駅又は停留場を利用する高齢者、障害者等の円滑な利用に資する設備で総務省令で定めるものを設置するための事業とする。

10 法附則第十一条第十三項に規定する公共交通特定事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十九条第二項の規定による認定（同条第三項の規定による認定を含む。）を受けた同法第二十八条第一項に規定する公共交通特定事業計画において同法第二条第四号イに規定する鉄道事業者又は同号ロに規定する軌道経営者に鉄道施設又は軌道施設の貸付けを行うこととされた法人であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一及び二 略
- 三 高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人

団法人で総務大臣が指定するもの（前二号に掲げる法人を除く。）

11 法附則第十一条第十項に規定する停車場建物その他の家屋で政令で定めるものは、停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものとする。

12 法附則第十一条第十二項に規定する投資信託で政令で定めるものは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下この項及び第十四項において「投資法人法」という。）第二条第三項に規定する投資信託（以下この項において「投資信託」という。）で、次に掲げる要件に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一 三 略

四 当該投資信託において運用されている特定資産が次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

イ 略

ロ 信託会社等が法附則第十一条第十二項の規定の適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十以上となること。

13 法附則第十一条第十二項に規定する不動産で政令で定めるものは、総務省令で定める家屋（以下この項において「特定家屋」という。）又は当該特定家屋の敷地の用に供されている土地若しくは当該特定家屋の敷地の用に供するものとして建設計画が確定している土地とする。

14 法附則第十一条第十三項に規定する投資法人で政令で定めるものは、投資法人法第二条第十二項に規定する投資法人（以下この項において「投資法人」という。）で、次に掲げる要件に該当することにつき総務省

で総務大臣が指定するもの（前二号に掲げる法人を除く。）

11 法附則第十一条第十項に規定する停車場建物その他の家屋で政令で定めるものは、停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものとする。

12 法附則第十一条第十四項に規定する投資信託で政令で定めるものは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下この項及び第十四項において「投資法人法」という。）第二条第三項に規定する投資信託（以下この項において「投資信託」という。）で、次に掲げる要件に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一 三 略

四 当該投資信託において運用されている特定資産が次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

イ 略

ロ 信託会社等が法附則第十一条第十四項の規定の適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十以上となること。

13 法附則第十一条第十四項に規定する不動産で政令で定めるものは、総務省令で定める家屋（以下この項において「特定家屋」という。）又は当該特定家屋の敷地の用に供されている土地若しくは当該特定家屋の敷地の用に供するものとして建設計画が確定している土地とする。

14 法附則第十一条第十五項に規定する投資法人で政令で定めるものは、投資法人法第二条第十二項に規定する投資法人（以下この項において「投資法人」という。）で、次に掲げる要件に該当することにつき総務省

令で定めるところにより証明がされたものとする。

一 三 略

四 当該投資法人が運用する特定資産が次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

イ 略

ロ 投資法人が法附則第十一条第十三項の規定の適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となること。

15 法附則第十一条第十三項に規定する不動産で政令で定めるものは、第十三項に規定する不動産とする。

16 法附則第十一条第十四項に規定する政令で定める者は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第二条第一項第五号に規定する施行者が同項第七号の施行再建マンションの構造、配置設計、用途構成、環境又は利用状況等につき、従前の生活又は事業を継続することが困難又は不適當と認める事情があることにより、同法第五十六条第一項の規定による申出をした者とする。

17 法附則第十一条第十五項に規定する選定事業で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業のうち、当該選定事業に係る経費の全額を当該選定事業を選定した同条第三項第一号又は第二号に掲げる者（以下この項及び次項において「地方公共団体等」という。）が負担し、かつ、同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定において当該選定事業に係る同法第二条第一項に規定する公共施設等が当該地方公共団体等に譲

令で定めるところにより証明がされたものとする。

一 三 略

四 当該投資法人が運用する特定資産が次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

イ 略

ロ 投資法人が法附則第十一条第十五項の規定の適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となること。

15 法附則第十一条第十五項に規定する不動産で政令で定めるものは、第十三項に規定する不動産とする。

16 法附則第十一条第十七項に規定する政令で定める者は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第二条第一項第五号に規定する施行者が同項第七号の施行再建マンションの構造、配置設計、用途構成、環境又は利用状況等につき、従前の生活又は事業を継続することが困難又は不適當と認める事情があることにより、同法第五十六条第一項の規定による申出をした者とする。

17 法附則第十一条第十八項に規定する選定事業で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業のうち、当該選定事業に係る経費の全額を当該選定事業を選定した同条第三項第一号又は第二号に掲げる者（以下この項及び次項において「地方公共団体等」という。）が負担し、かつ、同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定において当該選定事業に係る同法第二条第一項に規定する公共施設等が当該地方公共団体等に譲

渡される旨が定められているものとする。

18 法附則第十五項に規定する公共施設等の用に供する家屋で政令で定めるものは、次に掲げる家屋以外の家屋とする。

一 四 略

19 法附則第十六項に規定する特定用途港湾施設で政令で定めるものは、港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）第四条第一項第一号の用途に供される港湾法第五十五条の七第二項に規定する特定用途港湾施設（同項第一号に掲げる港湾施設に限る。）で、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十条第一項に規定する事業計画又は協定において港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者に譲渡される旨が定められていることについて当該港湾管理者が証明したものとす。

20 法附則第十六項に規定する家屋で政令で定めるものは、コンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 三 略

21 法附則第十七項に規定する一般廃棄物処理施設で政令で定めるものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設で、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十条第一項に規定する事業計画又は協定において地方公共団体に譲渡される旨が定められていることについて当該地方公共団体が証明したものとす。

22 法附則第十七項に規定する家屋で政令で定めるものは、廃棄

渡される旨が定められているものとする。

18 法附則第十八項に規定する公共施設等の用に供する家屋で政令で定めるものは、次に掲げる家屋以外の家屋とする。

一 四 略

19 法附則第十九項に規定する特定用途港湾施設で政令で定めるものは、港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）第四条第一項第一号の用途に供される港湾法第五十五条の七第二項に規定する特定用途港湾施設（同項第一号に掲げる港湾施設に限る。）で、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十条第一項に規定する事業計画又は協定において港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者に譲渡される旨が定められていることについて当該港湾管理者が証明したものとす。

20 法附則第十九項に規定する家屋で政令で定めるものは、コンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 三 略

21 法附則第二十項に規定する一般廃棄物処理施設で政令で定めるものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設で、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十条第一項に規定する事業計画又は協定において地方公共団体に譲渡される旨が定められていることについて当該地方公共団体が証明したものとす。

22 法附則第二十項に規定する家屋で政令で定めるものは、廃棄

物の処理及び清掃に関する法律第二条第二項に規定する一般廃棄物の処理を行うための家屋のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一〜三 略

23 法附則第十一条第二十項に規定する家屋で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業で総務省令で定めるものにより総務省令で定める土地の上に取得された家屋で、同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定において国立大学法人に譲渡される旨が定められていることについて当該国立大学法人が証明したものとす。

24 法附則第十一条第二十三項に規定する家屋で政令で定めるものは、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第二条第二項第一号に掲げる設備から構成される施設で総務省令で定めるもののうち同法第五条第三項に規定する認定計画に従って実施する同法第二条第三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業により取得したものであることについて総務大臣の証明を受けたものの用に供する家屋とする。

25 法附則第十一条第二十四項に規定する政令で定める規模は、〇・五ヘクターとする。

26 法附則第十一条第二十四項に規定する認定整備事業で政令で定めるものは、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第六十七条に規定する認定整備事業のうち、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第三条第一項に規定する民間都市開発推進機構が都市再生特別措置法第七十一条第一項第一号イ、ハ、ニ及び

物の処理及び清掃に関する法律第二条第二項に規定する一般廃棄物の処理を行うための家屋のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一〜三 略

23 法附則第十一条第二十三項に規定する家屋で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業で総務省令で定めるものにより総務省令で定める土地の上に取得された家屋で、同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定において国立大学法人に譲渡される旨が定められていることについて当該国立大学法人が証明したものとす。

24 法附則第十一条第二十六項に規定する家屋で政令で定めるものは、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第二条第二項第一号に掲げる設備から構成される施設で総務省令で定めるもののうち同法第五条第三項に規定する認定計画に従って実施する同法第二条第三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業により取得したものであることについて総務大臣の証明を受けたものの用に供する家屋とする。

25 法附則第十一条第二十七項に規定する政令で定める規模は、〇・五ヘクターとする。

26 法附則第十一条第二十七項に規定する認定整備事業で政令で定めるものは、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第六十七条に規定する認定整備事業のうち、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第三条第一項に規定する民間都市開発推進機構が都市再生特別措置法第七十一条第一項第一号イ、ハ、ニ及び

ホに掲げる方法（同号ホに掲げる方法にあつては、総務省令で定める方法に限る。）により当該認定整備事業の施行に要する費用の一部について支援をするものとする。

27 第二十五項の規定は法附則第十一条第二十五項に規定する政令で定める規模について、前項の規定は同条第二十五項に規定する認定整備事業で政令で定めるものについて準用する。

28 法附則第十一条第二十五項に規定する政令で定める場合は、都市再生特別措置法第六十六条第一項に規定する認定整備事業計画に係る整備事業区域の区域内にある不動産の所有者が、同法第六十七条に規定する認定整備事業により当該整備事業区域の区域内に建築された建築物の構造、配置設計、用途構成、環境又は利用状況等につき、従前の生活又は事業を継続することが困難又は不適当とする事情があることにより当該整備事業区域の区域外の不動産を取得した場合として道府県知事が認めた場合とする。

29 法附則第十一条第二十八項に規定する政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一及び二略

30 法附則第十一条第二十九項に規定する周産期医療のための施設で政令で定めるものは、分べん室その他の助産を行うことを目的とする施設で総務省令で定めるものとする。

31 法附則第十一条第三十項に規定する政令で定めるところにより計算し

ホに掲げる方法（同号ホに掲げる方法にあつては、総務省令で定める方法に限る。）により当該認定整備事業の施行に要する費用の一部について支援をするものとする。

27 第二十五項の規定は法附則第十一条第二十八項に規定する政令で定める規模について、前項の規定は同条第二十八項に規定する認定整備事業で政令で定めるものについて準用する。

28 法附則第十一条第二十八項に規定する政令で定める場合は、都市再生特別措置法第六十六条第一項に規定する認定整備事業計画に係る整備事業区域の区域内にある不動産の所有者が、同法第六十七条に規定する認定整備事業により当該整備事業区域の区域内に建築された建築物の構造、配置設計、用途構成、環境又は利用状況等につき、従前の生活又は事業を継続することが困難又は不適当とする事情があることにより当該整備事業区域の区域外の不動産を取得した場合として道府県知事が認めた場合とする。

29 法附則第十一条第三十項に規定する家屋で政令で定めるものは、第四十九条の九に規定する家屋とする。

30 法附則第十一条第三十二項に規定する政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一及び二略

た地上階数は、建築物の階数（建築基準法施行令第二条第一項第八号に定めるところにより算定した階数をいう。）から地階（同令第一条第二号に規定する地階をいう。）の階数を控除した階数とする。

32 法附則第三十項に規定する政令で定める住宅以外の用途は、次に掲げる用途（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途を除く。）とする。

- 一 事務所
- 二 店舗
- 三 ホテル又は旅館
- 四 料理店
- 五 駐車場（自転車駐車場を含む。）
- 六 病院又は診療所
- 七 会館又は公会堂
- 八 展示場、劇場又は映画館
- 九 遊技場
- 十 公衆浴場
- 十一 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- 十二 スポーツ施設で総務省令で定めるもの

33 法附則第三十二項に規定する家屋で政令で定めるものは、第四十九条の九に規定する文部科学大臣が定める家屋とする。

34 法附則第三十四項に規定する政令で定める施設は、同項に規定する重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設とし、

同項に規定する政令で定める不動産は、当該施設の用に供する不動産のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

(固定資産税等の非課税の適用を受ける固定資産の範囲)

第十条の三 法附則第十四条第一項に規定する独立行政法人森林総合研究所が直接独立行政法人森林総合研究所法附則第十一条第一項に規定する旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、同号口に規定する農業用排水施設及びその用に供する土地とする。

2
5
略

6 法附則第十四条第四項に規定する独立行政法人森林総合研究所が直接独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第一項に規定する旧独立行政法人緑資源機構法第十一条第一項第七号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、同号口に規定する農業用排水施設及びその用に供する土地とする。

(固定資産税等の非課税の適用を受ける固定資産の範囲)

第十条の三 法附則第十四条第一項に規定する独立行政法人緑資源機構が直接独立行政法人緑資源機構法附則第八条第一項に規定する旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

- 一 農業用排水施設及びその用に供する土地
- 二 前号の施設の操作又は監視の用に供する固定資産
- 三 防風林及び土砂防止林
- 四 旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号の事業として行う工事の用に供する家屋

2
5
略

(固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等)

第十一条 略

256 略

7| 法附則第十五条第四項の表の第一号に規定する政令で定める償却資産は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第五号、第七号及び第八号に規定する廃油の焼却施設、廃プラスチック類の破砕施設及び廃プラスチック類の焼却施設で総務省令で定めるもの（既に事業の用に供されていたこれらの施設を当該事業の用に供しなくなったことに伴い、当該事業の用に供しなくなったこれらの施設に代えて当該事業の用に供されるものを除く。）とする。

8| 略
9| 略

10| 法附則第十五条第四項の表の第三号に規定する政令で定める償却資産は、水質汚濁防止法第二条第五項に規定する特定事業場（以下この項に

(固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等)

第十一条 略

256 略

7| 法附則第十五条第四項の表の第一号に規定する政令で定める産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物であつて廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第三号イ(1)に規定する自動車等破砕物であるものとする。

8| 法附則第十五条第四項の表の第一号に規定する政令で定める償却資産は、次に掲げる償却資産

供されていた償却資産を当該事業の用に供しなくなったことに伴い、当該事業の用に供しなくなった償却資産に代えて当該事業の用に供される償却資産を除く。）とする。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第五号に規定する廃油の焼却施設、同条第七号に規定する廃プラスチック類の破砕施設及び同条第八号に規定する廃プラスチック類の焼却施設で、総務省令で定めるもの

二 前項に規定する自動車等破砕物の処理施設で総務省令で定めるもの

9| 略
10| 略

11| 法附則第十五条第四項の表の第三号に規定する政令で定める償却資産は、水質汚濁防止法第二条第五項に規定する特定事業場（以下この項に

において「特定事業場」という。)の設置者(同法第十四条の三第三項に規定する特定事業場の設置者をいう。)又は 特定事業場の設置者であつた者(同法第十四条の三第二項に規定する特定事業場の設置者であつた者をいう。)が設置する同法第二条第二項第一号に規定する物質を含む地下水の水質を浄化するための施設(既に事業の用に供されていた施設を当該事業の用に供しなくなったことに伴い、当該事業の用に供しなくなった施設に代えて当該事業の用に供される施設を除く。)で総務省令で定めるものとする。

11| 略

12| 略

13| 略

14| 略

15| 略

16| 法附則第十五条第十一項に規定する鉄道施設又は軌道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一及び二 略

三 公益社団法人又は公益財団法人で総務大臣が指定するもの

において「特定事業場」という。)の設置者(同法第十四条の三第三項に規定する特定事業場の設置者をいう。)若しくは特定事業場の設置者であつた者(同法第十四条の三第二項に規定する特定事業場の設置者であつた者をいう。)が設置する同法第二条第二項第一号に規定する物質を含む地下水の水質を浄化するための施設(既に事業の用に供されていた施設を当該事業の用に供しなくなったことに伴い、当該事業の用に供しなくなった施設に代えて当該事業の用に供される施設を除く。)で総務省令で定めるものとする。

12| 略

13| 略

14| 略

15| 略

16| 略

17| 法附則第十五条第十一項に規定する鉄道施設又は軌道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一及び二 略

三 民法第三十四条の法人 〃で総務大臣が指定するもの

18| 法附則第十五条第十二項に規定する機械その他の設備で政令で定めるものは、一の市町村内において行われる石油以外のエネルギー資源からのエネルギーの製造又は発生及び利用に係る機械その他の設備で石油以外のエネルギー資源の有効利用の促進に資するものとして総務省令で定めるものうち、一台又は一基の取得価額(総務省令で定めるところに

17) 法附則第十五条第十二項に規定する政令で定める事業所は、常時雇用する第五十六条の六十八第二項第一号に規定する心身障害者（同項第二号に規定する短時間労働者を除く。）の数（当該心身障害者のうちに同項第四号に規定する重度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数）と同条第一項に規定する短時間労働重度心身障害者の数を合計した数に同項に規定する短時間労働精神障害者の数に二分の一を乗じて得た数を加算した数（以下この項において「雇用心身障害者数」という。）が二十以上であり、かつ、常時雇用する労働者（同条第二項第二号に規定する短時間労働者を除く。）の総数に対する雇用心身障害者数の割合が二分の一以上である事業所とする。

18) 法附則第十五条第十二項に規定する家屋で政令で定めるものは、障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項第六号の助成金の支給を受けて取得した家屋のうち作業の用に供するもので、総務省令で定めるものとする。

19) 法附則第十五条第十三項に規定する公益財団法人で政令で定めるものは、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第二条第一項に規定する指定法人（以下この項において「指定法人」という。）及びその基本財産の全部が地方公共団体により拠出されている公益財団法人のうち指定法人に準ずるもので総務大

より計算した取得価額をいう。）が六百六十万円以上のものとする。

19) 法附則第十五条第十三項に規定する政令で定める事業所は、常時雇用する第五十六条の六十八第二項第一号に規定する心身障害者（同項第二号に規定する短時間労働者を除く。）の数（当該心身障害者のうちに同項第四号に規定する重度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数）と同条第一項に規定する短時間労働重度心身障害者の数を合計した数に同項に規定する短時間労働精神障害者の数に二分の一を乗じて得た数を加算した数（以下この項において「雇用心身障害者数」という。）が二十以上であり、かつ、常時雇用する労働者（同条第二項第二号に規定する短時間労働者を除く。）の総数に対する雇用心身障害者数の割合が二分の一以上である事業所とする。

20) 法附則第十五条第十三項に規定する家屋で政令で定めるものは、障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項第六号の助成金の支給を受けて取得した家屋のうち作業の用に供するもので、総務省令で定めるものとする。

21) 法附則第十五条第十四項に規定する民法第三十四条の財団法人で政令で定めるものは、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第二条第一項に規定する指定法人（以下この項において「指定法人」という。）及びその基本財産の全部が地方公共団体により拠出されている民法第三十四条の財団法人のうち指定法人に準ずるもので総務大

臣が指定するものとする。

20) 法附則第十五条第十三項に規定する政令で定める用途は、港湾法施行令第四条第一項第一号の係留とする。

21) 法附則第十五条第十三項に規定する特定用途港湾施設の用に供する固定資産で政令で定めるものは、港湾法第五十五条の七第二項に規定する特定用途港湾施設（同項第一号に掲げる港湾施設に限る。）で総務省令で定める要件に該当するものの用に供する固定資産のうち、岸壁、コンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設及び護岸の用に供するもので次に掲げるもの以外のものとする。

一 四 略

22) 法附則第十五条第十四項に規定する沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産で政令で定めるものは、当該電気供給業の用に供す

臣が指定するものとする。

22) 法附則第十五条第十四項に規定する政令で定める用途は、港湾法施行令第四条第一項第一号の係留とする。

23) 法附則第十五条第十四項に規定する特定用途港湾施設の用に供する固定資産で政令で定めるものは、港湾法第五十五条の七第二項に規定する特定用途港湾施設（同項第一号に掲げる港湾施設に限る。）で総務省令で定める要件に該当するものの用に供する固定資産のうち、岸壁、コンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設及び護岸の用に供するもので次に掲げるもの以外のものとする。

一 四 略

24) 法附則第十五条第十五項に規定する特定用途港湾施設の用に供する固定資産で政令で定めるものは、港湾法第五十五条の七第二項に規定する特定用途港湾施設（同項第一号に掲げる港湾施設に限る。）で総務省令で定める要件に該当するものの用に供する固定資産のうち、岸壁、コンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設及び護岸の用に供するもので次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 事務所の用に供する固定資産
- 二 宿舍の用に供する固定資産
- 三 休憩施設の用に供する固定資産
- 四 コンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設のうち総務省令で定めるものの用に供する家屋

25) 法附則第十五条第十六項に規定する沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産で政令で定めるものは、当該電気供給業の用に供す

る償却資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

23| 法附則第十五条第十五項に規定する機械その他の設備で政令で定めるものは、再生利用の目的となる廃棄物を処理するための機械その他の設備（当該処理と一貫して行われる再生品の生産のための機械その他の設備を含む。）で廃棄物による公害の発生防止及び資源の有効利用の促進に著しく寄与するものとして総務省令で定めるものとする。

24| 法附則第十五条第十六項に規定する地震防災対策の用に供する償却資産で政令で定めるものは、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第四条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者が取得した償却資産で総務省令で定めるもの（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）及びこれに基づく命令以外の法令により当該償却資産の設置義務を負う者が当該設置義務に基づき取得するものを除く。）とする。

25| 法附則第十五条第十七項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるものは、機関車及びコンテナ用の貨車のうち、貨物鉄道事業に係る輸送の効率化に資する車両として総務省令で定めるものとする。

26| 法附則第十五条第十八項に規定する高度テレビジョン放送施設で政令で定めるものは、放送番組の制作に必要な設備、搬送設備並びに無線設備及びこれに附帯する設備のうち総務省令で定めるもので、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従って実施する同法第二条第三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業により新設したものであることについて総務大臣の証明を受

る償却資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

26| 法附則第十五条第十七項に規定する機械その他の設備で政令で定めるものは、再生利用の目的となる廃棄物を処理するための機械その他の設備（当該処理と一貫して行われる再生品の生産のための機械その他の設備を含む。）で廃棄物による公害の発生防止及び資源の有効利用の促進に著しく寄与するものとして総務省令で定めるものとする。

27| 法附則第十五条第十九項に規定する地震防災対策の用に供する償却資産で政令で定めるものは、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第四条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者が取得した償却資産で総務省令で定めるもの（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）及びこれに基づく命令以外の法令により当該償却資産の設置義務を負う者が当該設置義務に基づき取得するものを除く。）とする。

28| 法附則第十五条第二十項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるものは、機関車及びコンテナ用の貨車のうち、貨物鉄道事業に係る輸送の効率化に資する車両として総務省令で定めるものとする。

29| 法附則第十五条第二十一項に規定する高度テレビジョン放送施設で政令で定めるものは、放送番組の制作に必要な設備、搬送設備並びに無線設備及びこれに附帯する設備のうち総務省令で定めるもので、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従って実施する同法第二条第三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業により新設したものであることについて総務大臣の証明を受

けたものとする。

27| 法附則第十五条第十九項 に規定する電気通信事業者が新設した電気信号の伝送を高速かつ広帯域で行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるものは、交換設備に附帯する設備及び無線設備のうち、総務省令で定めるもので、電気通信基盤充実施置法（平成三年法律第二十七号）第五条第三項に規定する認定計画に従って実施する同法第二条第二項に規定する高度通信施設整備事業（次項において「高度通信施設整備事業」という。）により新設したものであることについて総務大臣の証明を受けたものとする。

28| 法附則第十五条第十九項 に規定する有線放送電話業者が新設した電気信号の伝送を高速かつ広帯域で行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるものは、交換設備に附帯する設備のうち総務省令で定めるもので、高度通信施設整備事業により新設したものであることについて総務大臣の証明を受けたものとする。

29| 法附則第十五条第二十項 に規定する電気通信事業者が新設した電気通信設備又は施設で政令で定めるものは、交換設備及びこれに附帯する設備、電力設備並びに無線設備のうち、総務省令で定めるもので、電気通信基盤充実施置法第五条第三項に規定する認定計画に従って実施する同法第二条第四項に規定する信頼性向上施設整備事業（次項において「信頼性向上施設整備事業」という。）により新設したものであることについて総務大臣の証明を受けたものとする。

30| 法附則第十五条第二十項 に規定する有線テレビジョン放送事業者が新設した電気通信設備で政令で定めるものは、電力設備のうち総務省令

けたものとする。

30| 法附則第十五条第二十二項に規定する電気通信事業者が新設した電気信号の伝送を高速かつ広帯域で行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるものは、交換設備に附帯する設備及び無線設備のうち、総務省令で定めるもので、電気通信基盤充実施置法（平成三年法律第二十七号）第五条第三項に規定する認定計画に従って実施する同法第二条第二項に規定する高度通信施設整備事業（次項において「高度通信施設整備事業」という。）により新設したものであることについて総務大臣の証明を受けたものとする。

31| 法附則第十五条第二十二項に規定する有線放送電話業者が新設した電気信号の伝送を高速かつ広帯域で行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるものは、交換設備に附帯する設備のうち総務省令で定めるもので、高度通信施設整備事業により新設したものであることについて総務大臣の証明を受けたものとする。

32| 法附則第十五条第二十三項に規定する電気通信事業者が新設した電気通信設備又は施設で政令で定めるものは、交換設備及びこれに附帯する設備、電力設備並びに無線設備のうち、総務省令で定めるもので、電気通信基盤充実施置法第五条第三項に規定する認定計画に従って実施する同法第二条第四項に規定する信頼性向上施設整備事業（次項において「信頼性向上施設整備事業」という。）により新設したものであることについて総務大臣の証明を受けたものとする。

33| 法附則第十五条第二十三項に規定する有線テレビジョン放送事業者が新設した電気通信設備で政令で定めるものは、電力設備のうち総務省令

で定めるもので、信頼性向上施設整備事業により新設したものであることについて総務大臣の証明を受けたものとする。

31) 法附則第十五条第二十一項に規定する電気信号の効率的な伝送を行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるものは、光幹線路（光ファイバを用いた線路の幹線部分をいう。以下この項において同じ。）及び光端局装置（光伝送の方式における電気信号を光信号に変換する機能を有する装置であつて、光幹線路に接続されるものをいう。）で、電気通信基盤充実臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第六項に規定する高度有線テレビジョン放送施設整備事業により新設したものであることについて総務大臣の証明を受けたものとする。

32) 法附則第十五条第二十三項に規定する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、卸売市場法第二条第四項に規定する地方卸売市場の用に供する家屋及び償却資産のうち卸売場、仲卸売場又は生鮮食品等の保管所若しくは積込所の用に供する家屋及び倉庫並びにこれらに附属する機械設備で総務省令で定めるものとする。

33) 法附則第十五条第二十四項に規定する設備で政令で定めるものは、一台又は一基の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。）が二千万円以上の設備で総務省令で定めるものとする。

で定めるもので、信頼性向上施設整備事業により新設したものであることについて総務大臣の証明を受けたものとする。

34) 法附則第十五条第二十四項に規定する電気信号の効率的な伝送を行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるものは、光幹線路（光ファイバを用いた線路の幹線部分をいう。以下この項において同じ。）及び光端局装置（光伝送の方式における電気信号を光信号に変換する機能を有する装置であつて、光幹線路に接続されるものをいう。）で、電気通信基盤充実臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第六項に規定する高度有線テレビジョン放送施設整備事業により新設したものであることについて総務大臣の証明を受けたものとする。

35) 法附則第十五条第二十六項に規定する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、卸売市場法第二条第四項に規定する地方卸売市場の用に供する家屋及び償却資産のうち卸売場、仲卸売場又は生鮮食品等の保管所若しくは積込所の用に供する家屋及び倉庫並びにこれらに附属する機械設備で総務省令で定めるものとする。

36) 法附則第十五条第二十七項に規定する設備で政令で定めるものは、一台又は一基の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。）が二千万円以上の設備で総務省令で定めるものとする。

37) 法附則第十五条第二十八項に規定するアクセス管理者で政令で定めるものは、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第一項に規定するアクセス管理者で資本金の額若しくは出資金の額が三億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が三百人

以下の会社若しくは個人であるものとする。

34| 法附則第十五条第二十五項に規定する鉄道施設又は軌道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一及び二 略

35| 法附則第十五条第二十五項に規定する改良工事で政令で定めるものは、鉄道又は軌道の駅又は停留場の周辺において実施される土地区画整理法による土地区画整理事業、都市再開発法による市街地再開発事業その他市街地の整備改善のための事業と一体的に行われる改良工事で総務大臣が指定するものとする。

36| 法附則第十五条第二十五項に規定する停車場建物その他の家屋で政令で定めるものは、停車場建物及び旅客用通路に係る家屋とする。

37| 法附則第十五条第二十五項に規定する停車場設備その他の構築物で政令で定めるものは、停車場設備、線路設備又は電路設備とする。

38| 法附則第十五条第二十八項に規定する改良工事で政令で定めるものは、当該改良工事をを行うのに必要な資金の額（土地又は土地の上に存する権利の取得に必要な資金の額及び借入金の子の額を除いた額とする。）が十億円以上であり、かつ、当該改良工事により既設の駅又は停留場における二以上の鉄道事業者（鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者をいう。）又は軌道事業者（軌道法第四条に規定する軌道事業者をいう。）の鉄道又は軌道の乗継ぎの円滑化が図られる改良工事で総務省令で定めるものとする。

39| 法附則第十五条第二十八項に規定する停車場建物その他の家屋で政令

38| 法附則第十五条第二十九項に規定する鉄道施設又は軌道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一及び二 略

39| 法附則第十五条第二十九項に規定する改良工事で政令で定めるものは、鉄道又は軌道の駅又は停留場の周辺において実施される土地区画整理法による土地区画整理事業、都市再開発法による市街地再開発事業その他市街地の整備改善のための事業と一体的に行われる改良工事で総務大臣が指定するものとする。

40| 法附則第十五条第二十九項に規定する停車場建物その他の家屋で政令で定めるものは、停車場建物及び旅客用通路に係る家屋とする。

41| 法附則第十五条第二十九項に規定する停車場設備その他の構築物で政令で定めるものは、停車場設備、線路設備又は電路設備とする。

42| 法附則第十五条第三十二項に規定する改良工事で政令で定めるものは、当該改良工事をを行うのに必要な資金の額（土地又は土地の上に存する権利の取得に必要な資金の額及び借入金の子の額を除いた額とする。）が十億円以上であり、かつ、当該改良工事により既設の駅又は停留場における二以上の鉄道事業者（鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者をいう。）又は軌道事業者（軌道法第四条に規定する軌道事業者をいう。）の鉄道又は軌道の乗継ぎの円滑化が図られる改良工事で総務省令で定めるものとする。

43| 法附則第十五条第三十二項に規定する停車場建物その他の家屋で政令

で定めるものは、停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものとする。

40| 法附則第十五条第二十八項に規定する停車場設備その他の構築物で政令で定めるものは、停車場設備、線路設備又は電路設備とする。

41| 法附則第十五条第二十九項に規定する区間で政令で定めるものは、同項に規定する建設線の全部又は一部の区間の営業の開始により旅客輸送量が著しく減少すると見込まれる区間として総務大臣が指定する区間とする。

42| 法附則第十五条第二十九項に規定する鉄道事業者で政令で定めるものは、その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の二分の一以上の数又は金額が地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人で総務大臣が指定するものとする。

43| 法附則第十五条第二十九項に規定する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一 三 略

四 遊休状態にある土地及び家屋（法附則第十五条第二十九項に規定する特定鉄道事業の用に供するものとして建設計画が確定しているものを除く。）

五及び六 略

44| 法附則第十五条第二十九項に規定する償却資産として政令で定めるものは、同項に規定する特定鉄道事業者が所有する同項に規定する譲受固定資産で同項に規定する特定鉄道事業の用に供されるものうち、昭和六十二年三月三十一日において、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備

で定めるものは、停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものとする。

44| 法附則第十五条第三十二項に規定する停車場設備その他の構築物で政令で定めるものは、停車場設備、線路設備又は電路設備とする。

45| 法附則第十五条第三十三項に規定する区間で政令で定めるものは、同項に規定する建設線の全部又は一部の区間の営業の開始により旅客輸送量が著しく減少すると見込まれる区間として総務大臣が指定する区間とする。

46| 法附則第十五条第三十三項に規定する鉄道事業者で政令で定めるものは、その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の二分の一以上の数又は金額が地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人で総務大臣が指定するものとする。

47| 法附則第十五条第三十三項に規定する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一 三 略

四 遊休状態にある土地及び家屋（法附則第十五条第三十三項に規定する特定鉄道事業の用に供するものとして建設計画が確定しているものを除く。）

五及び六 略

48| 法附則第十五条第三十三項に規定する償却資産として政令で定めるものは、同項に規定する特定鉄道事業者が所有する同項に規定する譲受固定資産で同項に規定する特定鉄道事業の用に供されるものうち、昭和六十二年三月三十一日において、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備

支援機構法附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団が所有し、かつ、日本国有鉄道改革法等施行法第三十条の規定による改正前の日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号）第二十三条第一項ただし書の規定により日本国有鉄道に無償で貸し付けていた償却資産で、当該償却資産を同項本文の規定により日本国有鉄道に有償で貸し付けていたとした場合には地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号。以下この項及び次条第一項において「国鉄関連改正法」という。）第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（次条第一項において「旧交納付金法」という。）附則第十七項の規定（国鉄関連改正法附則第十三条第二項の規定によりなお効力を有することとされる場合を含む。）の適用があつたものとする。

45] 法附則第十五条第三十一項に規定する鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者で政令で定めるものは、地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定めるものとする。

46] 法附則第十五条第三十二項に規定する政令で定める設備は、と畜場法（昭和二十八年法律第一百四号）第三条第三項に規定する一般と畜場において同法第六条及び第九条に規定する措置を講ずるために必要な設備で総務省令で定めるものとする。

47] 法附則第十五条第三十四項に規定する政令で定める公共交通特定事業は、既設の駅又は停留場を利用する高齢者、障害者等の円滑な利用に資する設備で総務省令で定めるものを設置するための事業とする。

支援機構法附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団が所有し、かつ、日本国有鉄道改革法等施行法第三十条の規定による改正前の日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号）第二十三条第一項ただし書の規定により日本国有鉄道に無償で貸し付けていた償却資産で、当該償却資産を同項本文の規定により日本国有鉄道に有償で貸し付けていたとした場合には地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号。以下この項及び次条第一項において「国鉄関連改正法」という。）第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（次条第一項において「旧交納付金法」という。）附則第十七項の規定（国鉄関連改正法附則第十三条第二項の規定によりなお効力を有することとされる場合を含む。）の適用があつたものとする。

49] 法附則第十五条第三十五項に規定する鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者で政令で定めるものは、地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定めるものとする。

50] 法附則第十五条第三十六項に規定する政令で定める設備は、と畜場法（昭和二十八年法律第一百四号）第三条第三項に規定する一般と畜場において同法第六条及び第九条に規定する措置を講ずるために必要な設備で総務省令で定めるものとする。

51] 法附則第十五条第三十八項に規定する政令で定める公共交通特定事業は、既設の駅又は停留場を利用する高齢者、障害者等の円滑な利用に資する設備で総務省令で定めるものを設置するための事業とする。

- 48] 法附則第十五条第三十四項に規定する公共交通特定事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十九条第二項の規定による認定（同条第三項の規定による認定を含む。）を受けた同法第二十八条第一項に規定する公共交通特定事業計画において同法第二条第四号イに規定する鉄道事業者又は同号ロに規定する軌道経営者に鉄道施設又は軌道施設の貸付けを行うこととされた法人であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- 一及び二 略
- 三 高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を図ることを目的として設立された公益社団法人又は公益財団法人で総務大臣が指定するもの（前二号に掲げる法人を除く。）
- 49] 法附則第十五条第三十四項に規定する停車場建物その他の家屋で政令で定めるものは、停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものとする。
- 50] 法附則第十五条第三十四項に規定する停車場設備その他の構築物で政令で定めるものは、停車場設備、線路設備又は電路設備とする。
- 51] 法附則第十五条第三十六項に規定する鉄道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の四分の一以上の数又は金額が一の地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人で総務大臣が指定するものとする。
- 52] 法附則第十五条第三十六項に規定する線路設備、電路設備その他の政
- 52] 法附則第十五条第三十八項に規定する公共交通特定事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十九条第二項の規定による認定（同条第三項の規定による認定を含む。）を受けた同法第二十八条第一項に規定する公共交通特定事業計画において同法第二条第四号イに規定する鉄道事業者又は同号ロに規定する軌道経営者に鉄道施設又は軌道施設の貸付けを行うこととされた法人であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- 一及び二 略
- 三 高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人で総務大臣が指定するもの（前二号に掲げる法人を除く。）
- 53] 法附則第十五条第三十八項に規定する停車場建物その他の家屋で政令で定めるものは、停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものとする。
- 54] 法附則第十五条第三十八項に規定する停車場設備その他の構築物で政令で定めるものは、停車場設備、線路設備又は電路設備とする。
- 55] 法附則第十五条第四十項に規定する鉄道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の四分の一以上の数又は金額が一の地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人で総務大臣が指定するものとする。
- 56] 法附則第十五条第四十項に規定する線路設備、電路設備その他の政

令で定める構築物は、線路設備、電路設備又は停車場設備とする。

53| 法附則第十五条第三十七項に規定する政令で定める特定用途港湾施設は、港湾法施行令第四条第一項第一号の用途に供される港湾法第五十五条の七第二項に規定する特定用途港湾施設（同項第一号に掲げる港湾施設に限る。）で、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十条第一項に規定する事業計画又は協定において港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者に譲渡される旨が定められていることについて当該港湾管理者が証明したものとすること。

54| 法附則第十五条第三十七項に規定する特定用途港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、コンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 三 略

55| 法附則第十五条第三十八項に規定する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第二項に規定する一般廃棄物の処理を行うための家屋及び償却資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 三 略

56| 法附則第十五条第三十九項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるものは、原動機を有する客車及び原動機を有する客車にけん引される客車のうち、運賃のほかに特別の料金の定めがある旅客運送に専ら使用される客車以外の客車であつて、利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するものとして総務省令で定めるも

令で定める構築物は、線路設備、電路設備又は停車場設備とする。

57| 法附則第十五条第四十一項に規定する政令で定める特定用途港湾施設は、港湾法施行令第四条第一項第一号の用途に供される港湾法第五十五条の七第二項に規定する特定用途港湾施設（同項第一号に掲げる港湾施設に限る。）で、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十条第一項に規定する事業計画又は協定において港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者に譲渡される旨が定められていることについて当該港湾管理者が証明したものとすること。

58| 法附則第十五条第四十一項に規定する特定用途港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、コンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 三 略

59| 法附則第十五条第四十二項に規定する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第二項に規定する一般廃棄物の処理を行うための家屋及び償却資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 三 略

60| 法附則第十五条第四十三項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるものは、原動機を有する客車及び原動機を有する客車にけん引される客車のうち、運賃のほかに特別の料金の定めがある旅客運送に専ら使用される客車以外の客車であつて、利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するものとして総務省令で定めるも

のとする。

57| 法附則第十五条第四十項に規定する選定事業で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業のうち、当該選定事業に係る経費の全額を当該選定事業を選定した同条第三項第一号又は第二号に掲げる者（以下この項及び次項において「地方公共団体等」という。）が負担し、かつ、同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定において当該選定事業に係る同法第二条第一項に規定する公共施設等が当該地方公共団体等に譲渡される旨が定められているものとする。

58| 法附則第十五条第四十項に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる家屋及び償却資産以外の家屋及び償却資産とする。

一 略

59| 法附則第十五条第四十一項に規定する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、公共施設（都市再生特別措置法第二条第二項に規定する公共施設をいう。）及び都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定める家屋及び償却資産とする。

60| 法附則第十五条第四十二項に規定する集積回路を自蔵するカードの利用の用に供する設備で政令で定めるものは、二以上の鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者の鉄道又は軌道を利用する者の運賃に関する情報を処理するための電子計算機による情報処理システムを構成する設備で総務省令で定めるものとする。

のとする。

61| 法附則第十五条第四十四項に規定する選定事業で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業のうち、当該選定事業に係る経費の全額を当該選定事業を選定した同条第三項第一号又は第二号に掲げる者（以下この項及び次項において「地方公共団体等」という。）が負担し、かつ、同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定において当該選定事業に係る同法第二条第一項に規定する公共施設等が当該地方公共団体等に譲渡される旨が定められているものとする。

62| 法附則第十五条第四十四項に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる家屋及び償却資産以外の家屋及び償却資産とする。

一 略

63| 法附則第十五条第四十五項に規定する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、公共施設（都市再生特別措置法第二条第二項に規定する公共施設をいう。）及び都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定める家屋及び償却資産とする。

64| 法附則第十五条第四十六項に規定する集積回路を自蔵するカードの利用の用に供する設備で政令で定めるものは、二以上の鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者の鉄道又は軌道を利用する者の運賃に関する情報を処理するための電子計算機による情報処理システムを構成する設備で総務省令で定めるものとする。

61| 法附則第十五条第四十三項に規定する成田国際空港株式会社が所有し、かつ、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一及び二 略

62| 法附則第十五条第四十四項に規定する国立大学の校舎の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業で総務省令で定めるものにより総務省令で定める土地の上に取得された家屋及び償却資産で、同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定において国立大学法人に譲渡される旨が定められていることについて当該国立大学法人が証明したものとす。

63| 法附則第十五条第四十五項に規定する鉄道施設又は軌道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一及び二 略

64| 法附則第十五条第四十六項に規定する地下街等で政令で定めるものは、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十五条第一項第三号に規定する地下街等のうち、その床面積が五千平方メートル以上のものとする。

65| 法附則第十五条第四十七項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、コンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一〜三 略

65| 法附則第十五条第四十七項に規定する成田国際空港株式会社が所有し、かつ、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一及び二 略

66| 法附則第十五条第四十八項に規定する国立大学の校舎の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業で総務省令で定めるものにより総務省令で定める土地の上に取得された家屋及び償却資産で、同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定において国立大学法人に譲渡される旨が定められていることについて当該国立大学法人が証明したものとす。

67| 法附則第十五条第四十九項に規定する鉄道施設又は軌道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一及び二 略

68| 法附則第十五条第五十項に規定する地下街等で政令で定めるものは、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十五条第一項第三号に規定する地下街等のうち、その床面積が五千平方メートル以上のものとする。

69| 法附則第十五条第五十一項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、コンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一〜三 略

66] 法附則第十五条第四十八項に規定する都市鉄道利便増進事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいづれかに該当する法人とする。

一 三 略

67] 法附則第十五条第四十八項に規定する都市鉄道施設及び駅附帯施設で政令で定めるものは、停車場建物、旅客用通路、停車場設備、線路設備、電路設備、自転車駐車場又は駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場とする。

68] 法附則第十五条第四十九項に規定する基準適合表示車のうち政令で定めるものは、同項に規定する基準適合表示車のうち、軽油を燃料とするものでその原動機の定格出力が三十七キロワット以上七十五キロワット未満であるものとする。

69] 法附則第十五条第五十項に規定する電気信号の効率的な伝送を行うための設備のうち電気通信の利硬性を著しく高めるものとして政令で定めるものは、搬送設備、交換設備及び市内線路設備のうち、総務省令で定めるもので、電気通信基盤充実臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第二項に規定する高度通信施設整備事業により新設したものであることについて総務大臣の証明を受けたものとする。

70] 法附則第十五条第五十一項に規定する政令で定める者は、第十九項の規定により総務大臣が指定した公益財団法人から資産の現物出資を受けて設立された株式会社で総務大臣が指定するものとする。

71] 法附則第十五条第五十三項に規定する郵便事業株式会社に係る政令で

70] 法附則第十五条第五十二項に規定する都市鉄道利便増進事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいづれかに該当する法人とする。

一 三 略

71] 法附則第十五条第五十二項に規定する都市鉄道施設及び駅附帯施設で政令で定めるものは、停車場建物、旅客用通路、停車場設備、線路設備、電路設備、自転車駐車場又は駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場とする。

72] 法附則第十五条第五十三項に規定する基準適合表示車のうち政令で定めるものは、同項に規定する基準適合表示車のうち、軽油を燃料とするものでその原動機の定格出力が三十七キロワット以上七十五キロワット未満であるものとする。

73] 法附則第十五条第五十四項に規定する電気信号の効率的な伝送を行うための設備のうち電気通信の利硬性を著しく高めるものとして政令で定めるものは、搬送設備、交換設備及び市内線路設備のうち、総務省令で定めるもので、電気通信基盤充実臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第二項に規定する高度通信施設整備事業により新設したものであることについて総務大臣の証明を受けたものとする。

74] 法附則第十五条第五十五項に規定する政令で定める者は、第二十一項の規定により総務大臣が指定した財団法人から資産の現物出資を受けて設立された株式会社で総務大臣が指定するものとする。

75] 法附則第十五条第五十七項に規定する郵便事業株式会社に係る政令で

定める固定資産は、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一 六 略

72| 法附則第十五条第五十三項に規定する郵便局株式会社に係る政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一 五 略

73| 法附則第十五条第六十一項に規定する政令で定める施設は、同項に規定する重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設とし、同項に規定する政令で定める土地及び家屋は、当該施設の用に供する土地及び家屋のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

(日本国有鉄道の改革に伴う固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等)

第十一条の二 略

2 法附則第十五条の二第二項に規定する鉄道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一 略

二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を図ることを目的として設立された公益社団法人又は公益財団法人で総務大臣が指定するもの

3 法附則第十五条の二第二項に規定する固定資産で政令で定めるものは、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社若しくは九州旅客鉄

定める固定資産は、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一 六 略

76| 法附則第十五条第五十七項に規定する郵便局株式会社に係る政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一 五 略

(日本国有鉄道の改革に伴う固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等)

第十一条の二 略

2 法附則第十五条の二第二項に規定する鉄道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一 略

二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人で総務大臣が指定するもの

3 法附則第十五条の二第二項に規定する固定資産で政令で定めるものは、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社若しくは九州旅客鉄

道株式会社（以下この項及び次条第一項において「北海道旅客会社等」という。）が所有し、又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十二条第一項第三号の規定に基づき借り受ける固定資産のうち、直接鉄道事業若しくは旅客自動車運送事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの又は第五十二条の五の二に規定する鉄道施設の用に供する固定資産若しくは前項に規定する法人が所有し、かつ、北海道旅客会社等に貸し付けている線路設備その他の鉄道施設の用に供する固定資産で総務省令で定めるものとする。

（固定資産税の減額に関する特例の適用を受ける新築住宅等の範囲）

第十二条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 住宅 法附則第十五条の六第一項に規定する住宅をいう。
- 二 略
- 七 基準住居部分 人の居住の用に供するために独立的に区画された家屋の一部分でその床面積が五十平方メートル（当該独立的に区画された家屋の一部分が貸家の用に供されるものである場合にあつては、四十平方メートル（高齢者向け優良賃貸住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅をいう。次号において同じ。）である貸家の用に供されるものである場合にあつては、三十五平方メートル））以上二百八十平方メートル以下であるものをいう。

八 略

道株式会社（以下本項及び次条第一項において「北海道旅客会社等」という。）が所有し、又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十二条第一項第三号の規定に基づき借り受ける固定資産のうち、直接鉄道事業若しくは旅客自動車運送事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの又は第五十二条の五の二に規定する鉄道施設の用に供する固定資産若しくは前項に規定する法人が所有し、かつ、北海道旅客会社等に貸し付けている線路設備その他の鉄道施設の用に供する固定資産で総務省令で定めるものとする。

（固定資産税の減額に関する特例の適用を受ける新築住宅等の範囲）

第十二条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 住宅 法附則第十六条第一項に規定する住宅をいう。
- 二 略
- 七 基準住居部分 人の居住の用に供するために独立的に区画された家屋の一部分でその床面積が五十平方メートル（当該独立的に区画された家屋の一部分が貸家の用に供されるものである場合にあつては、四十平方メートル（高齢者向け優良賃貸住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅をいう。次号において同じ。）である貸家の用に供されるものである場合にあつては、三十五平方メートル））以上二百八十平方メートル以下であるものをいう。

八 略

2 法附則第十五条の六第一項に規定する政令で定める専有部分は居住用専有部分とし、同項に規定する政令で定める家屋は家屋でその人の居住の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。）の床面積の当該家屋の床面積に対する割合が二分の一以上であるものとする。

3 法附則第十五条の六第一項及び第二項並びに第十五条の七第一項及び第二項に規定する住宅で政令で定めるものは、住宅で、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一及び二 略

4 法附則第十五条の六第一項及び第二項並びに第十五条の七第一項及び第二項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一及び二 略

5 法附則第十五条の六第一項及び第二項並びに第十五条の七第一項及び第二項に規定する人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の政令で定める住宅は、次に掲げる住宅とする。

一及び二 略

6 法附則第十五条の六第二項に規定する地上階数は、第五十二条の十一第三項に規定する建築物の階数から同項に規定する地階の階数を控除した階数とする。

7 法附則第十五条の八第一項に規定する貸家住宅で政令で定めるものは、貸家住宅で、次の各号に掲げる貸家住宅の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一及び二 略

2 法附則第十六条第一項に規定する政令で定める専有部分は居住用専有部分とし、同項に規定する政令で定める家屋は家屋でその人の居住の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。）の床面積の当該家屋の床面積に対する割合が二分の一以上であるものとする。

3 法附則第十六条第一項及び第二項に規定する住宅で政令で定めるものは、住宅で、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一及び二 略

4 法附則第十六条第一項及び第二項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一及び二 略

5 法附則第十六条第一項及び第二項に規定する人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の政令で定める住宅は、次に掲げる住宅とする。

一及び二 略

6 法附則第十六条第二項に規定する地上階数は、第五十二条の十一第三項に規定する建築物の階数から同項に規定する地階の階数を控除した階数とする。

7 法附則第十六条第三項に規定する貸家住宅で政令で定めるものは、貸家住宅で、次の各号に掲げる貸家住宅の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一及び二 略

8 法附則第十五条の八第一項及び第二項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち法附則第十五条の八第一項に規定する特定市街化区域農地であつた土地で同項に規定する特定市街化区域農地の所有者等又は特定市街化区域農地の所有者等のみで設ける農住組合が同項に規定する転用の届出がされた後引き続き所有しているものの面積の当該貸家住宅の敷地の用に供する土地の面積に対する割合が二分の一未満である場合

二 法附則第十五条の八第一項に規定する特定市街化区域農地の所有者等又は特定市街化区域農地の所有者等のみで設ける農住組合が、その新築した貸家住宅を他の者に譲渡した後再び取得して貸家の用に供している場合

9 市町村長は、法附則第十五条の八第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする者の申請に基づき、これらの規定に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地が次に掲げる土地のいずれかに該当する場合に限り、当該貸家住宅の敷地の用に供する土地が良好な居住環境の整備のための公共施設の整備が行われたものであると認めるものとする。

一 四 略

10 略

11 第四項の規定は、法附則第十五条の八第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額について準用する。この場合において、第四項中「住宅」とあるのは「貸家住宅」と、「居住用専有部分」とあるのは「貸家用専有部分」と、「別荘の用に供する部分を有しない」とあるのは

8 法附則第十六条第三項及び第四項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち法附則第十六条第三項に規定する特定市街化区域農地であつた土地で同項に規定する特定市街化区域農地の所有者等又は特定市街化区域農地の所有者等のみで設ける農住組合が同項に規定する転用の届出がされた後引き続き所有しているものの面積の当該貸家住宅の敷地の用に供する土地の面積に対する割合が二分の一未満である場合

二 法附則第十六条第三項に規定する特定市街化区域農地の所有者等又は特定市街化区域農地の所有者等のみで設ける農住組合が、その新築した貸家住宅を他の者に譲渡した後再び取得して貸家の用に供している場合

9 市町村長は、法附則第十六条第三項又は第四項の規定の適用を受けようとする者の申請に基づき、これらの規定に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地が次に掲げる土地のいずれかに該当する場合に限り、当該貸家住宅の敷地の用に供する土地が良好な居住環境の整備のための公共施設の整備が行われたものであると認めるものとする。

一 四 略

10 略

11 第四項の規定は、法附則第十六条第三項の固定資産税額の算定について準用する。この場合において、第四項中「住宅」とあるのは「貸家住宅」と、「居住用専有部分」とあるのは「貸家用専有部分」と、「専ら人の居住の用に供する」とあるのは「そ

は「その全部が貸家の用に供されるもので、別荘の用に供する部分を有しない」と、「基準部分」とあるのは「特定貸家基準部分」と、「百二十平方メートル」とあるのは「百平方メートル」と、「人の居住の用に供する部分」とあるのは「専ら住居として貸家の用に供する部分」と、「次項」とあるのは「第十二項」と、「基準住居部分」とあるのは「特定貸家基準住居部分」と読み替えるものとする。

12 法附則第十五条の八第一項に規定する専ら住居として貸家の用に供される部分以外の部分を有する貸家住宅その他の政令で定める貸家住宅は、次に掲げる貸家住宅とする。

一及び二 略

13 法附則第十五条の八第二項に規定する貸家住宅で政令で定めるものは、次の各号に掲げる貸家住宅の区分に応じ当該各号に定める要件に該当する貸家住宅で、その専ら住居として貸家の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除くものとし、区分所有に係る貸家住宅以外の共同住宅等である貸家住宅にあつては特定貸家基準住居部分、区分所有に係る貸家住宅にあつては貸家用専有部分に係る特定貸家基準部分に限る。）の床面積の当該貸家住宅の床面積に対する割合（第十五項において「貸家住宅部分の割合」という。）が二分の一以上であるものとする。

一及び二 略

14 法附則第十五条の八第二項に規定する専ら住居として貸家の用に供される部分以外の部分を有する貸家住宅その他の政令で定める貸家住宅は、次に掲げる貸家住宅とする。

一及び二 略

の全部が専ら住居として貸家の用に供される」

と、「基準部分」とあるのは「特定貸家基準部分」と、「百二十平方メートル」とあるのは「百平方メートル」と、「人の居住の用に供する部分」とあるのは「専ら住居として貸家の用に供する部分」と、「次項」とあるのは「第十二項」と、「基準住居部分」とあるのは「特定貸家基準住居部分」と読み替えるものとする。

12 法附則第十六条第三項に規定する専ら住居として貸家の用に供される部分以外の部分を有する貸家住宅その他の政令で定める貸家住宅は、次に掲げる貸家住宅とする。

一及び二 略

13 法附則第十六条第四項に規定する貸家住宅で政令で定めるものは、次の各号に掲げる貸家住宅の区分に応じ当該各号に定める要件に該当する貸家住宅で、その専ら住居として貸家の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除くものとし、区分所有に係る貸家住宅以外の共同住宅等である貸家住宅にあつては特定貸家基準住居部分、区分所有に係る貸家住宅にあつては貸家用専有部分に係る特定貸家基準部分に限る。）の床面積の当該貸家住宅の床面積に対する割合（第十五項において「貸家住宅部分の割合」という。）が二分の一以上であるものとする。

一及び二 略

14 法附則第十六条第四項に規定する専ら住居として貸家の用に供される部分以外の部分を有する貸家住宅その他の政令で定める貸家住宅は、次に掲げる貸家住宅とする。

一及び二 略

15 法附則第十五条の八第二項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 当該貸家住宅に係る旧農地（法附則第十五条の八第二項に規定する旧農地をいう。以下この項において同じ。）の一部が住宅用地（法第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に該当する場合 当該貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち住宅用地に該当する部分に係る固定資産税額に、当該旧農地の面積の当該貸家住宅の敷地の用に供する土地の面積に対する割合を乗じて得た額に、当該貸家住宅に係る貸家住宅部分の割合が四分の三以上である場合には一・〇、当該割合が二分の一以上四分の三未満である場合には〇・七五を乗じて得た額

二 略

16 法附則第十五条の八第三項に規定する住宅で政令で定めるものは、基準部分を有する住宅とする。

17 法附則第十五条の八第三項に規定する従前の権利者が所有し、かつ、人の居住の用に供する部分で政令で定めるものは、家屋のうち同項に規定する従前の権利者が所有する同項に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して与えられた部分（次項から第二十項までにおいて「従前の権利に対応する部分」という。）で人の居住の用に供するもの（居住用専有部分に係るものに限るものとし、別荘の用に供する部分を除く。次項及び第二十項において「従前の権利に対応する居住部分」という。）とする。

15 法附則第十六条第四項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 当該貸家住宅に係る旧農地（法附則第十六条第四項に規定する旧農地をいう。以下この項において同じ。）の一部が住宅用地（法第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に該当する場合 当該貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち住宅用地に該当する部分に係る固定資産税額に、当該旧農地の面積の当該貸家住宅の敷地の用に供する土地の面積に対する割合を乗じて得た額に、当該貸家住宅に係る貸家住宅部分の割合が四分の三以上である場合には一・〇、当該割合が二分の一以上四分の三未満である場合には〇・七五を乗じて得た額

二 略

16 法附則第十六条第五項に規定する住宅で政令で定めるものは、基準部分を有する住宅とする。

17 法附則第十六条第五項に規定する従前の権利者が所有し、かつ、人の居住の用に供する部分で政令で定めるものは、家屋のうち同項に規定する従前の権利者が所有する同項に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して与えられた部分（次項から第二十項までにおいて「従前の権利に対応する部分」という。）で人の居住の用に供するもの（居住用専有部分に係るものに限るものとし、別荘の用に供する部分を除く。次項及び第二十項において「従前の権利に対応する居住部分」という。）とする。

18 法附則第十五条の八第三項に規定する従前の権利者が所有する当該人の居住の用に供する部分以外の部分で政令で定めるものは、家屋のうち従前の権利に対応する部分で従前の権利に対応する居住部分以外のもの（第二十項において「従前の権利に対応する非居住部分」という。）とする。

19 法附則第十五条の八第三項に規定する従前の権利者が所有する部分で政令で定めるものは、家屋のうち従前の権利に対応する部分とする。

20 法附則第十五条の八第三項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法附則第十五条の八第三項に規定する住宅である家屋のうち従前の権利に対応する居住部分に係るもの 次に掲げる専有部分の区分に応じ、それぞれに定める額

イ及びロ 略

二 法附則第十五条の八第三項に規定する住宅である家屋のうち従前の権利に対応する非居住部分に係るもの 次に掲げる専有部分の区分に応じ、それぞれに定める額

イ及びロ 略

三 法附則第十五条の八第三項に規定する住宅以外の家屋のうち従前の権利に対応する部分に係るもの 次に掲げる専有部分の区分に応じ、それぞれに定める額

イ及びロ 略

21 法附則第十五条の八第四項に規定する貸家住宅で政令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する貸家住宅とする。

18 法附則第十六条第五項に規定する従前の権利者が所有する当該人の居住の用に供する部分以外の部分で政令で定めるものは、家屋のうち従前の権利に対応する部分で従前の権利に対応する居住部分以外のもの（第二十項において「従前の権利に対応する非居住部分」という。）とする。

19 法附則第十六条第五項に規定する従前の権利者が所有する部分で政令で定めるものは、家屋のうち従前の権利に対応する部分とする。

20 法附則第十六条第五項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法附則第十六条第五項に規定する住宅である家屋のうち従前の権利に対応する居住部分に係るもの 次に掲げる専有部分の区分に応じ、それぞれに定める額

イ及びロ 略

二 法附則第十六条第五項に規定する住宅である家屋のうち従前の権利に対応する非居住部分に係るもの 次に掲げる専有部分の区分に応じ、それぞれに定める額

イ及びロ 略

三 法附則第十六条第五項に規定する住宅以外の家屋のうち従前の権利に対応する部分に係るもの 次に掲げる専有部分の区分に応じ、それぞれに定める額

イ及びロ 略

21 法附則第十六条第六項に規定する貸家住宅で政令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する貸家住宅とする。

一〇三 略

22 第十六項から第二十項までの規定は、法附則第十五条の八第五項において準用する同条第三項に規定する住宅で政令で定めるもの、同項に規定する者が所有し、かつ、人の居住の用に供する部分で政令で定めるものの、同項に規定する者が所有する当該人の居住の用に供する部分以外の部分で政令で定めるもの、同項に規定する者が所有する部分で政令で定めるもの及び同項に規定する政令で定めるところにより算定した額について、それぞれ準用する。

23 法附則第十五条の九第一項に規定する政令で定める耐震改修は、当該耐震改修に要した費用の額が三十万円以上であるものとする。

24 法附則第十五条の九第一項に規定する政令で定める基準は、建築基準法施行令第三章及び第五章の四に規定する基準又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準とする。

25 法附則第十五条の九第一項に規定する政令で定める耐震基準適合住宅は、次に掲げる耐震基準適合住宅とする。

一〇三 略

26 法附則第十五条の九第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる耐震基準適合住宅の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一及び二 略

27 法附則第十五条の九第四項に規定する政令で定める家屋は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

一及び二 略

一〇三 略

22 第十六項から第二十項までの規定は、法附則第十六条第七項において準用する同条第五項に規定する住宅で政令で定めるもの、同項に規定する者が所有し、かつ、人の居住の用に供する部分で政令で定めるものの、同項に規定する者が所有する当該人の居住の用に供する部分以外の部分で政令で定めるもの、同項に規定する者が所有する部分で政令で定めるもの及び同項に規定する政令で定めるところにより算定した額について、それぞれ準用する。

23 法附則第十六条第八項に規定する政令で定める耐震改修は、当該耐震改修に要した費用の額が三十万円以上であるものとする。

24 法附則第十六条第八項に規定する政令で定める基準は、建築基準法施行令第三章及び第五章の四に規定する基準又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準とする。

25 法附則第十六条第八項に規定する政令で定める耐震基準適合住宅は、次に掲げる耐震基準適合住宅とする。

一〇三 略

26 法附則第十六条第八項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる耐震基準適合住宅の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一及び二 略

27 法附則第十六条第十一項に規定する政令で定める家屋は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

一及び二 略

28 法附則第十五条の九第四項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法附則第十五条の九第四項に規定する居住安全改修工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該居住安全改修工事が完了した日が一月一日である場合には、同日）における年齢が六十五歳以上の者
- 二及び三 略

29 法附則第十五条の九第四項に規定する政令で定める改修工事は、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める改修工事であつて、当該改修工事に要した費用の額（当該改修工事の費用に充てるために地方公共団体から補助金等（当該改修工事を含む工事の費用に充てるために交付される補助金その他これに準ずるものをいう。以下この項において同じ。）の交付、介護保険法第四十五条第一項に規定する居宅介護住宅改修費（以下この項において「居宅介護住宅改修費」という。）の給付又は同法第五十七条第一項に規定する介護予防住宅改修費（以下この項において「介護予防住宅改修費」という。）の給付を受ける場合には、当該改修工事に要した費用の額から当該補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の額を控除した額）が三十万円以上であるものとする。

30 法附則第十五条の九第四項に規定する政令で定める高齢者等居住改修住宅は、次に掲げる高齢者等居住改修住宅とする。

- 一及び二 略

31 法附則第十五条の九第四項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税額（同条第九項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定を適用する前の額とす

28 法附則第十六条第十一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法附則第十六条第十一項に規定する改修工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該改修工事が完了した日が一月一日である場合には、同日）における年齢が六十五歳以上の者
- 二及び三 略

29 法附則第十六条第十一項に規定する政令で定める改修工事は、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める改修工事であつて、当該改修工事に要した費用の額（当該改修工事の費用に充てるために地方公共団体から補助金等（当該改修工事を含む工事の費用に充てるために交付される補助金その他これに準ずるものをいう。以下この項において同じ。）の交付、介護保険法第四十五条第一項に規定する居宅介護住宅改修費（以下この項において「居宅介護住宅改修費」という。）の給付又は同法第五十七条第一項に規定する介護予防住宅改修費（以下この項において「介護予防住宅改修費」という。）の給付を受ける場合には、当該改修工事に要した費用の額から当該補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の額を控除した額）が三十万円以上であるものとする。

30 法附則第十六条第十一項に規定する政令で定める高齢者等居住改修住宅は、次に掲げる高齢者等居住改修住宅とする。

- 一及び二 略

31 法附則第十六条第十一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税額

る。)に、特定居住用部分の床面積(特定居住用部分の床面積が百平方メートルを超える場合にあつては、当該特定居住用部分の床面積を百平方メートルとして算定するものとする。)の当該高齢者等居住改修住宅の床面積に対する割合(特定居住用部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度等に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合)を乗じて得た額とする。

32 法附則第十五条の九第五項に規定する政令で定める専有部分は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

一及び二 略

33 法附則第十五条の九第五項に規定する政令で定める高齢者等居住改修専有部分は、次に掲げる高齢者等居住改修専有部分とする。

一及び二 略

34 法附則第十五条の九第五項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該高齢者等居住改修専有部分に係る専有部分税額(同条第十項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定を適用する前の額とする。)に、特定居住用部分の床面積(特定居住用部分の床面積が百平方メートルを超える場合にあつては、当該特定居住用部分の床面積を百平方メートルとして算定するものとする。)の当該高齢者等居住改修専有部分の床面積に対する割合(特定居住用部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度等に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合)を乗じて得た額とする。

に、特定居住用部分の床面積(特定居住用部分の床面積が百平方メートルを超える場合にあつては、当該特定居住用部分の床面積を百平方メートルとして算定するものとする。)の当該高齢者等居住改修住宅の床面積に対する割合(特定居住用部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度等に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合)を乗じて得た額とする。

32 法附則第十六条第十二項に規定する政令で定める専有部分は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

一及び二 略

33 法附則第十六条第十二項に規定する政令で定める高齢者等居住改修専有部分は、次に掲げる高齢者等居住改修専有部分とする。

一及び二 略

34 法附則第十六条第十二項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該高齢者等居住改修専有部分に係る専有部分税額(に、特定居住用部分の床面積(特定居住用部分の床面積が百平方メートルを超える場合にあつては、当該特定居住用部分の床面積を百平方メートルとして算定するものとする。)の当該高齢者等居住改修専有部分の床面積に対する割合(特定居住用部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度等に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合)を乗じて得た額とする。

- 35 法附則第十五条の九第九項に規定する政令で定める家屋は、第二十七項各号に掲げる要件のすべてに該当するものとする。
- 36 法附則第十五条の九第九項に規定する政令で定める改修工事は、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める改修工事であつて、当該改修工事に要した費用の額が三十万円以上であるものとする。
- 37 法附則第十五条の九第九項に規定する政令で定める熱損失防止改修住宅は、次に掲げる熱損失防止改修住宅とする。
- 一 特定居住用部分以外の部分を有する熱損失防止改修住宅
 - 二 特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える熱損失防止改修住宅
- 38 法附則第十五条の九第九項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該熱損失防止改修住宅に係る固定資産税額（同条第四項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定を適用する前の額とする。）に、特定居住用部分の床面積（特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合にあつては、当該特定居住用部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該熱損失防止改修住宅の床面積に対する割合（特定居住用部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度等に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額とする。
- 39 法附則第十五条の九第十項に規定する政令で定める専有部分は、第三十二項各号に掲げる要件のすべてに該当するものとする。
- 40 法附則第十五条の九第十項に規定する政令で定める熱損失防止改修専

有部分は、次に掲げる熱損失防止改修専有部分とする。

- 一 特定居住用部分以外の部分を有する熱損失防止改修専有部分
- 二 特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える熱損失防止改修専有部分

41] 法附則第十五条の九第十項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該熱損失防止改修専有部分に係る専有部分税額（同条第五項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定を適用する前の額とする。）に、特定居住用部分の床面積（特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合にあつては、当該特定居住用部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該熱損失防止改修専有部分の床面積に対する割合（特定居住用部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度等に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額とする。

42] 略

（阪神・淡路大震災等に係る固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲）

第十二条の二 略

25] 11 略

12 法附則第十六条の二第十項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる家屋の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

35] 略

（阪神・淡路大震災等に係る固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲）

第十二条の二 略

25] 11 略

12 法附則第十六条の二第十項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる家屋の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 区分所有に係る家屋及び共有物である家屋以外の家屋 当該家屋（以下この号において「特例適用家屋」という。）に係る固定資産税額（特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の九までの規定の適用を受ける家屋であるときは、これらの規定の適用後の額）又は都市計画税額に、被災家屋の床面積（当該被災家屋が区分所有に係る家屋であるときは、前項第一号に掲げる者が所有していた当該被災家屋の専有部分の床面積とし、当該被災家屋が共有物であるときは、同号に掲げる者が有していた当該被災家屋に係る持分の割合を当該被災家屋の床面積に乗じて得た面積とする。次号及び第三号において同じ。）を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合は、一）をそれぞれ乗じて得た額

二 区分所有に係る家屋 当該家屋（以下この号において「特例適用家屋」という。）の専有部分に係る区分所有者が法第三百五十二条又は第七百二条の八の規定により納付する義務を負うものとされる固定資産税額（特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の九までの規定の適用を受ける家屋であり、かつ、当該専有部分が同条の規定の適用を受ける部分であるときは、これらの規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる額）又は都市計画税額に、被災家屋の床面積を当該特例適用家屋の専有部分の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合は、一）をそれぞれ乗じて得た額

三 共有物である家屋 当該家屋（以下この号において「特例適用家屋」という。）に係る固定資産税額（特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の九までの規定の適用を受ける家屋であるときは、こ

一 区分所有に係る家屋及び共有物である家屋以外の家屋 当該家屋（以下この号において「特例適用家屋」という。）に係る固定資産税額（特例適用家屋が法附則第十六条（第四項を除く。）の規定の適用を受ける家屋であるときは、同条の規定の適用後の額）又は都市計画税額に、被災家屋の床面積（当該被災家屋が区分所有に係る家屋であるときは、前項第一号に掲げる者が所有していた当該被災家屋の専有部分の床面積とし、当該被災家屋が共有物であるときは、同号に掲げる者が有していた当該被災家屋に係る持分の割合を当該被災家屋の床面積に乗じて得た面積とする。次号及び第三号において同じ。）を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合は、一）をそれぞれ乗じて得た額

二 区分所有に係る家屋 当該家屋（以下この号において「特例適用家屋」という。）の専有部分に係る区分所有者が法第三百五十二条又は第七百二条の八の規定により納付する義務を負うものとされる固定資産税額（特例適用家屋が法附則第十六条（第四項を除く。）の規定の適用を受ける家屋であり、かつ、当該専有部分が同条の規定の適用を受ける部分であるときは、同条の規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる額）又は都市計画税額に、被災家屋の床面積を当該特例適用家屋の専有部分の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合は、一）をそれぞれ乗じて得た額

三 共有物である家屋 当該家屋（以下この号において「特例適用家屋」という。）に係る固定資産税額（特例適用家屋が法附則第十六条（第四項を除く。）の規定の適用を受ける家屋であるときは、同

これらの規定の適用後の額）又は都市計画税額に、被災家屋の床面積（当該被災家屋の床面積が前項各号に掲げる者がそれぞれ有している特例適用家屋に係る持分の割合を当該特例適用家屋の床面積に乗じて得た面積を超える場合は、当該面積）を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値をそれぞれ乗じて得た額

13 略

14 法附則第十六条の二第十一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる特例適用家屋の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号及び第三号に掲げる特例適用家屋以外の特例適用家屋 当該特例適用家屋に係る固定資産税額（特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の九までの規定の適用を受ける家屋であるときは、これらの規定の適用後の額）に、災害被災家屋の床面積（当該災害被災家屋が区分所有に係る家屋であるときは、前項第一号に掲げる者が所有していた当該災害被災家屋の専有部分の床面積とし、当該災害被災家屋が共有物であるときは、同号に掲げる者が有していた当該災害被災家屋に係る持分の割合を当該災害被災家屋の床面積に乗じて得た面積とする。次号及び第三号において同じ。）を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合は、一）を乗じて得た額
- 二 区分所有に係る特例適用家屋 当該特例適用家屋の専有部分に係る区分所有者が法第三百五十二条の規定により納付する義務を負うものとされる固定資産税額（特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十

条の規定の適用後の額）又は都市計画税額に、被災家屋の床面積（当該被災家屋の床面積が前項各号に掲げる者がそれぞれ有している特例適用家屋に係る持分の割合を当該特例適用家屋の床面積に乗じて得た面積を超える場合は、当該面積）を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値をそれぞれ乗じて得た額

13 略

14 法附則第十六条の二第十一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる特例適用家屋の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号及び第三号に掲げる特例適用家屋以外の特例適用家屋 当該特例適用家屋に係る固定資産税額（特例適用家屋が法附則第十六条（第四項を除く。）の規定の適用を受ける家屋であるときは、同条の規定の適用後の額）に、災害被災家屋の床面積（当該災害被災家屋が区分所有に係る家屋であるときは、前項第一号に掲げる者が所有していた当該災害被災家屋の専有部分の床面積とし、当該災害被災家屋が共有物であるときは、同号に掲げる者が有していた当該災害被災家屋に係る持分の割合を当該災害被災家屋の床面積に乗じて得た面積とする。次号及び第三号において同じ。）を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合は、一）を乗じて得た額
- 二 区分所有に係る特例適用家屋 当該特例適用家屋の専有部分に係る区分所有者が法第三百五十二条の規定により納付する義務を負うものとされる固定資産税額（特例適用家屋が法附則第十六条（第四項を除

五条の九までの規定の適用を受ける家屋であり、かつ、当該専有部分がこれらの規定の適用を受ける部分であるときは、同条の規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる額)に、災害被災家屋の床面積を当該特例適用家屋の専有部分の床面積で除して得た数値(当該数値が一を超える場合は、一)を乗じて得た額

三 共有物である特例適用家屋 当該特例適用家屋に係る固定資産税額(特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の九までの規定の適用を受ける家屋であるときは、これらの規定の適用後の額)に、災害被災家屋の床面積(当該災害被災家屋の床面積が前項各号に掲げる者がそれぞれ有している特例適用家屋に係る持分の割合を当該特例適用家屋の床面積に乗じて得た面積を超える場合は、当該面積)を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値を乗じて得た額

15 第十二項及び前項(第十九項、第二十三項及び第二十七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に定めるもののほか、被災家屋若しくは災害被災家屋で区分所有に係る家屋であるもの又は第十二項第二号若しくは前項第二号に掲げる家屋に共用部分があるときこれらの項の床面積等の算定に関し必要な事項は、総務省令で定める。

16
16
17
略

22 法附則第十六条の二第十五項に規定する政令で定める区域は、平成十九年能登半島地震による災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域とする。

23 第十三項の規定は法附則第十六条の二第十五項に規定する政令で定める者について、第十四項の規定は同条第十五項に規定する政令で定める

く。)の規定の適用を受ける家屋であり、かつ、当該専有部分が同条の規定の適用を受ける部分であるときは、同条の規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる額)に、災害被災家屋の床面積を当該特例適用家屋の専有部分の床面積で除して得た数値(当該数値が一を超える場合は、一)を乗じて得た額

三 共有物である特例適用家屋 当該特例適用家屋に係る固定資産税額(特例適用家屋が法附則第十六条(第四項を除く。)の規定の適用を受ける家屋であるときは、同条の規定の適用後の額)に、災害被災家屋の床面積(当該災害被災家屋の床面積が前項各号に掲げる者がそれぞれ有している特例適用家屋に係る持分の割合を当該特例適用家屋の床面積に乗じて得た面積を超える場合は、当該面積)を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値を乗じて得た額

15 第十二項及び前項(第十九項)において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に定めるもののほか、被災家屋若しくは災害被災家屋で区分所有に係る家屋であるもの又は第十二項第二号若しくは前項第二号に掲げる家屋に共用部分があるときこれらの項の床面積等の算定に関し必要な事項は、総務省令で定める。

16
16
17
略

ところにより算定した額について準用する。

24| 法附則第十六条の二第十六項に規定する政令で定める区域は、第二十二項に規定する区域とする。

25| 第十六項の規定は法附則第十六条の二第十六項に規定する政令で定める者について、第十七項の規定は同条第十六項に規定する政令で定める部分について準用する。

26| 法附則第十六条の二第十七項に規定する政令で定める区域は、平成十九年新潟県中越沖地震による災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域とする。

27| 第十三項の規定は法附則第十六条の二第十七項に規定する政令で定める者について、第十四項の規定は同条第十七項に規定する政令で定めるところにより算定した額について準用する。

28| 法附則第十六条の二第十八項に規定する政令で定める区域は、第二十六項に規定する区域とする。

29| 第十六項の規定は法附則第十六条の二第十八項に規定する政令で定める者について、第十七項の規定は同条第十八項に規定する政令で定める部分について準用する。

30| 第十一項、第十三項（第十九項、第二十三項及び第二十七項において準用する場合を含む。）、又は第十六項（第二十一項、第二十五項及び前項において準用する場合を含む。）に規定する者が法附則第十六条の二第十項から第十八項までの規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類をこれらの項に規定する家屋及び償却資産の所在地の市町村長（法第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては

22| 第十一項、第十三項（第十九項 | において

準用する場合を含む。）、又は第十六項（前項 | において準用する場合を含む。）に規定する者が法附則第十六条の二第十項から第十四項までの規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類をこれらの項に規定する家屋及び償却資産の所在地の市町村長（法第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては

、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）に提出し
なければならない。

31| 略

（法附則第二十九条の五第一項の政令で定める事由等）

第十四条の五 略

2 略

3 法附則第二十九条の五第一項に規定する政令で定める計画策定等は
、次に掲げる計画策定等とする。

一 八 略

九 都市計画法第十二条の五第二項第三号に規定する地区整備計画（同
条第三項に規定する再開発等促進区（以下この号において「再開発等
促進区」という。）におけるものを除く。）についての都市計画の決
定又は再開発等促進区若しくは幹線道路の沿道の整備に関する法律（
昭和五十五年法律第三十四号）第九条第三項に規定する沿道再開発等
促進区についての都市計画の決定（当該宅地化農地（法附則第二十九
条の五第一項に規定する宅地化農地をいう。）が、都市計画法第八条
第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専
用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内
にある場合に限る。））

十 略

4 5 11 略

、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）に提出し
なければならない。

23| 略

（法附則第二十九条の五第一項の政令で定める事由等）

第十四条の五 略

2 略

3 法附則第二十九条の五第一項に規定する政令で定める計画策定等は
、次に掲げる計画策定等とする。

一 八 略

九 都市計画法第十二条の五第二項第三号に規定する地区整備計画（同
条第三項に規定する再開発等促進区（以下この号において「再開発等
促進区」という。）におけるものを除く。）についての都市計画の決
定又は再開発等促進区若しくは幹線道路の沿道の整備に関する法律（
第九条第三項に規定する沿道再開発等
促進区についての都市計画の決定（当該宅地化農地（法附則第二十九
条の五第一項に規定する宅地化農地をいう。）が、都市計画法第八条
第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専
用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内
にある場合に限る。））

十 略

4 5 11 略

(法附則第三十二条の七第一項の特定民間観光関連施設等)

第十六条の二の八 略

2及び3 略

4 法附則第三十二条の七第四項に規定する政令で定める施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の九第一項の規定による認定を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分^{（一）}の事業の用に専ら供する施設又は同法第十五条の四の三第一項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分^{（二）}の事業の用に専ら供する施設のうち、事務所以外の施設とする。

(法附則第三十二条の八の施設)

第十六条の二の九 法附則第三十二条の八

に規定する政令で定める

施設は、特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第二条第一項に規定する農産加工品の生産の用に供する施設で総務省令で定めるものとする。

(法附則第三十二条の七第一項の特定民間観光関連施設等)

第十六条の二の八 略

2及び3 略

4 法附則第三十二条の七第四項に規定する政令で定める施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の九第一項の規定による認定を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分^{（一）}の事業の用に専ら供する施設又は同法第十五条の四の三第一項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分^{（二）}の事業の用に専ら供する施設のうち、事務所以外の施設とする。

(法附則第三十二条の八第一項の施設)

第十六条の二の九 法附則第三十二条の八第一項に規定する政令で定める

施設は、特定農産加工業経営改善臨時措置法

第二条第一項に規定する農産加工品の生産の用に供する施設で総務省令で定めるものとする。

2 法附則第三十二条の八第二項に規定する専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信役務を提供する同条第四号に規定する電気通信事業を営む者で政令で定めるものは、同法第一百七十七条第一項の規定による認定を受けた者のうち、同法第三十四条第二項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する者及びこれに類する者として総務省令で定める要件に該当する者で、総務大臣が指定するものとする。

3 法附則第三十二条の八第二項に規定する電気通信事業の用に供する施

(上場株式等に係る配当所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第十六条の二の十一 法附則第三十三条の二第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第四十五条の二第一項第一号	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額
第七条の二第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（以下「上場株式等に係る配

設で政令で定めるものは、同項に規定する電気通信回線設備を設置して電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信役務を提供する同条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設のうち次に掲げる施設以外の施設とする。

- 一 事務所
- 二 研究施設
- 三 研修施設

第七條の三第二項、第七條の三の四第二項及び第七條の十三	山林所得金額	山林所得金額並びに上場株式等に係る配当所得の金額
第七條の九第二号ホ	総所得金額	総所得金額、上場株式等に係る配当所得の金額
第七條の十一	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は上場株式等に係る配当所得の金額

2 法附則第三十三條の二第五項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第三百十五條	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三十三條の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（以下「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）
若しくは山林所得金額		若しくは山林所得金額若

<p>法第三百十七 条の二第一項第 一 号</p>	<p>又は山林所得金額</p>	<p>しくは租税特別措置法第 八条の四第一項に規定す る上場株式等に係る配当 所得の金額</p>
<p>第四十六條の二 第二項</p>	<p>山林所得金額</p>	<p>山林所得金額並びに法附 則第三十三條の二第五項 に規定する上場株式等に 係る配当所得の金額（以 下「上場株式等に係る配 当所得の金額」という。</p>
<p>第四十六條の二 の二第二項、第 四十六條の三の 二第二項及び第 四十八條の六</p>	<p>山林所得金額</p>	<p>山林所得金額並びに上場 株式等に係る配当所得の 金額</p>
<p>第四十八條の三 第二号ホ</p>	<p>総所得金額</p>	<p>総所得金額、上場株式等 に係る配当所得の金額</p>
<p>第四十八條の五</p>	<p>又は山林所得金額</p>	<p>若しくは山林所得金額又</p>

（株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第十八条 法附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の基因となる法附則第三十五条の二の二第二項に規定する株式等の同条第一項に規定する譲渡（以下この項及び第六項において「株式等の譲渡」という。）による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定（租税特別措置法施行令第二十五条の十二第七項の規定を除く。以下この条から附則第十八条の六までにおいて同じ。）の例により計算した当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ当該各号に定めるところにより控除する。

一 当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額
当該損失の金額は、当該株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額及び雑所得の金額から控除する。

（株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第十八条 法附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の基因となる法附則第三十五条の二の二第二項に規定する株式等の同条第一項に規定する譲渡（以下この項及び第六項において「株式等の譲渡」という。）による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定（租税特別措置法施行令第二十五条の十二第七項の規定を除く。以下この条から附則第十八条の六までにおいて同じ。）の例により計算した当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ当該各号に定めるところにより控除する。

一 当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額
当該損失の金額は、当該株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額及び雑所得の金額から控除する。この場合において、当該株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額又は雑所得の金額のうちに、公開等特定株式に係る譲渡所得の金額（法附則第三十五条の三第八項の規定の適用がある株

二 当該株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額
当該損失の金額は、当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額及び雑
所得の金額から控除する。

三 当該株式等の譲渡に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額
当該損失の金額は、当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額及び譲渡
所得の金額から控除する。

式等の譲渡（以下この項及び附則第十八条の三第三項において「公開
等特定株式の譲渡」という。）による譲渡所得の金額をいう。以下こ
の項及び附則第十八条の三第三項において同じ。）又は公開等特定株
式に係る雑所得の金額（公開等特定株式の譲渡による雑所得の金額を
いう。以下この項及び附則第十八条の三第三項において同じ。）があ
るときは、当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る譲渡所得
の金額及び公開等特定株式に係る雑所得の金額から控除するものとす
る。

二 当該株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額
当該損失の金額は、当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額及び雑
所得の金額から控除する。この場合において、当該株式等の譲渡に係
る事業所得の金額又は雑所得の金額のうちに、公開等特定株式に係る
事業所得の金額（公開等特定株式の譲渡による事業所得の金額をいう
。以下この項及び附則第十八条の三第三項において同じ。）又は公開
等特定株式に係る雑所得の金額があるときは、当該損失の金額は、ま
ず、公開等特定株式に係る事業所得の金額及び公開等特定株式に係る
雑所得の金額から控除するものとする。

三 当該株式等の譲渡に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額
当該損失の金額は、当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額及び譲渡
所得の金額から控除する。この場合において、当該株式等の譲渡に係
る事業所得の金額又は譲渡所得の金額のうちに、公開等特定株式に係
る事業所得の金額又は公開等特定株式に係る譲渡所得の金額があると
きは、当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る事業所得の金

255 略

6 法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の基因となる株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ当該各号に定めるところにより控除する。

一 当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額
当該損失の金額は、当該株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額及び雑所得の金額から控除する。

255 略

額及び公開等特定株式に係る譲渡所得の金額から控除するものとする
6 法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の基因となる株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ当該各号に定めるところにより控除する。

一 当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額
当該損失の金額は、当該株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額及び雑所得の金額から控除する。この場合において、当該株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額又は雑所得の金額のうちに、公開等特定株式に係る譲渡所得の金額（法附則第三十五条の三第十八項の規定の適用がある株式等の譲渡（以下この項及び附則第十八条の三第七項において「公開等特定株式の譲渡」という。）による譲渡所得の金額をいう。以下この項及び附則第十八条の三第七項において同じ。）又は公開等特定株式に係る雑所得の金額（公開等特定株式の譲渡による雑所得の金額をいう。以下この項及び附則第十八条の三第七項において同じ。）があるときは、当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る譲渡所

二 当該株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額
当該損失の金額は、当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額及び雑
所得の金額から控除する。

三 当該株式等の譲渡に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額
当該損失の金額は、当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額及び譲渡
所得の金額から控除する。

7
10
略

得の金額及び公開等特定株式に係る雑所得の金額から控除するものと
する。

二 当該株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額
当該損失の金額は、当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額及び雑
所得の金額から控除する。この場合において、当該株式等の譲渡に係
る事業所得の金額又は雑所得の金額のうちに、公開等特定株式に係る
事業所得の金額（公開等特定株式の譲渡による事業所得の金額をいう
。以下この項及び附則第十八条の三第七項において同じ。）又は公開
等特定株式に係る雑所得の金額があるときは、当該損失の金額は、ま
ず、公開等特定株式に係る事業所得の金額及び公開等特定株式に係る
雑所得の金額から控除するものとする。

三 当該株式等の譲渡に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額
当該損失の金額は、当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額及び譲渡
所得の金額から控除する。この場合において、当該株式等の譲渡に係
る事業所得の金額又は譲渡所得の金額のうちに、公開等特定株式に係
る事業所得の金額又は公開等特定株式に係る譲渡所得の金額があると
きは、当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る事業所得の金
額及び公開等特定株式に係る譲渡所得の金額から控除するものとする
。

7
10
略

（上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民
税及び市町村民税の課税の特例）

第十八条の三 法附則第三十五条の二の三第一項に規定する上場株式等のこれらの譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する事業所得、譲渡所得及び雑所得の基因となる上場株式等（同項に規定する上場株式等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項の規定の適用がある同項に規定する譲渡をいう。以下この項及び第三項において同じ。）による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。

2 前項の場合において、附則第十八条第一項後段及び同項各号の規定は、法附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

<p>附則第十八条第一項第一号</p>	<p>又は公開等特定株式に係る雑所得の金額</p>	<p>若しくは公開等特定株式に係る雑所得の金額</p>
<p>があるときは</p>	<p>又は一般上場株式等に係る譲渡所得の金額（附則第十八条の三第三項第二号イに規定する一般上場株式等に係る</p>	<p>又は一般上場株式等に係る譲渡所得の金額（附則第十八条の三第三項第二号イに規定する一般上場株式等に係る</p>

<p>附則第十八条第一項第二号</p>		
<p>又は公開等特定株式に係る雑所得の金額</p>	<p>及び公開等特定株式に係る雑所得の金額</p>	
<p>又は一般上場株式等に</p>	<p>若しくは公開等特定株式に係る雑所得の金額</p>	<p>譲渡所得の金額をいう。以下この項において同じ。若しくは一般上場株式等に係る雑所得の金額（附則第十八条の三第三項第三号イに規定する一般上場株式等に係る雑所得の金額をいう。以下この項において同じ。）があるときは</p> <p>及び公開等特定株式に係る雑所得の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、一般上場株式等に係る譲渡所得の金額及び一般上場株式等に係る雑所得の金額</p>

<p>附則第十八条第一項第三号</p>	<p>又は公開等特定株式に係る譲渡所得の金額</p>	<p>係る事業所得の金額（附則第十八条の三第三項第一号イに規定する一般上場株式等に係る事業所得の金額をいう。以下この項において同じ。）若しくは一般上場株式等に係る雑所得の金額</p>
<p>附則第十八条第一項第三号</p>	<p>又は公開等特定株式に係る譲渡所得の金額</p>	<p>及び公開等特定株式に係る雑所得の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、一般上場株式等に係る事業所得の金額及び一般上場株式等に係る雑所得の金額</p>
<p>若しくは一般上場株式に係る事業所得の金額</p>	<p>若しくは公開等特定株式に係る譲渡所得の金額又は一般上場株式等に係る事業所得の金額</p>	<p>若しくは一般上場株式</p>

	及び公開等特定株式に係る譲渡所得の金額	等に係る譲渡所得の金額
	譲渡所得の金額	及び公開等特定株式に係る譲渡所得の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、一般上場株式等に係る事業所得の金額及び一般上場株式等に係る譲渡所得の金額

3

道府県民税の所得割の納税義務者が前年中にした附則第十八条第一項に規定する株式等の譲渡（租税特別措置法第三十七条の十第三項又は第四項の規定によりその額及び価額の合計額が同条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭及び金銭以外の資産の交付の基因となつた同条第三項又は第四項に規定する事由に基づく株式等についての当該金銭の額及び当該金銭以外の資産の価額に対応する権利の移転又は消滅を含む。以下この項及び第七項において「株式等の譲渡」という。）のうち上場株式等の譲渡がある場合において、次の各号に掲げる損失の金額があるときは、当該損失の金額は、附則第十八条第一項に規定する株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額並びに第一項に規定する上場株式等の譲渡に係る事

業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の計算上、当該各号に定めるところにより控除する。

一 次に掲げる事業所得の金額の計算上生じた損失の金額 それぞれ次に定めるところによる。

イ 公開等特定株式に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額
当該損失の金額は、まず、一般上場株式等に係る事業所得の金額（上場株式等の譲渡（公開等特定株式の譲渡に該当するものを除く。以下この項において「一般上場株式等の譲渡」という。）による事業所得の金額をいう。以下この号において同じ。）から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、一般株式等に係る事業所得の金額（株式等の譲渡（公開等特定株式の譲渡に該当するもの及び一般上場株式等の譲渡に該当するものを除く。以下この項において「一般株式等の譲渡」という。）による事業所得の金額をいう。以下この号において同じ。）から控除する。

ロ 一般上場株式等に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額
当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る事業所得の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、一般株式等に係る事業所得の金額から控除する。

ハ 一般株式等に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額
当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る事業所得の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、一般上場株式等に係る事業所得の金額から控除する。

二 次に掲げる譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額 それぞれ次

に定めるところによる。

- イ 公開等特定株式に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額
当該損失の金額は、まず、一般上場株式等に係る譲渡所得の金額（一般上場株式等の譲渡による譲渡所得の金額をいう。以下この号において同じ。）から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、一般株式等に係る譲渡所得の金額（一般株式等の譲渡による譲渡所得の金額をいう。以下この号において同じ。）から控除する。
- ロ 一般上場株式等に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額
当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る譲渡所得の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、一般株式等に係る譲渡所得の金額から控除する。
- ハ 一般株式等に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る譲渡所得の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、一般上場株式等に係る譲渡所得の金額から控除する。
- 三 次に掲げる雑所得の金額の計算上生じた損失の金額 それぞれ次に定めるところによる。
 - イ 公開等特定株式に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額
当該損失の金額は、まず、一般上場株式等に係る雑所得の金額（一般上場株式等の譲渡による雑所得の金額をいう。以下この号において同じ。）から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、一般株式等に係る雑所得の金額（一般株式等の譲渡に

よる雑所得の金額をいう。以下この号において同じ。）から控除する。

ロ 一般上場株式等に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額
当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る雑所得の金額から
控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、一
般株式等に係る雑所得の金額から控除する。

ハ 一般株式等に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該
損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る雑所得の金額から控除
し、なお控除することができない損失の金額があるときは、一般上
場株式等に係る雑所得の金額から控除する。

4 法附則第三十五条の二の三第一項の規定の適用がある場合には、附則
第十八条第五項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定中同表
の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替える
ものとする。

法第四十五条の 二第一項第一号	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額 又は附則第三十五条の 二第一項（附則第三十 五条の二の三第一項の 規定により適用される 場合を含む。）に規定 する株式等に係る譲渡 所得等の金額
--------------------	----------	--

第七條の二第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十五條の二第一項（法附則第三十五條の二の三第一項の規定により適用される場合を含む。）に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（以下「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）
第七條の三第二項、第七條の三の四第二項及び第七條の十三	山林所得金額	山林所得金額並びに株式等に係る譲渡所得等の金額
第七條の九第二号ホ	總所得金額	總所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額（当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち法附則第三十五條の二の三第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等

<p>第七条の十一又は山林所得金額若しくは山林所得金額又は株式等に係る譲渡所得等の金額</p>	<p>又は山林所得金額</p>		
	<p>に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額)</p>		<p>若しくは山林所得金額又は株式等に係る譲渡所得等の金額</p>

- 5 | 法附則第三十五条の二の三第四項に規定する上場株式等のこれらの譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する事業所得、譲渡所得及び雑所得の基因となる上場株式等の譲渡（同項の規定の適用がある同項に規定する譲渡をいう。以下この項及び第七項において同じ。）による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。
- 6 | 前項の場合において、附則第十八条第六項後段及び同項各号の規定は、法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金

額の計算上生じた損失の金額があるときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第十八条第六項第一号	又は公開等特定株式に係る雑所得の金額	若しくは公開等特定株式に係る雑所得の金額
及び公開等特定株式に係る	<p>があるときは</p> <p>又は一般上場株式等に係る譲渡所得の金額（附則第十八条の三第七項第三号イに規定する一般上場株式等に係る雑所得の金額（附則第十八条の三第七項第三号イに規定する一般上場株式等に係る雑所得の金額をいう。以下この項において同じ。）があるときは</p>	<p>又は一般上場株式等に係る譲渡所得の金額をいう。以下この項において同じ。）若しくは一般上場株式等に係る雑所得の金額（附則第十八条の三第七項第三号イに規定する一般上場株式等に係る雑所得の金額をいう。以下この項において同じ。）があるときは</p>

	<p>雑所得の金額</p>	<p>係る雑所得の金額から 控除し、なお控除する ことができない損失の 金額があるときは、一 般上場株式等に係る譲 渡所得の金額及び一般 上場株式等に係る雑所 得の金額</p>
<p>附則第十八条第 六項第二号</p>	<p>又は公開等特定株式に係る 雑所得の金額</p>	<p>若しくは公開等特定株 式に係る雑所得の金額 又は一般上場株式等に 係る事業所得の金額（ 附則第十八条の三第七 項第一号イに規定する 一般上場株式等に係る 事業所得の金額をいう 。以下この項において 同じ。）若しくは一般 上場株式等に係る雑所 得の金額</p>
<p>及び公開等特定株式に係る 雑所得の金額</p>	<p>及び公開等特定株式に 係る雑所得の金額から 控除し、なお控除する</p>	

		<p>ことができな損失の金額があるときは、一般上場株式等に係る事業所得の金額及び一般上場株式等に係る雑所得の金額</p>
<p>附則第十八条第六項第三号</p>	<p>又は公開等特定株式に係る譲渡所得の金額</p>	<p>若しくは公開等特定株式に係る譲渡所得の金額又は一般上場株式等に係る事業所得の金額若しくは一般上場株式等に係る譲渡所得の金額</p>
	<p>及び公開等特定株式に係る譲渡所得の金額</p>	<p>及び公開等特定株式に係る譲渡所得の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、一般上場株式等に係る事業所得の金額及び一般上場株式等に係る譲渡所得の金額</p>

7 市町村民税の所得割の納税義務者が前年中にした株式等の譲渡のうち
上場株式等の譲渡がある場合において、次の各号に掲げる損失の金額が
あるときは、当該損失の金額は、附則第十八条第六項に規定する株式等
の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額並びに
第五項に規定する上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の
金額及び雑所得の金額の計算上、当該各号に定めるところにより控除す
る。

一 次に掲げる事業所得の金額の計算上生じた損失の金額 それぞれ次
に定めるところによる。

イ 公開等特定株式に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額
当該損失の金額は、まず、一般上場株式等に係る事業所得の金額
（上場株式等の譲渡（公開等特定株式の譲渡に該当するものを除く
。以下この項において「一般上場株式等の譲渡」という。）による
事業所得の金額をいう。以下この号において同じ。）から控除し、
なお控除することができない損失の金額があるときは、一般株式等
に係る事業所得の金額（株式等の譲渡（公開等特定株式の譲渡に該
当するもの及び一般上場株式等の譲渡に該当するものを除く。以下
この項において「一般株式等の譲渡」という。）による事業所得の
金額をいう。以下この号において同じ。）から控除する。

ロ 一般上場株式等に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額
当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る事業所得の金額
から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは
、一般株式等に係る事業所得の金額から控除する。

- ハ 一般株式等に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る事業所得の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、一般上場株式等に係る事業所得の金額から控除する。
- 二 次に掲げる譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額 それぞれ次に定めるところによる。
- イ 公開等特定株式に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、まず、一般上場株式等に係る譲渡所得の金額（一般上場株式等の譲渡による譲渡所得の金額をいう。以下この号において同じ。）から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、一般株式等に係る譲渡所得の金額（一般株式等の譲渡による譲渡所得の金額をいう。以下この号において同じ。）から控除する。
- ロ 一般上場株式等に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る譲渡所得の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、一般株式等に係る譲渡所得の金額から控除する。
- ハ 一般株式等に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る譲渡所得の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、一般上場株式等に係る譲渡所得の金額から控除する。
- 三 次に掲げる雑所得の金額の計算上生じた損失の金額 それぞれ次に定めるところによる。

イ 公開等特定株式に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額
当該損失の金額は、まず、一般上場株式等に係る雑所得の金額（一
般上場株式等の譲渡による雑所得の金額をいう。以下この号におい
て同じ。）から控除し、なお控除することができない損失の金額が
あるときは、一般株式等に係る雑所得の金額（一般株式等の譲渡に
よる雑所得の金額をいう。以下この号において同じ。）から控除す
る。

ロ 一般上場株式等に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額
当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る雑所得の金額から
控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、一
般株式等に係る雑所得の金額から控除する。

ハ 一般株式等に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該
損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る雑所得の金額から控除
し、なお控除することができない損失の金額があるときは、一般上
場株式等に係る雑所得の金額から控除する。

8 | 法附則第三十五条の二の三第四項の規定の適用がある場合には、附則
第十八条第十項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定中同表
の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替える
ものとする。

法第三百十五条	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額 又は附則第三十五条の 二第六項（附則第二十
---------	----------	--

<p>第二項 第四十六条の二 第一号</p>	<p>法第三百十七條 及び第三百十七 條の二第一項第 一號</p>		
	<p>山林所得金額</p>	<p>若しくは山林所得金額</p>	
<p>第六項（法附則第三十五</p>	<p>山林所得金額並びに法 附則第三十五條の二第 二項（法附則第三十五</p>	<p>若しくは山林所得金額 又は株式等に係る譲渡 所得等の金額</p>	<p>若しくは山林所得金額 若しくは租税特別措置 法第三百十七條の十第一 項（同法第三百十七條の 十一第一項の規定によ り適用される場合を含 む。）に規定する株式 等に係る譲渡所得等の 金額</p>
		<p>若しくは山林所得金額</p>	<p>五条の二の三第四項の 規定により適用される 場合を含む。）に規定 する株式等に係る譲渡 所得等の金額（以下「 株式等に係る譲渡所得 等の金額」という。）</p>

	<p>第四十六条の二の二第二項、第四十六条の三の二第二項及び第四十八条の六</p>	<p>山林所得金額</p>	<p>条の二の三第四項の規定により適用される場合を含む。)に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(以下「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)</p>
<p>第四十八条の三第二号ホ</p>	<p>総所得金額</p>	<p>山林所得金額並びに株式等に係る譲渡所得等の金額(当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち法附則第三十五条の二の三第四項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等</p>	

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例)

第十八条の四 略

2 略

3 前年中において法附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する法第二十四条第一項第一号の者で租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等の営業所(国内にあるものに限る。)に特定口座を開設していたものが法第四十五条の二第一項又は第三項に規定する申告書(法附則第三十五条の二の六第八項又は第三十五条の三第六項において準用する法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出する場合において、前年中に、第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得若しくは雑所得又は前項に規定

第四十八条の五の二	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は株式等に係る譲渡所得等の金額
に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額)		

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例)

第十八条の四 略

2 略

3 前年中において法附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する法第二十四条第一項第一号の者で租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等の営業所(国内にあるものに限る。)に特定口座を開設していたものが法第四十五条の二第一項又は第三項に規定する申告書(法附則第三十五条の二の六第四項又は第三十五条の三第六項において準用する法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出する場合において、前年中に、第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得若しくは雑所得又は前項に規定

する信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得若しくは雑所得の基因となる上場株式等（法附則第三十五条の二の四第一項に規定する上場株式等をいう。第六項において同じ。）の譲渡以外の株式等の譲渡がないときは、当該申告書を提出する場合における附則第十八条第二項の規定の適用については、租税特別措置法施行令第二十五条の十の第十二項に規定する特定口座年間取引報告書又はその写し（以下この項及び第六項において「特定口座年間取引報告書等」という。）（二以上の特定口座を有する場合には、当該二以上の特定口座に係る特定口座年間取引報告書等及びこれらの特定口座年間取引報告書等の合計表（総務省令で定める事項を記載したものをいう。））。第六項において同じ。）の添付をもつて附則第十八条第二項に規定する明細書の添付に代えることができる。

4及び5 略

6 前年中において法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する法第二百九十四条第一項一号の者で租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等の営業所（国内にあるものに限る。）に特定口座を開設していたものが法第三百十七條の二第一項又は第三項に規定する申告書（法附則第三十五条の二の六第十八項又は第三十五条の三第十四項において準用する法第三百十七條の二第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出する場合において、前年中に、第四項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得若しくは雑所得又は前項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得若

する信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得若しくは雑所得の基因となる上場株式等（法附則第三十五条の二の三第一項に規定する上場株式等をいう。第六項において同じ。）の譲渡以外の株式等の譲渡がないときは、当該申告書を提出する場合における附則第十八条第二項の規定の適用については、租税特別措置法施行令第二十五条の十の第十二項に規定する特定口座年間取引報告書又はその写し（以下この項及び第六項において「特定口座年間取引報告書等」という。）（二以上の特定口座を有する場合には、当該二以上の特定口座に係る特定口座年間取引報告書等及びこれらの特定口座年間取引報告書等の合計表（総務省令で定める事項を記載したものをいう。））。第六項において同じ。）の添付をもつて附則第十八条第二項に規定する明細書の添付に代えることができる。

4及び5 略

6 前年中において法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する法第二百九十四条第一項一号の者で租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等の営業所（国内にあるものに限る。）に特定口座を開設していたものが法第三百十七條の二第一項又は第三項に規定する申告書（法附則第三十五条の二の六第十項又は第三十五条の三第十六項において準用する法第三百十七條の二第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出する場合において、前年中に、第四項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得若しくは雑所得又は前項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得若

しくは雑所得の基因となる上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡がないときは、当該申告書を提出する場合における附則第十八条第七項の規定の適用については、特定口座年間取引報告書等の添付をもつて同項に規定する明細書の添付に代えることができる。

（源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算及び特別徴収等の特例）

第十八条の四の二 道府県民税の所得割に係る源泉徴収選択口座内配当等（法附則第三十五条の二の五第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等という。以下この条において同じ。）に係る配当所得の金額の計算は、当該所得割の納税義務者が有するそれぞれの源泉徴収選択口座（法附則第三十五条の二の五第二項に規定する源泉徴収選択口座をいう。以下この条において同じ。）ごとに、当該源泉徴収選択口座に係る源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等（所得税法第二十四条第一項に規定する配当等という。第十項において同じ。）に係る配当所得の金額とを区分して、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額を計算することにより行うものとする。

2 第九条の二十第一項の規定は、法附則第三十五条の二の五第二項の規定により読み替えて適用される法第七十一条の三十一第二項に規定する政令で定める場合及び政令で定める日について準用する。この場合において、第九条の二十第一項第一号中「選択口座（法第二十四条第一項第七号に規定する選択口座をいう。以下この条」とあるのは「源泉徴収選

しくは雑所得の基因となる上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡がないときは、当該申告書を提出する場合における附則第十八条第七項の規定の適用については、特定口座年間取引報告書等の添付をもつて同項に規定する明細書の添付に代えることができる。

扱口座（法附則第三十五条の二の五第二項に規定する源泉徴収選択口座をいう。以下この項」と、「金融商品取引業者等（法第七十一条の五十一第一項に規定する金融商品取引業者等をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「特別徴収義務者」と、「当該選択口座」とあるのは「当該源泉徴収選択口座」と、「金融商品取引業者等の営業所」とあるのは「特別徴収義務者の営業所」と、同項第二号から第五号までの規定中「選択口座」とあるのは「源泉徴収選択口座」と、同項第二号及び第三号中「金融商品取引業者等」とあるのは「特別徴収義務者」と読み替えるものとする。

3 法附則第三十五条の二の五第三項の規定は、前項において準用する第九条の二十第一項第一号又は第二号に掲げる場合に該当することとなつたことにより源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき配当額の計算をする場合については、適用しない。

4 法附則第三十五条の二の五第三項の場合において、当該道府県民税の配当割の納税義務者に対して支払われる源泉徴収選択口座内配当等について、その年中に当該特別徴収義務者が当該源泉徴収選択口座内配当等の交付の際に法第七十一条の三十一第二項の規定により既に徴収した道府県民税の配当割の額が法附則第三十五条の二の五第三項の規定を適用して計算した道府県民税の配当割の額に満たないときは、当該特別徴収義務者は、当該満たない部分の金額に相当する配当割を徴収して納入することを要しない。

5 第二項において読み替えて準用する第九条の二十第一項第一号に規定する営業の譲渡を受けた特別徴収義務者又は同項第二号に規定する資産

及び負債の移転を受けた特別徴収義務者（第八項及び第九項において「移管先の特別徴収義務者」という。）が、当該譲渡又は移転により移管を受けた源泉徴収選択口座に係る源泉徴収選択口座内配当等につき、法附則第三十五条の二の五第三項及び前項の規定により当該移管を受けた日の属する年中に徴収して納入すべき道府県民税の配当割の額を計算する場合及び同条第四項の規定により還付すべき道府県民税の配当割の額を計算する場合には、これらの規定に規定する源泉徴収選択口座内配当等の額及び既に徴収した配当割の額には、当該営業の譲渡をした特別徴収義務者（第八項において「移管元の特別徴収義務者」という。）が交付したこれらの規定に規定する源泉徴収選択口座内配当等の額及び既に徴収した配当割の額を含めて、これらの規定を適用するものとする。

6 法附則第三十五条の二の五第三項第一号に規定する政令で定める金額は、その年中にした源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等（法附則第三十五条の二の四第一項に規定する特定口座内保管上場株式等をいう。次項において同じ。）の譲渡につき法附則第三十五条の二の四第一項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その年中に当該源泉徴収選択口座において処理された差金決済（法第二十四条第一項第七号に規定する差金決済をいう。次項において同じ。）に係る信用取引等に係る上場株式等の譲渡（法附則第三十五条の二の四第二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡をいう。次項において同じ。）による事業所得の金額及び雑所得の金額から控除してもなお控除することができない金額とする。

7| 法附則第三十五条の二の五第三項第二号に規定する政令で定める金額は、その年中に源泉徴収選択口座において処理された差金決済に係る信用取引等に係る上場株式等の譲渡につき法附則第三十五条の二の四第二項の規定により計算された当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その年中にした当該源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡につき同条第一項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額及び雑所得の金額から控除してもなお控除することができない金額とする。

8| 移管先の特別徴収義務者が第五項の譲渡又は移転により移管を受けた源泉徴収選択口座に係る源泉徴収選択口座内配当等につき法附則第三十五条の二の五第四項の規定による道府県民税の配当割の還付をする場合には、当該源泉徴収選択口座に係る移管元の特別徴収義務者が交付した源泉徴収選択口座内配当等につき法第七十一条の三十一第二項の規定により徴収した道府県民税の配当割の額に相当する金額は、当該移管を受けた日の属する年の当該移管先の特別徴収義務者に係る第九条の第二十二項各号に掲げる金額から控除するものとする。

9| 第九条の二十第三項及び第四項の規定は、前項の移管先の特別徴収義務者が同項の規定による控除をする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前項の規定を」とあるのは「附則第十八条の四の二第八項の規定を」と、「第一項の金融商品取引業者等が前項」とあるのは「同項の移管先の特別徴収義務者が同項」と、「当該金融商品取引業者等」とあるのは「当該移管先の特別徴収義務者」と、同条第四項

中「金融商品取引業者等」とあるのは「移管先の特別徴収義務者」と、「選択口座」とあるのは「法附則第三十五条の二の五第二項に規定する源泉徴収選択口座」と、「第二項」とあるのは「附則第十八条の四の二第八項」とする。

10) 市町村民税の所得割に係る源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額の計算は、当該所得割の納税義務者が有するそれぞれの源泉徴収選択口座ごとに、当該源泉徴収選択口座に係る源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等に係る配当所得の金額とを区分して、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額を計算することにより行うものとする。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第十八条の五

(上場株式等に係る譲渡損失の
繰越控除)

第十八条の五 法附則第三十五条の二の六第一項の規定による上場株式等に係る譲渡損失の金額(同条第二項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額をいう。以下この項及び第五項第二号において同じ。)の控除については、次に定めるところによる。

- 一 控除する上場株式等に係る譲渡損失の金額が前年前三年内の二以上の年に生じたものである場合には、これらの年のうち最も前の年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額から順次控除する。
- 二 前年前三年内の一の年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除をする場合において、前年の法附則第三十五条の二の六第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうちに法附則第三十

① 法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 当該損失の金額が、事業所得又は雑所得の基因となる上場株式等の譲渡（法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等の譲渡をいう。以下この項から第三項まで及び第六項において同じ。）をしたことにより生じたものである場合 所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該上場株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として総務省令で定めるところにより計算した金額

二 略

2| 法附則第三十五条の二の六第二項に規定する控除することができない

五条の二の三第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額があるときは、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額は、まず、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除する。

三| 法第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除が行われる場合には、まず、法附則第三十五条の二の六第一項の規定による控除を行った後、法第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除を行う。

2| 法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 当該損失の金額が、事業所得又は雑所得の基因となる上場株式等の譲渡（法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等の譲渡をいう。以下この項から第四項まで において同じ。）をしたことにより生じたものである場合 所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該上場株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として総務省令で定めるところにより計算した金額

二 略

3| 法附則第三十五条の二の六第二項に規定する控除することができない

部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、上場株式等の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税に係る同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（第四項第二号及び第六項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）の計算上生じた損失の金額

のうち、特定譲渡損失の金額の合計額に達するまでの金額とする。

3| 前項に規定する特定譲渡損失の金額とは、上場株式等の譲渡をした年中の株式等（法附則第三十五条の二の二第二項に規定する株式等という。第十五項において同じ。）の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額、譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、それぞれその所得の基因となる上場株式等の譲渡に係る第一項各号に掲げる金額の合計額に達するまでの金額をいう。

4| 法附則第三十五条の二の六第五項の規定による上場株式等に係る譲渡損失の金額（同条第六項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額をいう。以下この項及び第七項第二号において同じ。）の控除については、次に定めるところによる。

一| 控除する上場株式等に係る譲渡損失の金額が前年前三年内の二以上の年に生じたものである場合には、これらの年のうち最も前の年に生

部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、上場株式等の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税に係る同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額

の計算上生じた損失の金額（当該損失の金額のうちに法附則第三十五条の三第三項の規定の適用を受けようとする金額がある場合には、当該適用を受けようとする金額を控除した金額）のうち、特定譲渡損失の金額の合計額に達するまでの金額とする。

4| 前項に規定する特定譲渡損失の金額とは、上場株式等の譲渡をした年中の株式等（法附則第三十五条の二の二第二項に規定する株式等という。第十三項において同じ。）の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額、譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、それぞれその所得の基因となる上場株式等の譲渡に係る第二項各号に掲げる金額の合計額に達するまでの金額をいう。

じた上場株式等に係る譲渡損失の金額から順次控除する。

二 前年前三年内の一の年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除をする場合において、前年の株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第三十五条の三第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び法附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（以下この号において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）があるときは、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額は、まず、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、当該上場株式等に係る配当所得の金額から控除する。

三 法第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除が行われる場合には、まず、法附則第三十五条の二の六第五項の規定による控除を行った後、法第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除を行う。

5 | 法附則第三十五条の二の六第六項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

6 | 法附則第三十五条の二の六第六項に規定する控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、上場株式等の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税に係る株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額のうち、第三項に規定する特定譲渡損失の金額の合計額に達するまでの金額とする。

7| 法附則第三十五条の二の六第八項において読み替えて準用する法第四十五条の二第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 略

二 法附則第三十五条の二の六第五項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項

三 略

8| 略

9| 法附則第三十五条の二の六第五項又は第八項の規定の適用がある場合における法附則第三十五条の二第五項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十二条第九項の規定の適用については、同項中「道府県民税に関する申告書」とあるのは、「道府県民税に関する申告書（附則第三十五条の二の六第八項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）」とする。

10| 法附則第三十五条の二の六第一項又は第五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る配当所得の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第一項又は第五項の規定の適用後の金額とする。

一 法附則第三十三条の二第三項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十四条

二 法附則第三十三条の二第三項第五号の規定により読み替えて適用される法附則第三条の三第一項及び第二項第一号

三 附則第十六条の二の十一第一項の規定により読み替えて適用される

5| 法附則第三十五条の二の六第四項において読み替えて準用する法第四十五条の二第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 略

二 法附則第三十五条の二の六第一項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項

三 略

6| 略

7| 法附則第三十五条の二の六第一項又は第四項の規定の適用がある場合における法附則第三十五条の二第五項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十二条第九項の規定の適用については、同項中「道府県民税に関する申告書」とあるのは、「道府県民税に関する申告書（附則第三十五条の二の六第四項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）」とする。

法第四十五条の二第一項第一号

四 附則第十六条の二の十一第一項の規定により読み替えて適用される第七条の二第二項、第七条の三第二項、第七条の三の四第二項、第七条の九第二号ホ、第七条の十一及び第七条の十三

11| 法附則第三十五条の二の六第五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一〜四 略

12| 第三項に定めるもののほか、法附則第三十五条の二の六第五項又は第八項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第三十二条第三項	所得税法第二条第一項第四十号	租税特別措置法施行令第二十五条の十一の二十九項第一号又は第二十五条の十二の第二十一項第一号の規定により読み替えて適用される所得税法第二条第一項第四十号	同項の規定による道府県民 税に関する申告書	同項の規定による道府県民税に関する申告書
-----------	----------------	---	--------------------------	----------------------

8| 法附則第三十五条の二の六第一項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一〜四 略

9| 前二項に定めるもののほか、法附則第三十五条の二の六第一項又は第四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第三十二条第三項	所得税法第二条第一項第四十号	租税特別措置法施行令第二十五条の十一の二十九項第一号又は第二十五条の十二の第二十一項第一号の規定により読み替えて適用される所得税法第二条第一項第四十号	同項の規定による道府県民 税に関する申告書	同項の規定による道府県民税に関する申告書
-----------	----------------	---	--------------------------	----------------------

法第三十二条第六項	同項ただし書	(附則第三十五条の二の六第八項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。)
法第三十二条第六項	を含む	及びその時までに提出された附則第三十五条の二の六第八項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む
同項第二号	第四十五条の二第一項第二号	及びその時までに提出された附則第三十五条の二の六第八項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む
法第三十二条第八項	を含む	及びその時までに提出された附則第三十五条の二の六第八項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む
法第三十二条第十一項	第四十五条の二第一項の規定による申告書	第四十五条の二第一項の規定による申告書(

法第三十二条第六項	同項ただし書	(附則第三十五条の二の六第四項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。)
法第三十二条第六項	を含む	及びその時までに提出された附則第三十五条の二の六第四項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む
同項第二号	第四十五条の二第一項第二号	及びその時までに提出された附則第三十五条の二の六第四項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む
法第三十二条第八項	を含む	及びその時までに提出された附則第三十五条の二の六第四項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む
法第三十二条第十一項	第四十五条の二第一項の規定による申告書	第四十五条の二第一項の規定による申告書(

法第四十五条の二 第一項	若しくは雑損失 の金額の控除	附則第三十五条の二の 六第八項において準用 する第四十五条の二第 四項の規定による申告 書を含む。)
法第四十五条の二 第一項第七号	前各号に掲げるもののほか	附則第三十五条の二の 六第五項に規定する上 場株式等に係る譲渡損 失の金額の控除に關す る事項その他
法第四十五条の二 第三項	雑損失の金 額の控除	雑損 失の金額の控除、附 則第三十五条の二の六 第五項に規定する上場 株式等に係る譲渡損失
法第四十五条の二 第一項	若しくは同条第九項に規定 する純損失若しくは雑損失 の金額の控除	附則第三十五条の二の 六第四項において準用 する第四十五条の二第 四項の規定による申告 書を含む。)
法第四十五条の二 第一項第六号	前各号に掲げるもののほか	附則第三十五条の二の 六第一項に規定する上 場株式等に係る譲渡損 失の金額の控除に關す る事項その他
法第四十五条の二 第三項	又は同条第九項に規定する 純損失若しくは雑損失の金 額の控除	同条第九項に規定す る純損失若しくは雑損 失の金額の控除又は附 則第三十五条の二の六 第一項に規定する上場 株式等に係る譲渡損失

第七條の十九第七項	を含む	の金額の控除 及びその時までに提出された法附則第三十五条の二の六第八項において準用する法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む
-----------	-----	---

第七條の十九第七項	を含む	の金額の控除 及びその時までに提出された法附則第三十五条の二の六第四項において準用する法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む
-----------	-----	---

10)

法附則第三十五条の二の六第七項の規定による上場株式等に係る譲渡損失の金額（同条第八項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額をいう。以下この項及び第十四項第二号において同じ。）の控除については、次に定めるところによる。

一 控除する上場株式等に係る譲渡損失の金額が前年前三年内の二以上の年に生じたものである場合には、これらの年のうち最も前の年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額から順次控除する。

二 前年前三年内の一の年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除をする場合において、前年の法附則第三十五条の二の六第七項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうちに法附則第三十五条の二の三第四項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額があるときは、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額は、まず、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除

13| 法附則第三十五条の二の六第十二項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 当該損失の金額が、事業所得又は雑所得の基因となる上場株式等の譲渡（法附則第三十五条の二の六第十二項に規定する上場株式等の譲渡をいう。以下この項から第十五項まで及び第十八項において同じ。）をしたことにより生じたものである場合 所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該上場株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として総務省令で定めるところにより計算した金額

二 略

14| 法附則第三十五条の二の六第十二項に規定する控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、上場株式等の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税に係る同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（第十六項第二号及び第十八項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）の計算上生じた損失の金額

する。

三| 法第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除が行われる場合には、まず、法附則第三十五条の二の六第七項の規定による控除を行った後、法第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除を行う。

11| 法附則第三十五条の二の六第八項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 当該損失の金額が、事業所得又は雑所得の基因となる上場株式等の譲渡（法附則第三十五条の二の六第八項に規定する上場株式等の譲渡をいう。以下この項から第十三項まで）において同じ。）をしたことにより生じたものである場合 所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該上場株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として総務省令で定めるところにより計算した金額

二 略

12| 法附則第三十五条の二の六第八項に規定する控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、上場株式等の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税に係る同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額
の計算上生じた損失の金額（当該損失の金額のうち法附則第三十五条の三第十三

のうち、特定譲渡損失の金額の合計額に達するまでの金額とする。

15] 前項に規定する特定譲渡損失の金額とは、上場株式等の譲渡をした年中の株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額、譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、それぞれその所得の基因となる上場株式等の譲渡に係る第三項各号に掲げる金額の合計額に達するまでの金額をいう。

16] 法附則第三十五条の二の六第十五項の規定による上場株式等に係る譲渡損失の金額（同条第十六項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額をいう。以下この項及び第十九項第二号において同じ。）の控除については、次に定めるところによる。

一 控除する上場株式等に係る譲渡損失の金額が前年前三年内の二以上の年に生じたものである場合には、これらの年のうち最も前の年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額から順次控除する。

二 前年前三年内の一の年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除をする場合において、前年の株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第三十五条の三第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（以下この号において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）があるときは、当該上場株式等に係る譲

項の規定の適用を受けようとする金額がある場合には、当該適用を受けようとする金額を控除した金額のうち、特定譲渡損失の金額の合計額に達するまでの金額とする。

13] 前項に規定する特定譲渡損失の金額とは、上場株式等の譲渡をした年中の株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額、譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、それぞれその所得の基因となる上場株式等の譲渡に係る第十一項各号に掲げる金額の合計額に達するまでの金額をいう。

渡損失の金額は、まず、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、当該上場株式等に係る配当所得の金額から控除する。

三 法第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除が行われる場合には、まず、法附則第三十五条の二の六第十五項の規定による控除を行った後、法第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除を行う。

17 法附則第三十五条の二の六第十六項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、第十三項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

18 法附則第三十五条の二の六第十六項に規定する控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、上場株式等の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税に係る株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額のうち、第十五項に規定する特定譲渡損失の金額の合計額に達するまでの金額とする。

19 法附則第三十五条の二の六第十八項において読み替えて準用する法第三百十七条の二第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 略

二 法附則第三十五条の二の六第十五項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項

三 略

14 法附則第三十五条の二の六第十項において読み替えて準用する法第三百十七条の二第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 略

二 法附則第三十五条の二の六第七項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項

三 略

20] 略

21] 法附則第三十五条の二の六第十五項又は第十八項の規定の適用がある場合における法附則第三十五条の二第十項第三号の規定により読み替えて適用される法第三百十三条第九項の規定の適用については、同項中「による申告書」とあるのは、「による申告書（附則第三十五条の二の六第十八項において準用する第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）」とする。

22] 法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式会社等に係る配当所得の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第十一項又は第十五項の規定の適用後の金額とする。

一 法附則第三十三条の二第七項第三号の規定により読み替えて適用される法第三百十四条の二

二 法附則第三十三条の二第七項第五号の規定により読み替えて適用される法附則第三条の三第四項及び第五項第一号

三 法附則第三十五条の六の規定により読み替えて適用される法第七百三条の四第六項から第八項まで、第七百三条の五及び第七百六条の二

四 附則第十六条の二の十一第二項の規定により読み替えて適用される法第三百十五条各号列記以外の部分、第三百十七条及び第三百十七条

の二第一項第一号

五 附則第十六条の二の十一第二項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第二項、第四十六条の二の二第二項、第四十六条の三の二第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二及び第四

15] 略

16] 法附則第三十五条の二の六第七項又は第十項 の規定の適用がある場合における法附則第三十五条の二第十項第三号の規定により読み替えて適用される法第三百十三条第九項の規定の適用については、同項中「による申告書」とあるのは、「による申告書（附則第三十五条の二の六第十項において準用する第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）」とする。

十八條の六

六 附則第十八條の九の規定により読み替えて適用される第五十六條の八十九第二項第二号イ

23 法附則第三十五條の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、附則第十六條の二の十一第二項の規定により読み替えて適用される法第三百十五條第一号に規定する租税特別措置法第八條の四第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額は、同号の規定にかかわらず、同法第三十七條の十二の二第一項又は第六項の規定の適用後の金額とする。

24 法附則第三十五條の二の六第十五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一 六 略

25 法附則第三十五條の二の六第十五項の規定の適用がある場合には、附則第十八條第十項の規定により読み替えて適用される法第三百十五條第一号に規定する租税特別措置法第三十七條の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、同号の規定にかかわらず、同法第三十七條の十二の二第六項の規定の適用後の金額とする。

26 第二十一項から前項までに定めるもののほか、法附則第三十五條の二

17 法附則第三十五條の二の六第七項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一 六 略

18 法附則第三十五條の二の六第七項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定

に規定する租税特別措置法第三十七條の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同法第三十七條の十二の二第一項の規定の適用後の金額とする。

一 附則第十八條第十項の規定により読み替えて適用される法第三百十五條第一号

二 附則第十八條の三第八項の規定により読み替えて適用される法第三百十五條第一号

19 前三項に定めるもののほか、法附則第三十五條の二

の六第十五項又は第十八項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

<p>法第三百十三条第三項</p>			<p>法第三百十三条第三項</p>
<p>を含む</p>	<p>同項ただし書</p>	<p>同項の規定による申告書</p>	<p>所得税法第二条第一項第四十号</p>
<p>及びその時までに提出された附則第三十五条の二の六第十八項にお</p>	<p>第三百十七條の二第一項ただし書</p>	<p>同項の規定による申告書(附則第三十五条の二の六第十八項において準用する第三百十七條の二第四項の規定による申告書を含む。)</p>	<p>租税特別措置法施行令第二十五条の十一の二第十九項第一号又は第二十五条の十二の二第二十一項第一号の規定により読み替えて適用される所得税法第二条第一項第四十号</p>

の六第七項又は第十項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

<p>法第三百十三条第三項</p>			<p>法第三百十三条第三項</p>
<p>を含む</p>	<p>同項ただし書</p>	<p>同項の規定による申告書</p>	<p>所得税法第二条第一項第四十号</p>
<p>及びその時までに提出された附則第三十五条の二の六第十項にお</p>	<p>第三百十七條の二第一項ただし書</p>	<p>同項の規定による申告書(附則第三十五条の二の六第十項において準用する第三百十七條の二第四項の規定による申告書を含む。)</p>	<p>租税特別措置法施行令第二十五条の十一の二第二十一項第一号又は第二十五条の十二の二第二十一項第一号の規定により読み替えて適用される所得税法第二条第一項第四十号</p>

<p>法第三百十七條の 二第一項</p>	<p>若しくは雑損失 の金額の控除</p>	<p>若しくは雑損失 の金額の控除、 附則第三十五條の二 の六第十五項に規定す</p>	<p>法第三百十三條第 八項</p>	<p>同項第二号</p>	<p>同項第二号 及びその時までに提出 された附則第三十五條 の二の六第十八項にお いて準用する第三百十 七條の二第四項の規定 による申告書を含む</p>
<p>法第三百十七條の 二第一項</p>	<p>若しくは同條第九項に規定 する純損失若しくは雑損失 の金額の控除</p>	<p>同條第九項に規定す る純損失若しくは雑損 失の金額の控除若しく は附則第三十五條の二 の六第七項に規定す</p>	<p>法第三百十三條第 八項</p>	<p>同項第二号</p>	<p>同項第二号 及びその時までに提出 された附則第三十五條 の二の六第十項にお いて準用する第三百十 七條の二第四項の規定 による申告書を含む</p>
<p>法第三百十三條第 十一項</p>	<p>第三百十七條の二第一項の 規定による申告書</p>	<p>第三百十七條の二第一 項の規定による申告書 (附則第三十五條の二 の六第十八項において 準用する第三百十七條 の二第四項の規定によ る申告書を含む。)</p>	<p>法第三百十三條第 十一項</p>	<p>第三百十七條の二第一項の 規定による申告書</p>	<p>第三百十七條の二第一 項の規定による申告書 (附則第三十五條の二 の六第十項において 準用する第三百十七條 の二第四項の規定によ る申告書を含む。)</p>

法第三百十七條の二第一項第七号	前各号に掲げるもののほか	る上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除
法第三百十七條の二第二項	額の控除 雑損失の金	る上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除、附則第三十五條の二の六第十五項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除
法第三百十七條の二第八項	を含む	及びその時までに提出された法附則第三十五條の二の六第十八項において準用する法第三百十七條の二第四項の規定による申告書を含む

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所

法第三百十七條の二第一項第六号	前各号に掲げるもののほか	る上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除
法第三百十七條の二第二項	又は同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除	、同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は附則第三十五條の二の六第七項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除
法第三百十七條の二第八項	を含む	及びその時までに提出された法附則第三十五條の二の六第十項において準用する法第三百十七條の二第四項の規定による申告書を含む

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所

得等の課税の特例)

第十八条の六 法附則第三十五条の三第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法附則第三十五条の三第一項に規定する特定株式（以下この条において「特定株式」という。）を払込み（同条第一項に規定する払込みをいう。以下この条において同じ。）により取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした日として総務省令で定める日において、総務省令で定める方法により判定した場合に当該特定株式を発行した特定中小会社（同項に規定する特定中小会社をいう。以下この項及び第十七項において同じ。）が法人税法第二条第十号に規定する会社に該当することとなるときにおける当該判定の基礎となる株主として総務省令で定める者

二 八 略

2 略

- 3 法附則第三十五条の三第一項の規定の適用を受けようとする者は、同条第二項の申告書（同条第六項において準用する法第四十五条の二第四項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された租税特別措置法第三十七条の十三の二第七項において準用する同法第三十七條の十二の二第十一項において準用する所得税法第二百三十三条第一項の規定による申告書を含む。）を含む。）に、法附則第三十五条の三第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載をしなければならぬ。ただし、これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由

得等の課税の特例)

第十八条の六 法附則第三十五条の三第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法附則第三十五条の三第一項に規定する特定株式（以下この条において「特定株式」という。）を払込み（同条第一項に規定する払込みをいう。以下この条において同じ。）により取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした日として総務省令で定める日において、総務省令で定める方法により判定した場合に当該特定株式を発行した特定中小会社（同項に規定する特定中小会社をいう。以下この項及び第二十二項において同じ。）が法人税法第二条第十号に規定する会社に該当することとなるときにおける当該判定の基礎となる株主として総務省令で定める者

二 八 略

2 略

- 3 法附則第三十五条の三第一項の規定の適用を受けようとする者は、同条第二項の申告書（同条第六項において準用する法第四十五条の二第四項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された租税特別措置法第三十七条の十三の二第七項において準用する同法第三十七條の十二の二第五項において準用する所得税法第二百三十三条第一項の規定による申告書を含む。）を含む。）に、法附則第三十五条の三第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載をしなければならぬ。ただし、これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由

があるとき、この限りでない。

4 法附則第三十五条の第三項の規定による特定株式に係る譲渡損失の金額（同条第四項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額をいう。以下この項及び第十二項第二号において同じ。）の控除については、次に定めるところによる。

一 略

二 略

5 略

6 法附則第三十五条の三第四項に規定する控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、特定株式の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税に係る同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額（当該損失の金額のうち法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した金額）のうち、特定譲渡損失の金額の合計額に達す

があるとき、この限りでない。

4 法附則第三十五条の第三項の規定による特定株式に係る譲渡損失の金額（同条第四項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額をいう。以下この項及び第十二項第二号において同じ。）の控除については、次に定めるところによる。

一 略

二 略

5 略

6 法附則第三十五条の三第四項に規定する控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、特定株式の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税に係る同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額（当該損失の金額のうち法附則第三十五条の二の六第一項の規定の適用を受けようとする金額）がある場合には、当該適用を受けようとする金額を控除した金額）のうち、特定譲渡損失の金額の合計額に達す

るまでの金額とする。

7 前項に規定する特定譲渡損失の金額とは、特定株式の譲渡をした年中の株式等（法附則第三十五条の二の二第二項に規定する株式等をいう。第二十三項において同じ。）の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額、譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、それぞれその所得の基因となる特定株式の譲渡に係る第五項各号に掲げる金額の合計額に達するまでの金額をいう。

8 特定株式を払込みにより取得をした道府県民税の所得割の納税義務者が、当該払込みにより取得をした特定株式、払込み以外の方法により取得をした当該特定株式又は当該特定株式と同一銘柄の株式で特定株式に該当しないものの譲渡をした場合（当該譲渡の時の直前において当該道府県民税の所得割の納税義務者に当該払込みにより取得をした特定株式に係る特定残株数がある場合に限る。）には、これらの株式（以下この条において「同一銘柄株式」という。）の譲渡については、当該譲渡をした当該同一銘柄株式のうち当該譲渡の時の直前における当該払込みにより取得をした当該特定株式に係る特定残株数に達するまでの部分に相当する数の株式が当該払込みにより取得をした当該特定株式に該当するものとみなして、第一項から第十六項までの規定その他の道府県民税に関する規定を適用する。

9 特定株式を払込みにより取得をした道府県民税の所得割の納税義務者

るまでの金額とする。

7 前項に規定する特定譲渡損失の金額とは、特定株式の譲渡をした年中の株式等（法附則第三十五条の二の二第二項に規定する株式等をいう。第二十八項において同じ。）の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額、譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、それぞれその所得の基因となる特定株式の譲渡に係る第五項各号に掲げる金額の合計額に達するまでの金額をいう。

8 特定株式を払込みにより取得をした道府県民税の所得割の納税義務者が、当該払込みにより取得をした特定株式、払込み以外の方法により取得をした当該特定株式又は当該特定株式と同一銘柄の株式で特定株式に該当しないものの譲渡をした場合（当該譲渡の時の直前において当該道府県民税の所得割の納税義務者に当該払込みにより取得をした特定株式に係る特定残株数がある場合に限る。）には、これらの株式（以下この条において「同一銘柄株式」という。）の譲渡については、当該譲渡をした当該同一銘柄株式のうち当該譲渡の時の直前における当該払込みにより取得をした当該特定株式に係る特定残株数に達するまでの部分に相当する数の株式が当該払込みにより取得をした当該特定株式に該当するものとみなして、第一項から第二十一項までの規定その他の道府県民税に関する規定を適用する。

9 特定株式を払込みにより取得をした道府県民税の所得割の納税義務者

が、その有する当該特定株式に係る同一銘柄株式につき所得税法施行令
第一百条第一項に規定する分割又は併合後の所有株式（以下この条にお
いて「特定分割等株式」という。）を有することとなつた場合（当該特
定分割等株式を有することとなつた時の直前において当該道府県民税の
所得割の納税義務者に当該同一銘柄株式に係る特定残株数がある場合に
限る。）には、当該特定分割等株式のうち当該特定分割等株式の数に第
一号に掲げる数のうちに第二号に掲げる数の占める割合を乗じて得た数
（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に相当する株式を
有することとなつたことはその有することとなつた時において当該割合
を乗じて得た数に相当する特定株式を払込みにより取得をしたこととみ
なして、第一項から第十六項までの規定その他の道府県民税に関する
規定を適用する。

一及び二 略

10 特定株式を払込みにより取得をした道府県民税の所得割の納税義務者
が、その有する当該特定株式に係る同一銘柄株式につき所得税法施行令
第一百一条第二項に規定する株式無償割当て後の所有株式（以下この条
において「特定無償割当て株式」という。）を有することとなつた場合
（当該特定無償割当て株式を有することとなつた時の直前において当該
道府県民税の所得割の納税義務者に当該同一銘柄株式に係る特定残株数
がある場合に限る。）には、当該特定無償割当て株式のうち当該特定無
償割当て株式の数に第一号に掲げる数のうち第二号に掲げる数の占める
割合を乗じて得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
）に相当する株式を有することとなつたことはその有することとなつた

が、その有する当該特定株式に係る同一銘柄株式につき所得税法施行令
第一百条第一項に規定する分割又は併合後の所有株式（以下この条にお
いて「特定分割等株式」という。）を有することとなつた場合（当該特
定分割等株式を有することとなつた時の直前において当該道府県民税の
所得割の納税義務者に当該同一銘柄株式に係る特定残株数がある場合に
限る。）には、当該特定分割等株式のうち当該特定分割等株式の数に第
一号に掲げる数のうちに第二号に掲げる数の占める割合を乗じて得た数
（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に相当する株式を
有することとなつたことはその有することとなつた時において当該割合
を乗じて得た数に相当する特定株式を払込みにより取得をしたこととみ
なして、第一項から第二十一項までの規定その他の道府県民税に関する
規定を適用する。

一及び二 略

10 特定株式を払込みにより取得をした道府県民税の所得割の納税義務者
が、その有する当該特定株式に係る同一銘柄株式につき所得税法施行令
第一百一条第二項に規定する株式無償割当て後の所有株式（以下この条
において「特定無償割当て株式」という。）を有することとなつた場合
（当該特定無償割当て株式を有することとなつた時の直前において当該
道府県民税の所得割の納税義務者に当該同一銘柄株式に係る特定残株数
がある場合に限る。）には、当該特定無償割当て株式のうち当該特定無
償割当て株式の数に第一号に掲げる数のうち第二号に掲げる数の占める
割合を乗じて得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
）に相当する株式を有することとなつたことはその有することとなつた

時において当該割合を乗じて得た数に相当する特定株式を払込みにより取得をしたこととみなして、第一項から第十六項までの規定その他の道府県民税に関する規定を適用する。

一及び二 略

11
13 略

時において当該割合を乗じて得た数に相当する特定株式を払込みにより取得をしたこととみなして、第一項から第二十一項までの規定その他の道府県民税に関する規定を適用する。

一及び二 略

11
13 略

14 法附則第三十五条の三第八項に規定する政令で定める期間は、当該道府県民税の所得割の納税義務者が同項の規定の適用を受ける譲渡をした同項に規定する払込みにより取得をした特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間とする。

15 法附則第三十五条の三第八項に規定する特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、法附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の基因となる株式等の譲渡（附則第十八条第一項に規定する株式等の譲渡をいう。以下この項及び第三十六項において同じ。）による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得のうち法附則第三十五条の三第八項に規定する特定株式（以下この項及び次項において「公開等特定株式」という。）の譲渡（同条第八項に規定する譲渡をいう。以下この項及び次項において同じ。）による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該公開等特定株式の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額（以下この項において「公開等特定株式に係る譲渡所得等の金額」とい

う。)の合計額とする。この場合における公開等特定株式に係る譲渡所得等の金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額(附則第十八条第一項後段又は附則第十八条の三第二項若しくは第三項の規定の適用がある場合にはこれらの規定による控除後の金額)とする。

一 当該公開等特定株式に係る譲渡所得等の金額が事業所得又は雑所得の基因となる公開等特定株式の譲渡をしたことにより生じたものである場合 所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該公開等特定株式の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額として総務省令で定めるところにより計算した金額

二 当該公開等特定株式に係る譲渡所得等の金額が譲渡所得の基因となる公開等特定株式の譲渡をしたことにより生じたものである場合 所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該公開等特定株式の譲渡による譲渡所得の金額

16) 公開等特定株式の譲渡の時の直前における第十一項に規定する特定残株数が道府県民税の所得割の納税義務者の平成十二年四月一日(租税特別措置法第三十七条の十三第一項第二号又は第三号に定める株式に該当する公開等特定株式にあつては、平成十六年四月一日)から当該譲渡をした日の三年前の日の前日(同日が平成十七年四月一日以後の日であるときは、同年三月三十一日)までの期間(以下この項において「取得期間」という。)内に払込みにより取得をした特定株式の第十一項第一号に掲げる数を超える場合には、当該譲渡の時の直前における同項に規定する特定残株数は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算し

16| 15| 14|
の
前二項に定めるもののほか、法附則第三十五条の三第三項又は第六項
の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄
略 略

た数から当該超える数（当該超える数が当該計算した数を超える場合には、当該計算した数）を控除した数とする。この場合において、当該控除した数に係る当該特定残株数は、当該取得期間内に払込みにより取得をした特定株式に係るものとみなす。

17| 法附則第三十五条の三第八項の規定の適用を受けようとする者は、同条第九項の申告書（同条第六項において準用する法第四十五条の二第四項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された租税特別措置法第三十七条の十三の二第七項において準用する同法第三十七条の十二の二第五項において準用する所得税法第二百二十三条第一項の規定による申告書を含む。）を含む。）に、法附則第三十五条の三第八項の規定の適用を受けようとする旨の記載をしなければならない。ただし、これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときは、この限りでない。

18| 法附則第三十五条の三第八項の規定の適用を受けようとする者が、法第四十五条の二第一項又は第三項に規定する申告書を提出する場合には、総務省令で定めるところにより、法附則第三十五条の三第八項に規定する特定株式に係る譲渡所得等の金額の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければならない。

19| 略
20| 略
21| 前二項に定めるもののほか、法附則第三十五条の三第三項又は第六項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄

に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略	法第四十五条の 二第一項	若しくは雑損失 の金額の控除	若しくは雑損失の 金額の控除、 附則 第三十五条の三第三項に 規定する特定株式に係る 譲渡損失の金額の控除
	法第四十五条の 二第一項第七号	前各号に掲げるもののほか 、	附則第三十五条の三第三 項に規定する特定株式に 係る譲渡損失の金額の控 除に関する事項その他
略	法第四十五条の 二第二項	雑損失の金 額の控除	雑損失の 金額の控除、 附則第三 十五条の三第三項に規定 する特定株式に係る譲渡 損失の金額の控除

17) 法附則第三十五条の三第九項に規定する政令で定める者は、次に掲

に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略	法第四十五条の 二第一項	若しくは同条第九項に規定 する純損失若しくは雑損失 の金額の控除	同条第九項に規定する 純損失若しくは雑損失の 金額の控除若しくは附則 第三十五条の三第三項に 規定する特定株式に係る 譲渡損失の金額の控除
	法第四十五条の 二第一項第六号	前各号に掲げるもののほか 、	附則第三十五条の三第三 項に規定する特定株式に 係る譲渡損失の金額の控 除に関する事項その他
略	法第四十五条の 二第二項	又は同条第九項に規定する 純損失若しくは雑損失の金 額の控除	同条第九項に規定する 純損失若しくは雑損失の 金額の控除又は附則第三 十五条の三第三項に規定 する特定株式に係る譲渡 損失の金額の控除

22) 法附則第三十五条の三第十一項に規定する政令で定める者は、次に掲

げる者とする。

一八略

18| 法附則第三十五条の三第九項に規定する損失の金額として政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 払込みにより取得をした法附則第三十五条の三第九項に規定する租税特別措置法第三十七条の十三の二第一項各号に掲げる事実（以下この項において「事実」という。）の発生に係る特定株式（以下この項において「価値喪失株式」という。）が事業所得の基因となる株式である場合 当該事実が発生した日を所得税法施行令百五条第一項に規定するその年十二月三十一日とみなして同項第一号に掲げる方法によつて当該価値喪失株式に係る一株当たりの取得価額に相当する金額を算出した場合における当該金額に当該事実の発生の直前において有する当該価値喪失株式の数を乗じて計算した金額

二略

19| 法附則第三十五条の三第九項の規定の適用を受けようとする者は、同条第十項の申告書（同条第十四項において準用する法第三百七条の二第四項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された租税特別措置法第三十七条の十三の二第七項において準用する同法第三十七条の十二の二第十一項において準用する所得税法第二百三十三条第一項の規定による申告書を含む。）を含む。）に、法附則第三十五条の三第九項の規定の適用を受けようとする旨の記載をしなければなら

げる者とする。

一八略

23| 法附則第三十五条の三第十一項に規定する損失の金額として政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 払込みにより取得をした法附則第三十五条の三第十一項に規定する租税特別措置法第三十七条の十三の二第一項各号に掲げる事実（以下この項において「事実」という。）の発生に係る特定株式（以下この項において「価値喪失株式」という。）が事業所得の基因となる株式である場合 当該事実が発生した日を所得税法施行令百五条第一項に規定するその年十二月三十一日とみなして同項第一号に掲げる方法によつて当該価値喪失株式に係る一株当たりの取得価額に相当する金額を算出した場合における当該金額に当該事実の発生の直前において有する当該価値喪失株式の数を乗じて計算した金額

二略

24| 法附則第三十五条の三第十一項の規定の適用を受けようとする者は、同条第十二項の申告書（同条第十六項において準用する法第三百七条の二第四項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された租税特別措置法第三十七条の十三の二第七項において準用する同法第三十七条の十二の二第五項において準用する所得税法第二百三十三条第一項の規定による申告書を含む。）を含む。）に、法附則第三十五条の三第十一項の規定の適用を受けようとする旨の記載をしなければなら

らない。ただし、これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときは、この限りでない。

20| 法附則第三十五条の三第十一項の規定による特定株式に係る譲渡損失の金額（同条第十四項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額をいう。以下この項及び第二十八項第二号において同じ。）の控除については、次に定めるところによる。

一 略

二| 法第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除が行われる場合には、まず、法附則第三十五条の三第十一項の規定による控除を行った後、法第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除を行う。

21| 法附則第三十五条の三第十二項に規定する特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

らない。ただし、これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときは、この限りでない。

25| 法附則第三十五条の三第十三項の規定による特定株式に係る譲渡損失の金額（同条第十四項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額をいう。以下この項及び第三十三項第二号において同じ。）の控除については、次に定めるところによる。

一 略

二| 前年前三年内の一の年において生じた特定株式に係る譲渡損失の金額の控除をする場合において、前年の法附則第三十五条の三第十三項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち法附則第三十五条の二の三第四項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額があるときは、当該特定株式に係る譲渡損失の金額は、まず、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除する。

三| 法第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除が行われる場合には、まず、法附則第三十五条の三第十三項の規定による控除を行った後、法第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除を行う。

26| 法附則第三十五条の三第十四項に規定する特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 当該損失の金額が、法附則第三十五条の三第十二項に規定する適用期間（次号において「適用期間」という。）内に、払込みにより取得をした特定株式で事業所得又は雑所得の基因となるものの譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この号及び次号において同じ。）をしたことにより生じたものである場合（第三号に掲げる場合を除く。）
所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該特定株式の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として総務省令で定めるところにより計算した金額

二 略

三 当該損失の金額が法附則第三十五条の三第九項の規定により同項の特定株式の譲渡をしたことにより生じたものとみなされたものである場合 第十八項各号 に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した金額

22| 法附則第三十五条の三第十二項に規定する控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、特定株式の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税に係る同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額（当該損失の金額のうちに法附則第三十五条の二の六第十五項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した金額）のうち、特定譲渡損失の金額の合計額に達するまでの金額とする。

23| 前項に規定する特定譲渡損失の金額とは、特定株式の譲渡をした年中の株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得について、所得税

一 当該損失の金額が、法附則第三十五条の三第十四項に規定する適用期間（次号において「適用期間」という。）内に、払込みにより取得をした特定株式で事業所得又は雑所得の基因となるものの譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この号及び次号において同じ。）をしたことにより生じたものである場合（第三号に掲げる場合を除く。）
所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該特定株式の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として総務省令で定めるところにより計算した金額

二 略

三 当該損失の金額が法附則第三十五条の三第十一項の規定により同項の特定株式の譲渡をしたことにより生じたものとみなされたものである場合 第二十三項各号 に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した金額

27| 法附則第三十五条の三第十四項に規定する控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、特定株式の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税に係る同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額（当該損失の金額のうちに法附則第三十五条の二の六第七項の規定の適用を受けようとする金額 がある場合には、当該適用を受けようとする金額 を控除した金額）のうち、特定譲渡損失の金額の合計額に達するまでの金額とする。

28| 前項に規定する特定譲渡損失の金額とは、特定株式の譲渡をした年中の株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得について、所得税

法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額、譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、それぞれその所得の基因となる特定株式の譲渡に係る第二十一項各号に掲げる金額の合計額に達するまでの金額をいう。

24) 特定株式を払込みにより取得をした市町村民税の所得割の納税義務者が、同一銘柄株式の譲渡をした場合（当該譲渡の時の直前において当該市町村民税の所得割の納税義務者に当該払込みにより取得をした特定株式に係る特定残株数がある場合に限る。）には、当該同一銘柄株式の譲渡については、当該譲渡をした当該同一銘柄株式のうち当該譲渡の時の直前における当該払込みにより取得をした当該特定株式に係る特定残株数に達するまでの部分に相当する数の株式が当該払込みにより取得をした当該特定株式に該当するものとみなして、第十七項から第三十三項までの規定その他の市町村民税に関する規定を適用する。

25) 特定株式を払込みにより取得をした市町村民税の所得割の納税義務者が、その有する当該特定株式に係る同一銘柄株式につき特定分割等株式を有することとなった場合（当該特定分割等株式を有することとなった時の直前において当該市町村民税の所得割の納税義務者に当該同一銘柄株式に係る特定残株数がある場合に限る。）には、当該特定分割等株式のうち当該特定分割等株式の数の第一号に掲げる数のうちに第二号に掲げる数の占める割合を乗じて得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に相当する株式を有することとなったことはその有することとなった時において当該割合を乗じて得た数に相当する特定株式

法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額、譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、それぞれその所得の基因となる特定株式の譲渡に係る第二十六項各号に掲げる金額の合計額に達するまでの金額をいう。

29) 特定株式を払込みにより取得をした市町村民税の所得割の納税義務者が、同一銘柄株式の譲渡をした場合（当該譲渡の時の直前において当該市町村民税の所得割の納税義務者に当該払込みにより取得をした特定株式に係る特定残株数がある場合に限る。）には、当該同一銘柄株式の譲渡については、当該譲渡をした当該同一銘柄株式のうち当該譲渡の時の直前における当該払込みにより取得をした当該特定株式に係る特定残株数に達するまでの部分に相当する数の株式が当該払込みにより取得をした当該特定株式に該当するものとみなして、第二十二項から第四十三項までの規定その他の市町村民税に関する規定を適用する。

30) 特定株式を払込みにより取得をした市町村民税の所得割の納税義務者が、その有する当該特定株式に係る同一銘柄株式につき特定分割等株式を有することとなった場合（当該特定分割等株式を有することとなった時の直前において当該市町村民税の所得割の納税義務者に当該同一銘柄株式に係る特定残株数がある場合に限る。）には、当該特定分割等株式のうち当該特定分割等株式の数の第一号に掲げる数のうちに第二号に掲げる数の占める割合を乗じて得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に相当する株式を有することとなったことはその有することとなった時において当該割合を乗じて得た数に相当する特定株式

を払込みにより取得をしたこととみなして、第十七項から第三十三項までの規定その他の市町村民税に関する規定を適用する。

一及び二 略

26| 特定株式を払込みにより取得をした市町村民税の所得割の納税義務者が、その有する当該特定株式に係る同一銘柄株式につき特定無償割当て株式を有することとなつた場合（当該特定無償割当て株式を有することとなつた時の直前において当該市町村民税の所得割の納税義務者に当該同一銘柄株式に係る特定残株数がある場合に限る。）には、当該特定無償割当て株式のうち当該特定無償割当て株式の数に第一号に掲げる数のうち第二号に掲げる数の占める割合を乗じて得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に相当する株式を有することとなつたことはその有することとなつた時において当該割合を乗じて得た数に相当する特定株式を払込みにより取得をしたこととみなして、第十七項から第三十三項までの規定その他の市町村民税に関する規定を適用する。

一及び二 略

27| 略

28| 法附則第三十五条の三第十四項において読み替えて準用する法第三百十七條の二第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 略

二 法附則第三十五条の三第十一項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項

を払込みにより取得をしたこととみなして、第二十二項から第四十三項までの規定その他の市町村民税に関する規定を適用する。

一及び二 略

31| 特定株式を払込みにより取得をした市町村民税の所得割の納税義務者が、その有する当該特定株式に係る同一銘柄株式につき特定無償割当て株式を有することとなつた場合（当該特定無償割当て株式を有することとなつた時の直前において当該市町村民税の所得割の納税義務者に当該同一銘柄株式に係る特定残株数がある場合に限る。）には、当該特定無償割当て株式のうち当該特定無償割当て株式の数に第一号に掲げる数のうち第二号に掲げる数の占める割合を乗じて得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に相当する株式を有することとなつたことはその有することとなつた時において当該割合を乗じて得た数に相当する特定株式を払込みにより取得をしたこととみなして、第二十二項から第四十三項までの規定その他の市町村民税に関する規定を適用する。

一及び二 略

32| 略

33| 法附則第三十五条の三第十六項において読み替えて準用する法第三百十七條の二第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 略

二 法附則第三十五条の三第十三項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項

34| 略

35| 法附則第三十五条の三第十八項に規定する政令で定める期間は、当該市町村民税の所得割の納税義務者が同項の規定の適用を受ける譲渡をした同項に規定する払込みにより取得をした特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間とする。

36| 法附則第三十五条の三第十八項に規定する特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の基因となる株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額のうち法附則第三十五条の三第十八項に規定する特定株式（以下この項及び次項において「公開等特定株式」という。）の譲渡（同条第十八項に規定する譲渡をいう。以下この項及び次項において同じ。）による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該公開等特定株式の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額（以下この項において「公開等特定株式に係る譲渡所得等の金額」という。）の合計額とする。

この場合における公開等特定株式に係る譲渡所得等の金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（附則第十八条第六項後段又は附則第十八条の三第六項若しくは第七項の規定の適用がある場合にはこれらの規定による控除後の金額）とする。

一 当該公開等特定株式に係る譲渡所得等の金額が事業所得又は雑所得の基因となる公開等特定株式の譲渡をしたことにより生じたものである場合 所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該公開等特定株式の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額として総務省令で定めるところにより計算した金額

二 当該公開等特定株式に係る譲渡所得等の金額が譲渡所得の基因となる公開等特定株式の譲渡をしたことにより生じたものである場合 所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該公開等特定株式の譲渡による譲渡所得の金額

37| 公開等特定株式の譲渡の時の直前における第三十二項に規定する特定残株数が市町村民税の所得割の納税義務者の平成十二年四月一日（租税特別措置法第三十七条の十三第一項第二号又は第三号に定める株式に該当する公開等特定株式にあつては、平成十六年四月一日）から当該譲渡をした日の三年前の日の前日（同日が平成十七年四月一日以後の日であるときは、同年三月三十一日）までの期間（以下この項において「取得期間」という。）内に払込みにより取得をした特定株式の第三十二項第一号に掲げる数を超える場合には、当該譲渡の時の直前における同項に規定する特定残株数は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した数から当該超える数（当該超える数が当該計算した数を超える場合には、当該計算した数）を控除した数とする。この場合において、当該控除した数に係る当該特定残株数は、当該取得期間内に払込みにより取得をした特定株式に係るものとみなす。

38| 法附則第三十五条の三第十八項の規定の適用を受けようとする者は、

同条第十九項の申告書（同条第十六項において準用する法第三百七条の二第四項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時まで）に提出されたもの及びその時まで）に提出された租税特別措置法第三十七條の十三の二第七項において準用する同法第三十七條の十二の二第五項において準用する所得税法第二百二十三條第一項の規定による申告書を含む。）を含む。）に、法附則第三十五條の三第十八項の規定の適用を受けようとする旨の記載をしなければならぬ。ただし、これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときは、この限りでない。

39) 法附則第三十五條の三第十八項の規定の適用を受けようとする者が、法第三百七條の二第一項又は第三項に規定する申告書を提出する場合には、総務省令で定めるところにより、法附則第三十五條の三第十八項に規定する特定株式に係る譲渡所得等の金額の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければならない。

30) 法附則第三十五條の三第十一項又は第十四項の規定の適用がある場合における法附則第三十五條の二第十項第三号の規定により読み替えて適用される法第三百十三條第九項の規定の適用については、同項中「による申告書」とあるのは、「による申告書（附則第三十五條の三第十四項において準用する第三百十七條の二第四項の規定による申告書を含む。）とする。」とする。

31) 法附則第三十五條の三第十一項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

41) 法附則第三十五條の三第十三項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一〇六略

32| 法附則第三十五条の三第十一項の規定の適用がある場合には、附則第十八条第十項の規定により読み替えて適用される法第三百十五号第一号に規定する租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、同号の 規定にかかわらず、同法第三十七条の十三の二第四項の規定の適用後の金額とする。

33| 前三項に定めるもののほか、法附則第三十五条の三第十一項又は第十四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第三百十三号 第三項	所得税法第二条第一項第四十号	租税特別措置法施行令第二十五条の十二の二第二十一項第一号の規定により読み替えて適用される所得税法第二条第一項第四十号
	同項の規定による申告書	同項の規定による申告書 (附則第三十五条の三第

一〇六略

42| 法附則第三十五条の三第十三項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同法第三十七条の十三の二第四項の規定の適用後の金額とする。

一| 附則第十八条第十項の規定により読み替えて適用される法第三百十五号第一号
二| 附則第十八条の三第八項の規定により読み替えて適用される法第三百十五号第一号

43| 前三項に定めるもののほか、法附則第三十五条の三第十三項又は第十四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第三百十三号 第三項	所得税法第二条第一項第四十号	租税特別措置法施行令第二十五条の十二の二第二十一項第一号の規定により読み替えて適用される所得税法第二条第一項第四十号
	同項の規定による申告書	同項の規定による申告書 (附則第三十五条の三第

法第三百十三條 第六項	を 含む	同項 ただし書	第十四項において準用する 第三百十七條の二第四項 の規定による申告書を含 む。	法第三百十三條 第六項	を 含む	同項 ただし書	第十四項において準用する 第三百十七條の二第四項 の規定による申告書を含 む。	法第三百十三條 第八項	を 含む	同項 第二号	及びその時まで提出さ れた附則第三十五條の三 第十四項において準用す る第三百十七條の二第四 項の規定による申告書を 含む	法第三百十三條 第十一項	第三百十七條の二第一項 の規定による申告書（附 則第三十五條の三第十四

法第三百十三條 第六項	を 含む	同項 ただし書	十六項において準用する 第三百十七條の二第四項 の規定による申告書を含 む。	法第三百十三條 第六項	を 含む	同項 ただし書	十六項において準用する 第三百十七條の二第四項 の規定による申告書を含 む。	法第三百十三條 第八項	を 含む	同項 第二号	及びその時まで提出さ れた附則第三十五條の三 第十六項において準用す る第三百十七條の二第四 項の規定による申告書を 含む	法第三百十三條 第十一項	第三百十七條の二第一項 の規定による申告書（附 則第三十五條の三第十六

法第三百十七條の二第一項	若しくは雑損失の金額の控除	項において準用する第三百十七條の二第四項の規定による申告書を含む。
法第三百十七條の二第一項	若しくは雑損失の金額の控除、附則第三十五條の三第十一項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除	若しくは雑損失の金額の控除、附則第三十五條の三第十一項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除
法第三百十七條の二第一項第七号	前各号に掲げるもののほか、	附則第三十五條の三第十一項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他
法第三百十七條の二第三項	雑損失の金額の控除	雑損失の金額の控除、附則第三十五條の三第十一項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除
第四十八條の九の二第八項	を含む	及びその時までに提出された法附則第三十五條の三第十四項において準用
法第三百十七條の二第一項	若しくは同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除	項において準用する第三百十七條の二第四項の規定による申告書を含む。
法第三百十七條の二第一項第六号	前各号に掲げるもののほか、	附則第三十五條の三第十一項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他
法第三百十七條の二第三項	又は同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除	同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は附則第三十五條の三第十三項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除
第四十八條の九の二第八項	を含む	及びその時までに提出された法附則第三十五條の三第十六項において準用

する法第三百十七条の二
第四項の規定による申告
書を含む

する法第三百十七条の二
第四項の規定による申告
書を含む

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の特例)

第十八条の八 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若し

くは特定同一世帯所属者について法附則第三十五条の五 の規定の適用がある場合における第五十六条の八十九第二項の規定の適用については、同項第二号イ中「法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額」とあるのは、「法附則第三十五条の五」の規定により読み替えられた法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額」とする。

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の特例)

第十八条の八 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者

については法附則第三十五条の五第一項の規定の適用がある場合における第五十六条の八十九第二項の規定の適用については、同項第二号イ中「法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額」とあるのは、「法附則第三十五条の五第一項の規定により読み替えられた法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額」とする。

2 | 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者について法附則第三十五条の五第二項の規定の適用がある場合における第五十六条の八十九第二項の規定の適用については、同項第二号イ中「法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額」とあるのは、「法附則第三十五条の五第二項の規定により読み替えられた法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額」とする。

3 | 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者について法附則第三十五条の五第三項の規定の適用がある場合における第五十六条の八十九第二項の規定の適用については、同項第二号イ中「法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額」とあるのは、「法附則第三十五条の五第三項の規定により読み替えられた法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額」とする。

（上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

第十八条の九 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若し

くは特定同一世帯所属者が法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額を有する場合における第五十六条の八十九第二項の規定の適用については、同項第二号イ中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第十九条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十三条の三第五項の事業所得又は雑所得を有する場合における第五十六条の八十九第二項の規定の適用については、同項第二号イ中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第十九条の二 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十四条第四項の譲渡所得を有する場合における第五十六条の八十九第二項の規定の適用については、同項第二号イ中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第十九条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第三十三条の三第五項の事業所得又は雑所得を有する場合における第五十六条の八十九第二項の規定の適用については、同項第二号イ中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第十九条の二 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第三十四条第四項の譲渡所得を有する場合における第五十六条の八十九第二項の規定の適用については、同項第二号イ中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十五条第五項の譲渡所得を有する場合には、同項第二号イ中第五十六条の八十九第二項の規定の適用については、同項第二号イ中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第二十条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十五条の二第六項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、同項第二号イ中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第二十一条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十五条の四第四項の事業所得又は雑所得を有する場合には、同項第二号イ中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(退職被保険者等所属市町村における国民健康保険税の課税の特例)

2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者
が法附則第三十五条第五項の譲渡所得を有する場合には、同項第二号イ中第五十六条の八十九第二項の規定の適用については、同項第二号イ中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第二十条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者
が法附則第三十五条の二第六項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、同項第二号イ中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第二十一条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者
が法附則第三十五条の四第四項の事業所得又は雑所得を有する場合には、同項第二号イ中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

第二十一条の二 法附則第三十八条に規定する退職被保険者等所属市町村における第五十六条の八十九の規定の適用については、同条第二項第二号イ(1)中「被保険者に」とあるのは、「一般被保険者(国民健康保険法附則第七条に規定する退職被保険者等以外の国民健康保険の被保険者をいう。)に」とする。

(法附則第四十条第一項の政令で定める者等)

第二十三条 法附則第四十条第一項に規定する政令で定める者は、附則第二十一条第七十項の規定により総務大臣が指定した株式会社とする。

2 法附則第四十条第一項に規定する公益財団法人 政令で定めるものは、附則第十一条第十九項に規定する指定法人及び同項の規定により総務大臣が指定した公益財団法人とする。

(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例)

第二十四条 法附則第四十一条第三項に規定する特定一般社団法人については公益社団法人とみなし、同項に規定する特定一般財団法人については公益財団法人とみなして、第三十六条の八第一項第一号、第三十六条の九第一項第二号、第三十六条の十第一項第一号、第四十九条の十二第一項第一号、第四十九条の十三第一項第二号、第四十九条の十五第一項第一号、第五十一条の十六の三第二項、第五十四条の四十五第二項第二号、附則第七条第十項第三号、附則第十一条第十六項第三号、第十九項、第四十八項第三号及び第七十項、附則第十一条の二第二項第二号並びに前条第二項の規定を適用する。

(法附則第四十条第一項の政令で定める者等)

第二十三条 法附則第四十条第一項に規定する政令で定める者は、附則第二十一条第七十四項の規定により総務大臣が指定した株式会社とする。

2 法附則第四十条第一項に規定する民法第三十四条の財団法人で政令で定めるものは、附則第二十一条の規定により総務大臣が指定した財団法人 とする。 の規

2 平成二十一年度から平成二十五年度までの各年度分の固定資産税に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第四十九条の十二第二項第一号</p>	<p>公益社団法人又は公益財団法人</p>	<p>公益社団法人又は公益財団法人、移行一般社団法人等（法附則第四十一条第十一項に規定する移行一般社団法人等をいう。次項、次条及び第四十九条の十五において同じ。）</p>
<p>第四十九条の十二第二項</p>	<p>固定資産（</p>	<p>固定資産（移行一般社団法人等に係るものにあつては、当該移行一般社団法人等に係る設立登記（法附則第四十一条第十一項に規定する設立登記をいう。次条第二項及び第四十九条の十五第二項において同じ。）の日の前日において同号の規定の適用があつたものに限る、</p>
<p>第四十九条の十二第一号</p>	<p>公益社団法人又は公益財団法人</p>	<p>公益社団法人又は公益財団法人、移行一般社団法人等</p>

<p>三第二項及び第四十九条の十五第二項</p>	<p>に係るものにあつては、当該移行一般社団法人等に係る設立登記の日の前日において同号の規定の適用があつたものに限る。）</p>
<p>3 法附則第四十一条第十一項第二号に規定する政令で定める医療関係者は、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士及び作業療法士とする。</p> <p>4 法附則第四十一条第十一項第五号に規定する移行一般社団法人等で学術の研究を目的とするものがその目的のため直接その研究の用に供する固定資産で政令で定めるものは、当該研究の用に供する固定資産のうち第五十条の五各号に掲げるもの以外のものとする。</p> <p>5 法附則第四十一条第十一項第六号に規定する政令で定める寄宿舍は、第五十一条の八各号に掲げる要件に該当する寄宿舍とする。</p>	

第二条による改正（国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和三十一年政令第一百七号））

改 正 案

（法第二条第一項第二号の飛行場）

第一条 国有資産等所在市町村交付金法（以下「法」という。）第二条第一項第二号に規定する空港の機能を果たすものとして政令で定める飛行場は、次の表のとおりとする。

名称	位置
札幌飛行場	北海道札幌市
百里飛行場	茨城県小美玉市
小松飛行場	石川県小松市
美保飛行場	鳥取県境港市
徳島飛行場	徳島県板野郡松茂町
三沢飛行場	青森県三沢市

（法第二条第二項第八号の固定資産）

第一条の四 法第二条第二項第八号に規定する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇七 （略）

八 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五百十条第一項若しくは第二項若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十七条ノ二に規定する事業に係る施設又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条

現 行

（法第二条第一項第二号の飛行場）

第一条 国有資産等所在市町村交付金法（以下「法」という。）第二条第一項第二号に規定する空港の機能を果たすものとして政令で定める飛行場は、次の表のとおりとする。

名称	位置
札幌飛行場	北海道札幌市
百里飛行場	茨城県東茨城郡小川町
小松飛行場	石川県小松市
美保飛行場	鳥取県境港市
徳島飛行場	徳島県板野郡松茂町
三沢飛行場	青森県三沢市

（法第二条第二項第八号の固定資産）

第一条の四 法第二条第二項第八号に規定する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇七 （略）

八 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五百十条第一項若しくは第二項若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十七条ノ二に規定する事業に係る施設又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律

若しくは雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）

第六十三条の規定による施設の用に供する固定資産で公益社団法人又は公益財団法人

が国から当該施設の経営の委託を受けたことにより無償で使用しているもの

九 国が港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十四条第一項又は第五十四条の二第一項の規定によつて同法の規定による港務局に無償で貸し付けている港湾施設である固定資産

附則

（国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第四条の施設に係る法第二条第二項第八号の固定資産の特例）

8 平成二十二年度分及び平成二十三年度分の市町村交付金に係る第一条の四第八号の規定の適用については、同号中「若しくは雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十三条」とあるのは、「雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十三条若しくは国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第十号）附則第四条」とする。

（旧民法第三十四条の法人から移行した法人に係る法第二条第二項第八号の固定資産の特例）

（第七十五号）第七十九条、国民年金法（昭和三十四年法律第四百一

号）第七十四条若しくは雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）

第六十三条の規定による施設の用に供する固定資産で民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人が国から当該施設の経営の委託を受けたことにより無償で使用しているもの

九 国が港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十四条第一項又は第五十五条第一項の規定によつて同法の規定による港務局に無償で貸し付けている港湾施設である固定資産

附則

（二千五年日本国際博覧会の開催に伴う市町村交付金の特例）

8 平成十六年度から平成十九年度までの各年度分の市町村交付金に限り、国又は地方公共団体が財団法人二千五年日本国際博覧会協会に無償で貸し付けている固定資産で国際博覧会に関する条約の適用を受けて平成十七年に開催される二千五年日本国際博覧会の会場内において当該博覧会の用に供するものについては、第一条の四第一号中「固定資産」とあるのは、「固定資産又は国若しくは地方公共団体が財団法人二千五年日本国際博覧会協会に無償で貸し付けている固定資産で国際博覧会に関する条約の適用を受けて平成十七年に開催される二千五年日本国際博覧会の会場内において当該博覧会の用に供するもの」として、同条の規定を適用する。

9| 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて同法第百六条第一項の登記をしていないものについては、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第一条の四第八号の規定を適用する。

（発電の用に供する多目的ダムに係る法第二十条の算出方法の特例）

10| 昭和四十九年三月三十一日までの間において建設された法第二十条に規定する多目的ダムの用に供する固定資産のうち発電の用に供する部分に係る同条に規定する政令で定める方法は、第十一条の規定にかかわらず、特定多目的ダム法第二十七条に規定する方法と同一の方法とする。

（発電の用に供する多目的ダムに係る法第二十条の算出方法の特例）

9| 昭和四十九年三月三十一日までの間において建設された法第二十条に規定する多目的ダムの用に供する固定資産のうち発電の用に供する部分に係る同条に規定する政令で定める方法は、第十一条の規定にかかわらず、特定多目的ダム法第二十七条に規定する方法と同一の方法とする。

<p>改正案</p>	<p>（特定外国配当等に係る地方税法の適用に関する特例） 第二条の四 略</p> <p>2 法第三条の二の二第四項の規定の適用がある場合における地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 第七条の十一並びに附則第四条第十項第一号、第四條の二第九項第一号、第十八條の五第七項第一号、第十八條の六第十二項第一号及び第十八條の七の二第四項第一号 </td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 又は山林所得金額 </td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額 </td> </tr> </table>	第七条の十一並びに附則第四条第十項第一号、第四條の二第九項第一号、第十八條の五第七項第一号、第十八條の六第十二項第一号及び第十八條の七の二第四項第一号	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額
第七条の十一並びに附則第四条第十項第一号、第四條の二第九項第一号、第十八條の五第七項第一号、第十八條の六第十二項第一号及び第十八條の七の二第四項第一号	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額		
<p>現行</p>	<p>（特定外国配当等に係る地方税法の適用に関する特例） 第二条の四 略</p> <p>2 法第三条の二の二第四項の規定の適用がある場合における地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 第七条の十一並びに附則第四条第十項第一号、第四條の二第九項第一号、第十八條の五第五項第一号、第十八條の六第十二項第一号及び第十八條の七の二第四項第一号 </td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 又は山林所得金額 </td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額 </td> </tr> </table>	第七条の十一並びに附則第四条第十項第一号、第四條の二第九項第一号、第十八條の五第五項第一号、第十八條の六第十二項第一号及び第十八條の七の二第四項第一号	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額
第七条の十一並びに附則第四条第十項第一号、第四條の二第九項第一号、第十八條の五第五項第一号、第十八條の六第十二項第一号及び第十八條の七の二第四項第一号	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額		

3 略

4 法第三条の二の二第六項の規定の適用がある場合における地方税法施

3 略

4 法第三条の二の二第六項の規定の適用がある場合における地方税法施

行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	略
第七條の十一並びに附則第四條第十項第一号、第四條の二第九項第一号、第十八條の五第七項第一号、第十八條の六第十二項第一号及び第十八條の七の二第四項第一号	又は山林所得金額
	若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第三條の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額

5 略

6 法第三條の二の二第十項の規定の適用がある場合における地方税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	略
第四十八條の五の二並びに附則第四條第十八項第一号	又は山林所得金額
	若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第三條の二の二第十項に規定する

行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	略
第七條の十一並びに附則第四條第十項第一号、第四條の二第九項第一号、第十八條の五第五項第一号、第十八條の六第十二項第一号及び第十八條の七の二第四項第一号	又は山林所得金額
	若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第三條の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額

5 略

6 法第三條の二の二第十項の規定の適用がある場合における地方税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	略
第四十八條の五の二並びに附則第四條第十八項第一号	又は山林所得金額
	若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第三條の二の二第十項に規定する

<p>、第四条の二第十 七項第一号、第十 八条の五第十九項 第一号、第十八条 の六第二十八項第 一号及び第十八条 の七の二第十二項 第一号</p>		<p>条約適用利子等の額</p>
<p>7 略</p> <p>8 法第三条の二の二第十二項の規定の適用がある場合における地方税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
<p>第四十八条の五の 二並びに附則第四 条第十八項第一号 、第四条の二第十 七項第一号、第十 八条の五第十九項 第一号、第十八条 の六第二十八項第 一号及び第十八条</p>	<p>又は山林所得金額</p>	<p>若しくは山林所得金額又は 租税条約実施特例法第三条 の二の二第十二項に規定す る条約適用配当等の額</p>

<p>、第四条の二第十 七項第一号、第十 八条の五第十四項 第一号、第十八条 の六第三十三項第 一号及び第十八条 の七の二第十二項 第一号</p>		<p>条約適用利子等の額</p>
<p>7 略</p> <p>8 法第三条の二の二第十二項の規定の適用がある場合における地方税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
<p>第四十八条の五の 二並びに附則第四 条第十八項第一号 、第四条の二第十 七項第一号、第十 八条の五第十四項 第一号、第十八条 の六第三十三項第 一号及び第十八条</p>	<p>又は山林所得金額</p>	<p>若しくは山林所得金額又は 租税条約実施特例法第三条 の二の二第十二項に規定す る条約適用配当等の額</p>

